

---

支援機関における  
ヤングケアラーへの対応等に関するアンケート調査  
報告書

---

令和4年12月 香川県



# 目次

1. 調査概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 実施時期	1
(3) 調査種類及び調査対象	1
(4) 調査方法	1
(5) 回答状況	1
(6) 留意点	2
2. 調査結果の概要	3
3. 調査結果	4
(1) 支援機関向け調査（調査票A）	4
(2) 要保護児童対策地域協議会向け調査（調査票B）	68
(3) 児童相談所向け調査（調査票C）	86
(4) 共通設問等の分析	92
4. 考察	97
資料編	101



# 1. 調査概要

## (1) 調査目的

本調査は、ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況及び支援機関における支援の状況を調査するとともに、今後必要な支援策を検討するための基礎資料とします。また、子どもや保護者の相談・支援に携わる機関及びケアの必要な家族がいる家庭の支援に携わる機関に対し、「ヤングケアラー」周知の一環とします。

## (2) 実施時期

令和4年6月10日（金）～6月24日（金）

## (3) 調査種類及び調査対象

調査種類	機関名	回答母数
調査票A	地域包括支援センター※主任介護支援専門員が回答	60
	居宅介護支援事業所 ※主任介護支援専門員あるいは管理者が回答	396
	相談支援事業所 ※相談支援専門員が回答	150
	各市町の保健師	167
	社会福祉協議会（県・各市町）	18
	スクールカウンセラー（SC）	73
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	58
	医療ソーシャルワーカー	91
	生活保護ケースワーカー	111
	母子・父子自立支援員	14
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	2,169
	子ども食堂等（子どもの居場所）	70
調査票B	各市町要保護児童対策地域協議会	17
調査票C	児童相談所	2

## (4) 調査方法

調査種類	調査方法
調査票A	オンラインアンケートのQRコード、URLを記載した調査依頼文を配布、WEB上で回答、回収
調査票B	アンケートシートをEメールにて送付、記入後Eメールにて回収
調査票C	アンケートシートをEメールにて送付、記入後Eメールにて回収

## (5) 回答状況

調査種類	回収数	回収率
調査票A	994件	28.0% (機関別：14.6%～100%)
調査票B	17件	100.0%
調査票C	2件	100.0%

## (6) 留意点

分析結果を見る際の留意点は以下の通りです。

1. この調査は、支援機関のヤングケアラーに対する対応等を把握するために実施したものであり、ヤングケアラーの実数把握を目的としたものではありません。そのため、ヤングケアラーの人数や事例の回答は回答者間で重複している可能性があります。
2. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。
3. 本文および図表の数字は、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
4. 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の場合、図中にMA（=いくつでも回答可）または3LA（=3つまで回答可）と記載しています。また、不明（無回答）はグラフ・表から除いている場合があります。
5. 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、合計が100.0%を超える場合があります。
6. 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。また、「不明・無回答」は図表から除いている場合があります。
7. クロス集計表内において、それぞれの属性の中での **上位1位**、**上位2位** をハイライトしています。また、回答全体の割合と比べてその属性の中での割合が10ポイント以上高い場合には△、10ポイント以上低い場合には▼の記号を付けています。
8. 調査の結果は、令和3年度に有限責任監査法人トーマツが厚生労働省より委託を受けて実施した「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」（以下、「R3 多機関連携支援調査」）及び、令和2年度に三菱UFJリサーチ&コンサルティングが厚生労働省より委託を受けて実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（以下、「R2実態調査」）と比較しました。

## 2. 調査結果の概要

- ヤングケアラーの認知度では、「報道されている程度」以上に認識しているという回答が8割以上でした。機関別の回答状況では「国の報告書の内容を承知している程度認識している」の回答は0.0%~100.0%と機関により差が大きくなっています。ヤングケアラーの認知がないことにより支援へのつながりができない可能性があるため、ヤングケアラーの概念や支援に関する研修機会の充実が必要となります。
- 現在及びこれまでの関わりの中でのヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無では、調査票Aでは全体で「いる(いた)」が19.2%、「いない」が67.2%となっていますが、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)では「いる(いた)」が6割を超え多くなっています。また、調査票Bでは、17か所の要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という)の令和3年度登録児童数のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数は、52件となっています。調査票Cでは、2か所の児童相談所の令和3年度の児童福祉司指導・継続指導中の児童数のうち、ヤングケアラーと考えられる児童数は28人となっています。  
なお、本調査はヤングケアラーの実数を把握するために実施したものではないため、各機関が回答した事例に重複がある可能性があります。
- ヤングケアラーの可能性に気づくきっかけとして子ども本人からの相談は少ない現状があり、支援者や周囲の大人からの気づき及び相談窓口の明確化が重要です。
- ヤングケアラーを把握しにくい理由として、子ども本人が自分の困りごとを認識していないという回答が多く、周囲の大人の気づきのためにも子ども本人、支援機関双方に向けた「ヤングケアラー」の周知が重要と考えられます。
- ヤングケアラーではないかと思われる子どもに気づいたきっかけとしては、支援機関が通常業務の中で気づいた事例が多くなっています。実際につないだ事例として、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなど、子どもが支援対象でない機関から他機関につないだ事例もあることから、多機関の連携ネットワークの構築により、機関内で対応可能な支援以外にも、他機関と連携して必要に応じ適切な支援につなげることができると考えられます。
- 支援の際の注意点として「家族や本人の気持ちを尊重」「家族の個別性に着目」などの回答があります。家庭状況はケースにより異なることから、ヤングケアラーと一括りにするのではなく、子どもや家庭の状況に応じた柔軟な支援が必要と考えられます。

### 3. 調査結果

#### (1) 支援機関向け調査（調査票A）

##### はじめに 当事者の視点

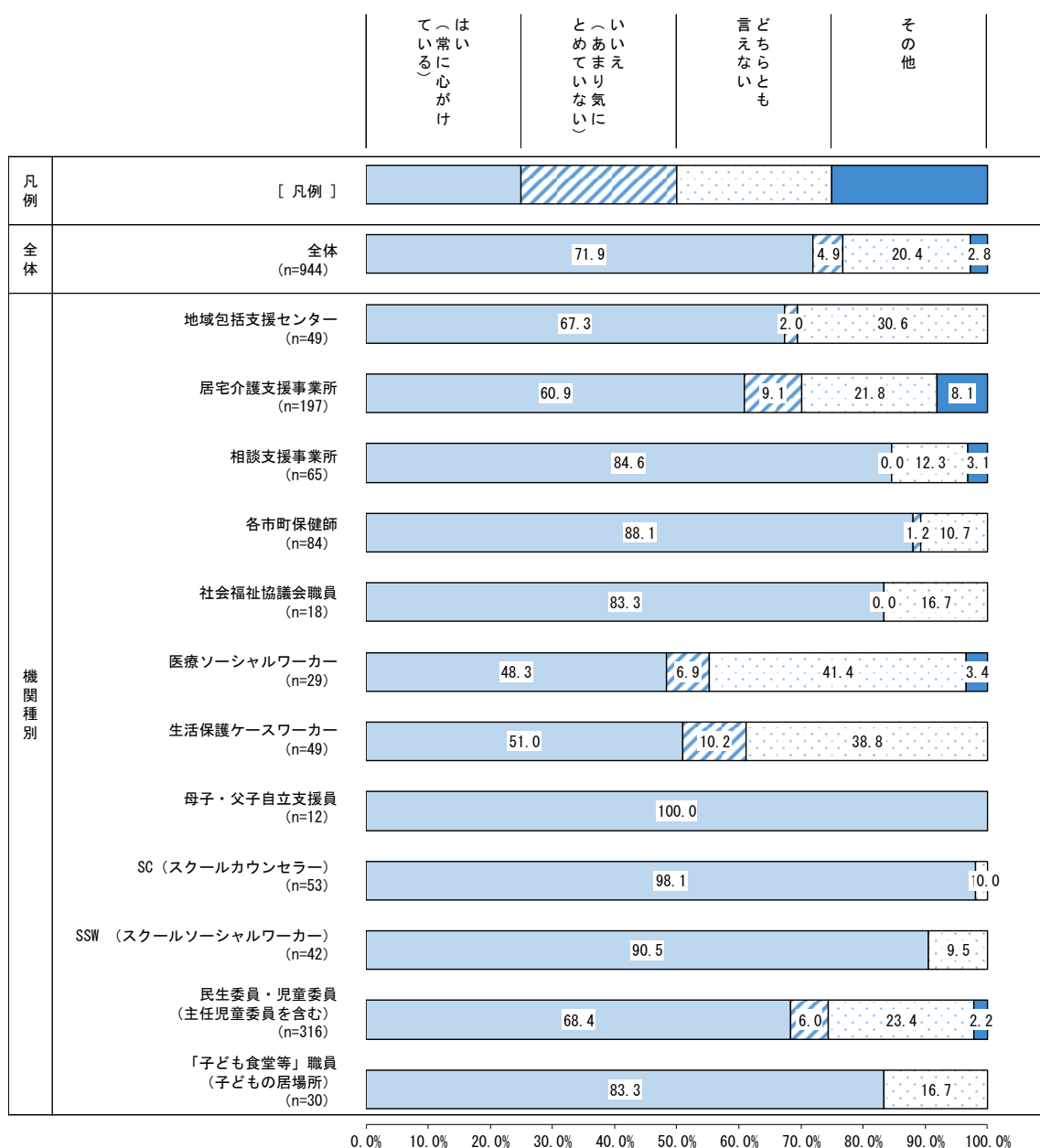
###### 【全体】

- 日頃の業務の中で、子どもあるいは保護者の困りごとを当事者の視点で考えているかについて、「はい（常に心がけている）」が71.9%で最も多く、次いで「どちらとも言えない」が20.4%、「いいえ（あまり気にとめていない）」が4.9%となっています。

###### 【機関種別】

- 母子・父子自立支援員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）では、「はい（常に心がけている）」が90%を超えています。

##### 【当事者の視点（SA）】





## 問1 機関種別および福祉圏域

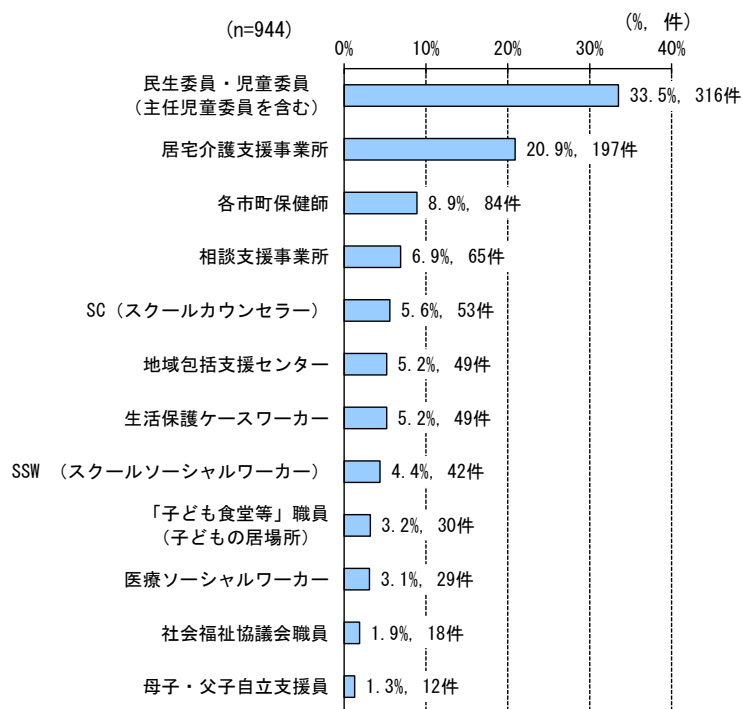
### 【機関種別】

- 機関種別については、「民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）」が33.5%で最も多く、次いで「居宅介護支援事業所」が20.9%、「各市町保健師」が8.9%となっています。

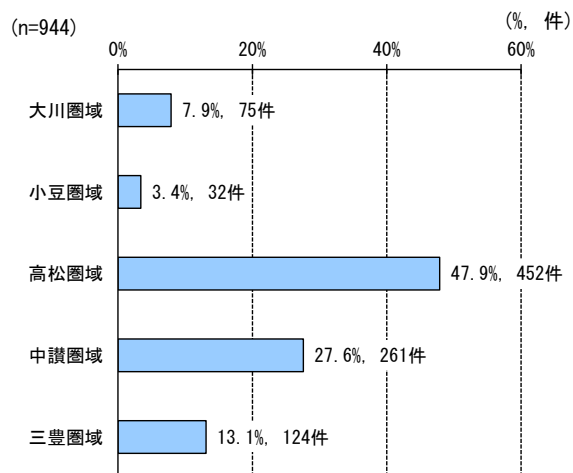
### 【福祉圏域】

- 福祉圏域については、「高松圏域」が47.9%で最も多く、次いで「中讃圏域」が27.6%、「三豊圏域」が13.1%となっています。

【機関種別】



【福祉圏域】



## 問2 「ヤングケアラー」の認識

### 【全体】

- ヤングケアラーについての認識について、「報道されている程度は認識している」が72.5%で最も多く、次いで「国の報告書の内容を承知している程度認識している」が13.6%、「言葉だけは認識している」が9.7%となっています。

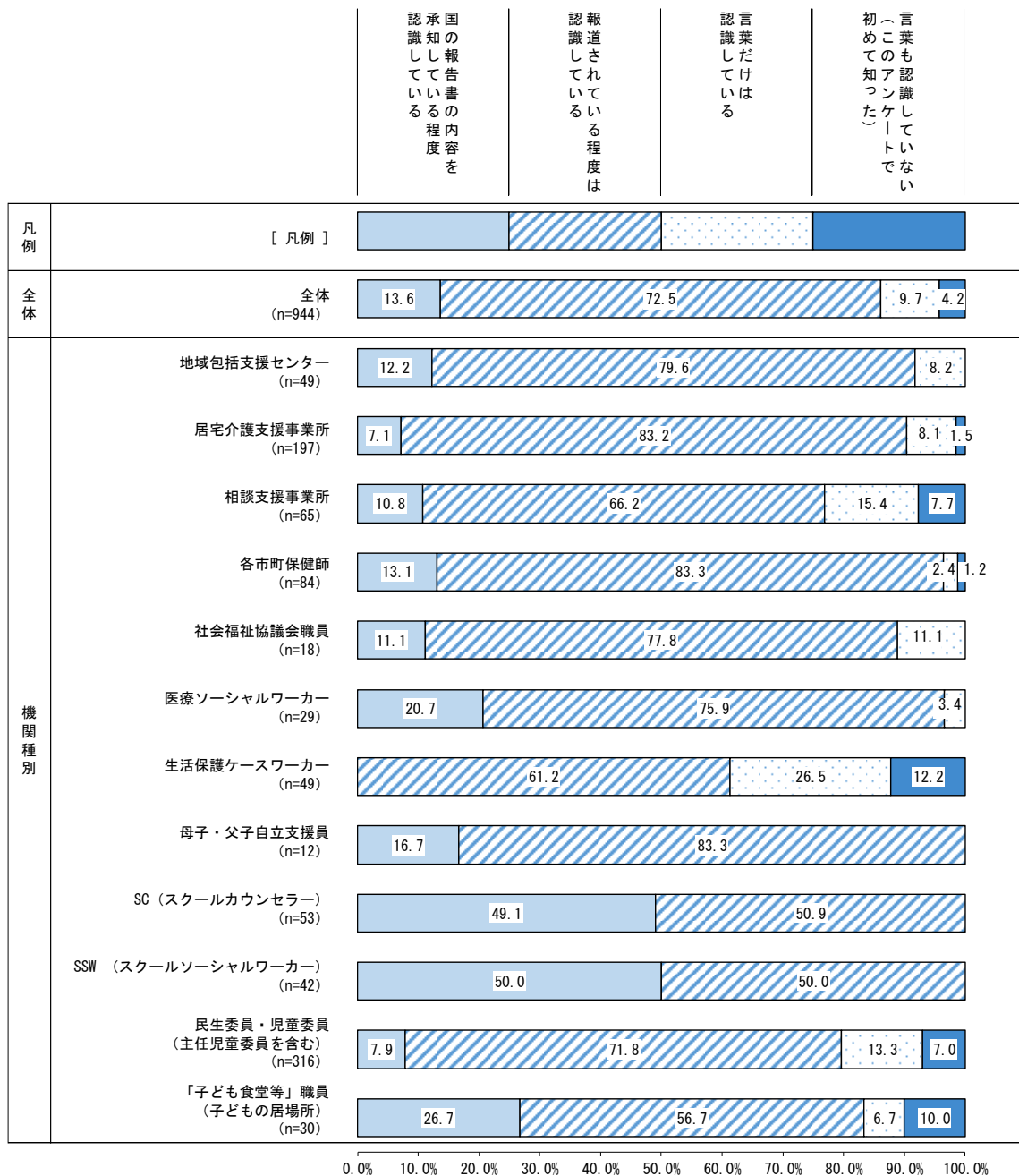
### 【機関種別】

- 「国の報告書の内容を承知している程度認識している」はSC（スクールカウンセラー）が49.1%、SSW（スクールソーシャルワーカー）が50.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）」は生活保護ケースワーカー、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）で10%以上となっています。

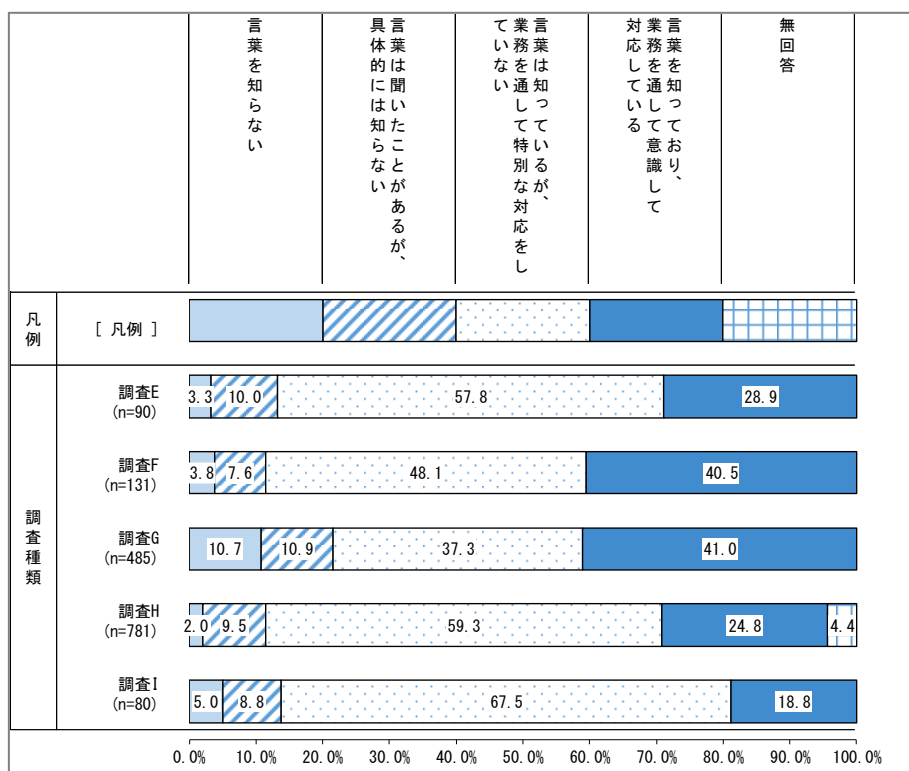
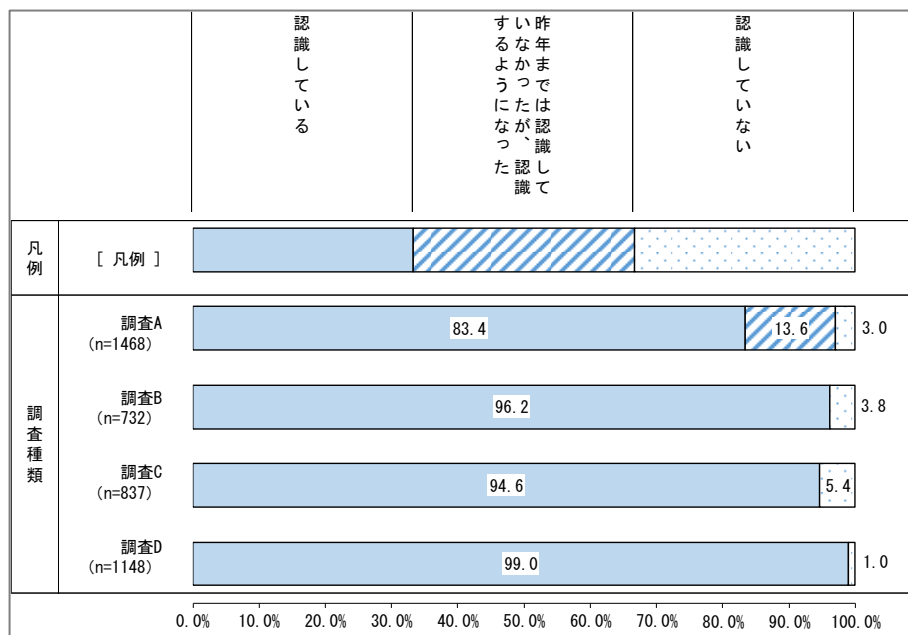
### 【R3多機関連携支援調査との比較】※（ ）内はR3多機関連携支援調査の結果

- 「言葉も認識していない」（「言葉を知らない」）は、居宅介護支援事業所（主任ケアマネジャー及びケアマネジャー）では1.5%（3.3%）、医療ソーシャルワーカーでは0.0%（2.0%）でR3多機関連携支援調査の結果と比べやや少なく、相談支援専門員（相談支援事業所）では7.7%（3.8%）でやや多くなっています。

### 【ヤングケアラーについての認識】



参考：R3 多機関連携支援調査 図表 19 「ヤングケアラー」という概念の認識状況



調査 A：要保護児童対策協議会

調査 C：市区町村の障害福祉部門

調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー

調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等（中学校）

調査 I：精神保健福祉士

調査 B：市区町村の高齢者福祉部門

調査 D：教育委員会

調査 F：相談支援専門員

調査 H：医療ソーシャルワーカー

問3 ヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無（現在及びこれまでの関わりの中で）

【全体】

- ヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無について、「いる（いた）」が 19.2%、「いない」が 67.2%、「わからない」が 13.7%となっています。

【機関種別】

- SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）では「いる（いた）」が 6割を超え多くなっています。

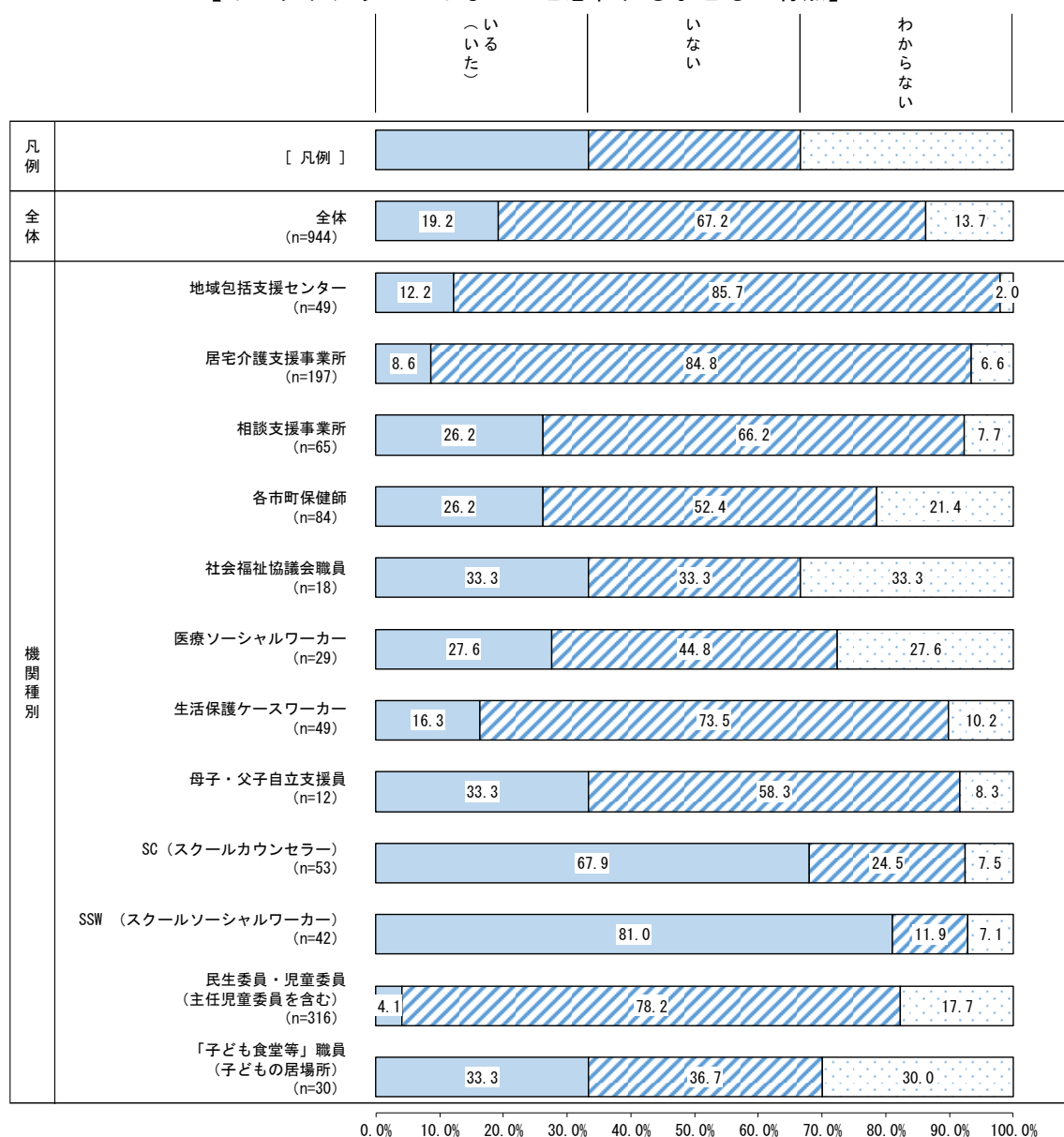
【ヤングケアラーへの認識】

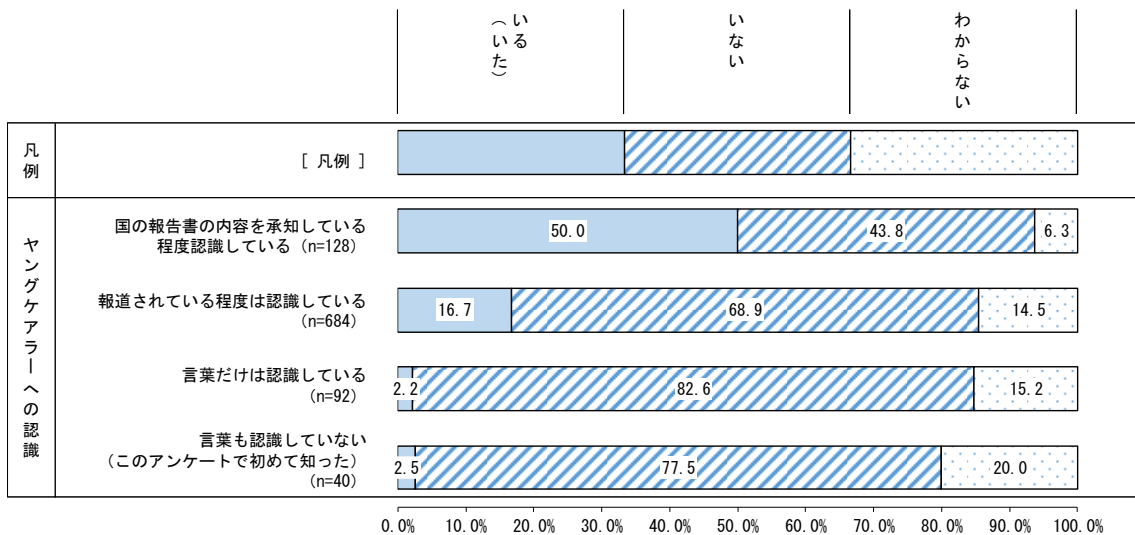
- 「国の報告書の内容を承知している程度認識している」「報道されている程度は認識している」を合わせた“ヤングケアラーへの認識がある”回答者では、「言葉だけは認識している」「言葉も認識していない」を合わせた“ヤングケアラーの概念を認識していない”回答者に比べ、「いる（いた）」が多くなっています。

【R3 多機関連携支援調査との比較】※（ ）内はR3 多機関連携支援調査の結果

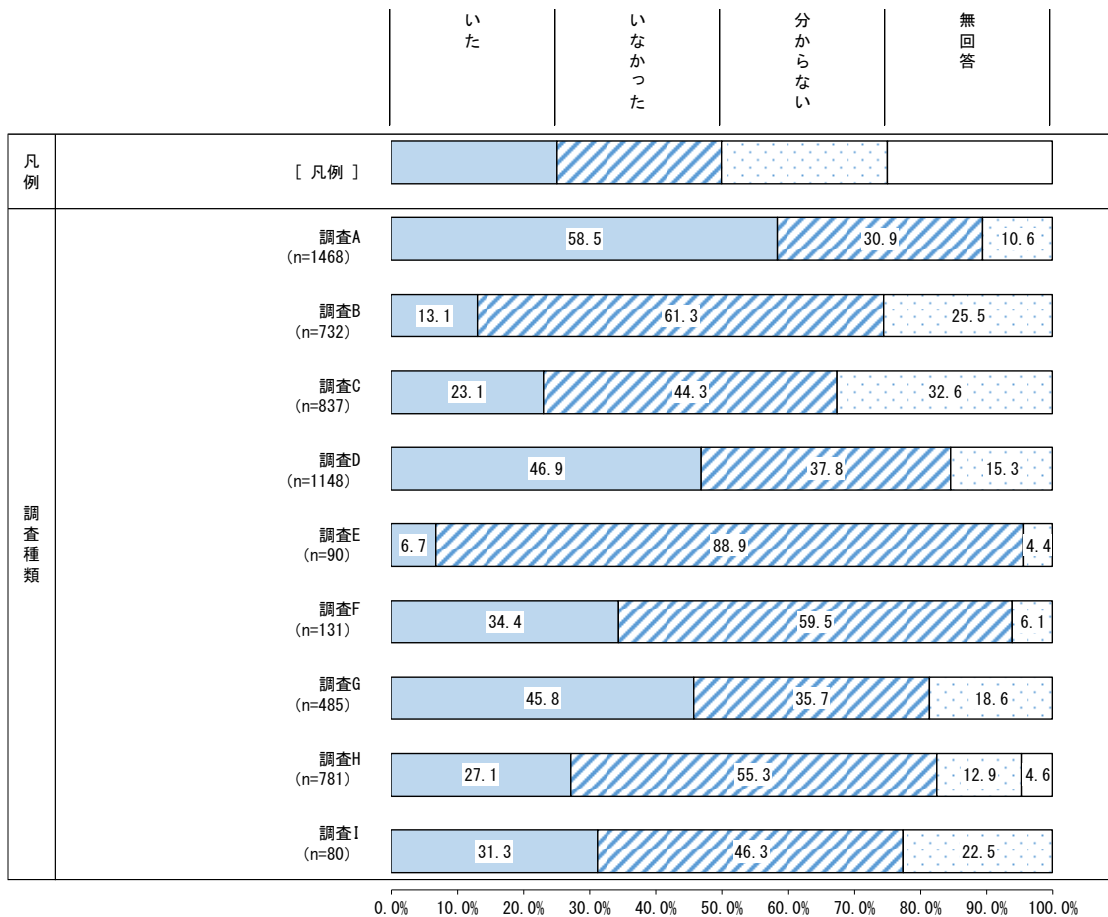
- 「いる（いた）」（「いた」）は、居宅介護支援事業所（主任ケアマネジャー及びケアマネジャー）では 8.6%（6.7%）、とR3 多機関連携支援調査と比べやや多く、相談支援専門員（相談支援事業所）では 26.2%（34.4%）と少なくなっています。
- 医療ソーシャルワーカーでは「わからない」が 27.6%（12.9%）と、R3 多機関連携調査と比べ多くなっています。

【ヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無】





参考：R3 多機関連携支援調査 図表 21 直近1年間でのヤングケアラーと思われる子どもの有無



調査 A：要保護児童対策協議会  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等（中学校）  
 調査 I：精神保健福祉士

調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー

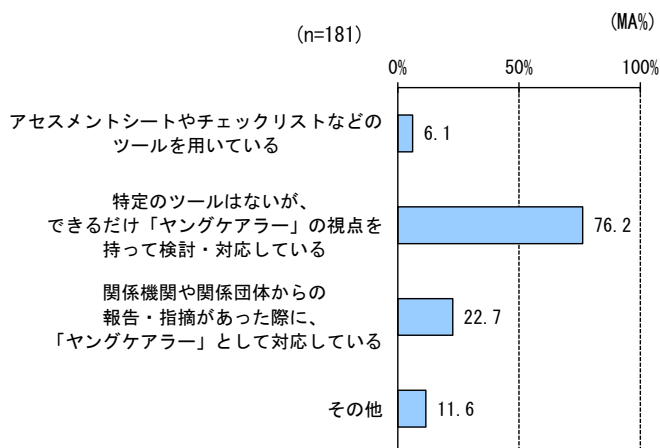
→そのヤングケアラーではないかと思われる子どもから聞いた、今後の支援等を考える上で大切だと感じた生の声

回答内容（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後学校から帰りたくない。</li> <li>・ずっとこういう生活だったので、特に考えたことはなかった。</li> <li>・親を怒らせたくないで、自分は手伝う。</li> <li>・なんで自分がしないといけないんだろう。なるべく早く家を出たい。自立したい。</li> <li>・「困ってる」と言ってもいいと知らなかった。</li> <li>・安心して学校に行けるように親の見守り支援をして欲しい。食事とその片付け支援があると助かる。</li> <li>・家族の助け合いは当たり前のこと。</li> <li>・仕方がない、自分しかいないのだから。</li> <li>・誰に相談したら良いか分からない。</li> <li>・（世話は）特に大変だと感じたことはない。</li> </ul>

問4 ヤングケアラーではないかと思われる子どもをどのように判断しているか  
（問3で「いる（いた）」と答えた方のみ回答）

【全体】
○ 判断の方法について、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が76.2%で最も多く、次いで「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している」が22.7%、「アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」は6.1%となっています。

【判断の方法】



判断の方法	母数 (n)	判断の方法			
		アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている	特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している	関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している	その他
全体	181	6.1	76.2	22.7	11.6
地域包括支援センター	6	△ 16.7	▼ 33.3	16.7	△ 33.3
居宅介護支援事業所	17	5.9	▼ 64.7	▼ 11.8	17.6
相談支援事業所	17	5.9	▼ 58.8	29.4	△ 23.5
各市町保健師	22	-	△ 86.4	△ 36.4	-
社会福祉協議会職員	6	△ 16.7	83.3	16.7	-
医療ソーシャルワーカー	8	△ 25.0	75.0	△ 37.5	-
生活保護ケースワーカー	8	-	▼ 37.5	△ 50.0	12.5
母子・父子自立支援員	4	-	△ 100.0	-	-
SC（スクールカウンセラー）	36	-	△ 94.4	13.9	5.6
SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	8.8	△ 91.2	23.5	2.9
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	7.7	69.2	15.4	15.4
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	10.0	▼ 40.0	20.0	△ 60.0

問5 ヤングケアラーではないかと思われる子どもの数（現在及び過去）

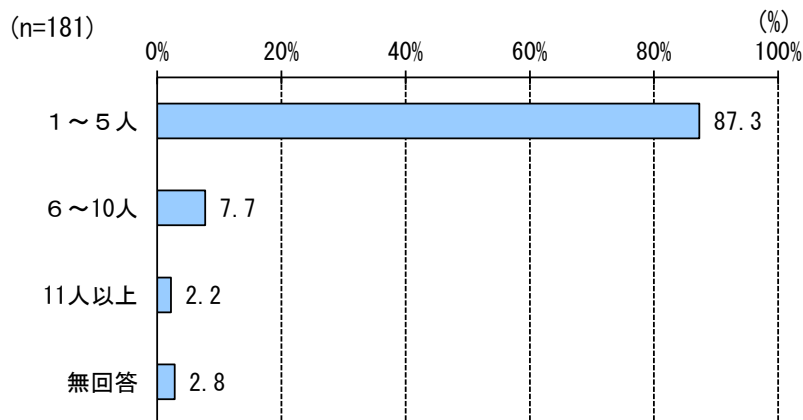
【全体】

- 人数について、「1～5人」が87.3%で最も多く、次いで「6～10人」が7.7%、「11人以上」が2.2%となっています。

【機関種別】

- 「11人以上」は、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）でのみ回答がみられます。

【人数】



単位：%

	母数 (n)	人数				
		1 ～ 5 人	6 ～ 1 0 人	1 1 人 以 上	無 回 答	
全体	181	87.3	7.7	2.2	2.8	
機 関 種 別	地域包括支援センター	6	△100.0	-	-	-
	居宅介護支援事業所	17	△100.0	-	-	-
	相談支援事業所	17	△100.0	-	-	-
	各市町保健師	22	95.5	4.5	-	-
	社会福祉協議会職員	6	83.3	16.7	-	-
	医療ソーシャルワーカー	8	△100.0	-	-	-
	生活保護ケースワーカー	8	△100.0	-	-	-
	母子・父子自立支援員	4	△100.0	-	-	-
	SC（スクールカウンセラー）	36	80.6	13.9	2.8	2.8
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	▼67.6	14.7	8.8	8.8
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	92.3	-	-	7.7
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	80.0	△20.0	-	-	
福 祉 圏 域	大川圏域	12	91.7	8.3	-	-
	小豆圏域	5	▼60.0	△20.0	-	20.0
	高松圏域	80	87.5	7.5	2.5	2.5
	中讃圏域	59	84.7	10.2	1.7	3.4
	三豊圏域	25	96.0	-	4.0	-

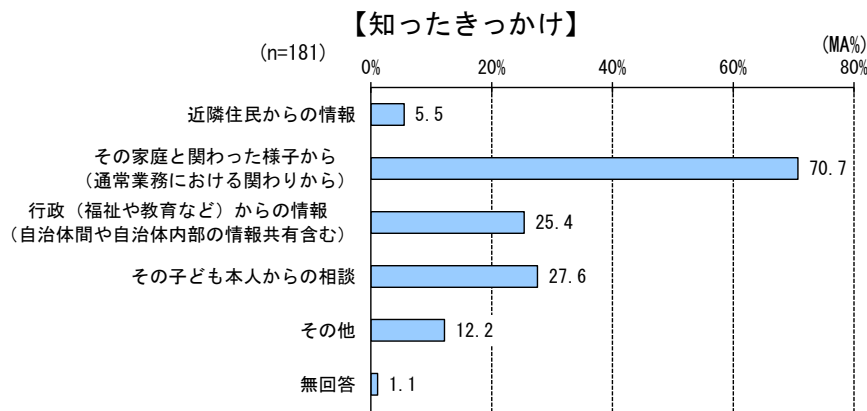
## 問6 ヤングケアラーではないかと思われる子どもを知ったきっかけ

### 【全体】

- 知ったきっかけについて、「その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）」が70.7%で最も多く、次いで「その子ども本人からの相談」が27.6%、「行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）」が25.4%となっています。
- 子ども本人からの相談が少ないことから、ヤングケアラー本人からは相談につながりにくい傾向があるといえます。
- 「その他」の回答内容では、通常業務の中での気づきや子どもと関わる機関からの情報がみられます。

### 【機関種別】

- 「近隣住民からの情報」は民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が30.8%、母子・父子自立支援員が25.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）」は生活保護ケースワーカー、母子・父子自立支援員が50.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「その子ども本人からの相談」はSC（スクールカウンセラー）が72.2%と他の区分に比べて多くなっています。



単位：%

機関種別	母数 (n)	知ったきっかけ						
		近隣住民からの情報	その家庭と関わった様子から (通常業務と関わった様子から)	情報共有含む)	行政 (福祉や教育など) (自治体間や自治体内部からの)	その子ども本人からの相談	その他	無回答
全体	181	5.5	70.7	25.4	27.6	12.2	1.1	
機関種別	地域包括支援センター	6	△100.0	-	-	-	-	
	居宅介護支援事業所	17	5.9	70.6	▼11.8	5.9	5.9	-
	相談支援事業所	17	5.9	△82.4	▼17.6	5.9	11.8	-
	各市町保健師	22	4.5	△90.9	▼27.3	4.5	4.5	-
	社会福祉協議会職員	6	-	△83.3	▼16.7	16.7	16.7	-
	医療ソーシャルワーカー	8	-	△87.5	25.0	-	-	-
	生活保護ケースワーカー	8	-	△87.5	△50.0	▼12.5	12.5	-
	母子・父子自立支援員	4	△25.0	75.0	△50.0	-	△50.0	-
	SC (スクールカウンセラー)	36	-	▼47.2	22.2	△72.2	16.7	-
	SSW (スクールソーシャルワーカー)	34	5.9	79.4	35.3	35.3	11.8	2.9
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	13	△30.8	▼30.8	23.1	23.1	15.4	7.7	
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	10	-	▼60.0	30.0	△40.0	20.0	-	
福祉圏域	大川圏域	12	-	▼58.3	△41.7	△41.7	-	-
	小豆圏域	5	-	80.0	-	20.0	-	20.0
	高松圏域	80	3.8	73.8	22.5	31.3	11.3	1.3
	中讃圏域	59	6.8	69.5	30.5	22.0	15.3	-
	三豊圏域	25	12.0	68.0	20.0	24.0	16.0	-



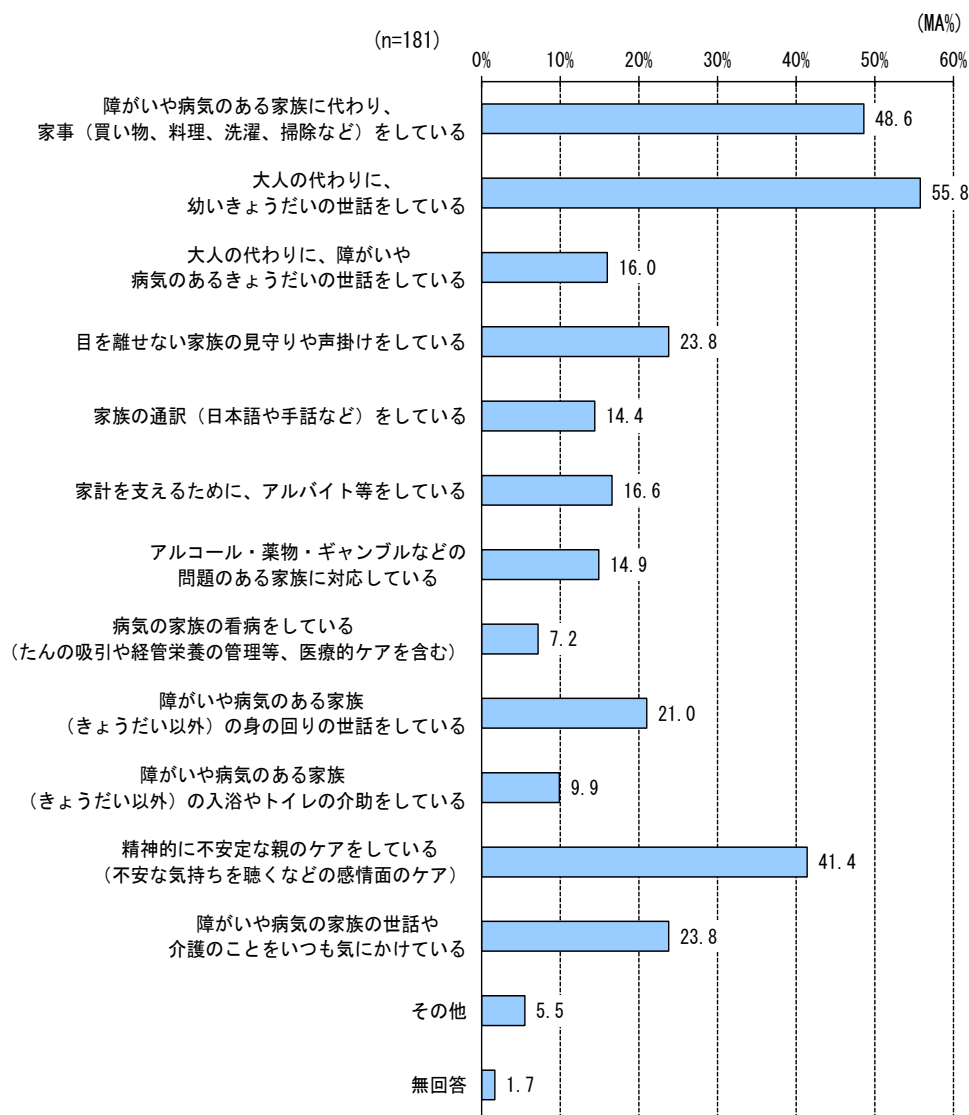
「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）	
学校・教諭からの情報	8件
通常業務の中での情報 ・父子家庭の子の貸付相談時に、父の話の中で情報を得た。 ・主訴は別の相談の聞き取りの中で。 ・相談業務にてサービス等利用計画を作成する中で子どもの介護が前提で話が進んでいる場合。そのケースでは行政も子どもが介護出来ないところだけサービスを使うように指導していた。	6件
家庭に関わっている関係機関から ・その家庭に関わっている民生委員からの相談。	3件
その他	3件

## 問7 ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況

### 【全体】

- 状況について、「大人の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が 55.8%で最も多く、次いで「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が 48.6%、「精神的に不安定な親のケアをしている（不安な気持ちを聴くなどの感情面のケア）」が 41.4%となっています。

### 【状況】



「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

家族の代わりに、家事をしている ・家族の病気治療のため経済的に困窮し、過度な就労をする大人の代わりに家事をしている。	5件
きょうだいの世話をしている ・障がいのある兄弟の学校の送迎を手伝っている。	2件
その他	3件

単位：％

機 関 種 別	母数 (n)	状況												
		掃除など 家事（買い物 など）をして いる	障がいや病 気のある家 族に代わり 、	幼いきょう だいの世話を している	大人の代わり に、	きょうだいの 世話をしている	障がいや病 気のある家 族の見守りや	声掛けをして いる	目を離せない 家族の見守り や	家族の通訳（日 本語や手話な ど）	家族の通訳（日 本語や手話な ど）	アルバイト等 をしている	家計を支える ために、	問題のある家 族に対応して いる
全体	181	48.6	55.8	16.0	23.8	14.4	16.6	14.9						
地域包括支援センター	6	△ 66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅介護支援事業所	17	△ 52.9	▼ 11.8	23.5	△ 41.2	-	▼ 5.9	17.6						
相談支援事業所	17	△ 64.7	▼ 29.4	17.6	23.5	-	▼ 5.9	5.9						
各市町保健師	22	△ 54.5	△ 72.7	13.6	▼ 13.6	22.7	13.6	9.1						
社会福祉協議会職員	6	△ 66.7	▼ 33.3	-	16.7	△ 33.3	△ 33.3	-						
医療ソーシャルワーカー	8	▼ 25.0	▼ 25.0	12.5	△ 37.5	12.5	12.5	12.5						
生活保護ケースワーカー	8	△ 75.0	▼ 12.5	-	△ 37.5	-	-	-						
母子・父子自立支援員	4	-	50.0	-	25.0	-	-	-						
SC（スクールカウンセラー）	36	▼ 33.3	△ 75.0	25.0	27.8	19.4	22.2	△ 25.0						
SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	△ 52.9	△ 85.3	17.6	23.5	△ 29.4	23.5	20.6						
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	▼ 38.5	△ 53.8	7.7	15.4	7.7	15.4	15.4						
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	50.0	△ 80.0	20.0	▼ 10.0	-	△ 40.0	20.0						
大川圏域	12	▼ 33.3	△ 58.3	8.3	▼ 8.3	-	△ 33.3	△ 25.0						
小豆圏域	5	▼ 20.0	▼ 40.0	20.0	△ 40.0	20.0	△ 40.0	△ 40.0						
高松圏域	80	△ 55.0	△ 51.3	11.3	28.8	17.5	8.8	15.0						
中讃圏域	59	△ 50.8	△ 59.3	22.0	15.3	16.9	20.3	11.9						
三豊圏域	25	▼ 36.0	△ 64.0	20.0	32.0	▼ 4.0	20.0	12.0						

単位：％

機 関 種 別	母数 (n)	状況											
		医（たんの ケアを引 含む）	病（気 の家族 を引 含む）	世（話を する 家族 の 管理 等、	障（き の家族 の 身 の 回 り の	ト（イ や病 の 外 の 身 の 回 り の	障（き の家族 の 身 の 回 り の	感（情 の不安 定な 聴 こ え の な ど の	精（神 的 な 不安 定な 聴 こ え の な ど の	介（護 の こ と を し て い る	障（がい や病 の こ と を し て い る	そ の 他	無 回 答
全体	181	7.2	21.0	9.9	41.4	23.8	5.5	1.7					
地域包括支援センター	6	-	16.7	-	-	33.3	△ 16.7	-					
居宅介護支援事業所	17	11.8	29.4	17.6	▼ 17.6	29.4	5.9	5.9					
相談支援事業所	17	-	△ 41.2	△ 23.5	35.3	23.5	11.8	-					
各市町保健師	22	-	▼ 4.5	4.5	40.9	▼ 13.6	-	-					
社会福祉協議会職員	6	-	16.7	16.7	50.0	33.3	-	-					
医療ソーシャルワーカー	8	△ 25.0	25.0	12.5	▼ 25.0	25.0	-	-					
生活保護ケースワーカー	8	12.5	△ 37.5	12.5	▼ 12.5	-	-	-					
母子・父子自立支援員	4	-	△ 50.0	△ 50.0	▼ 25.0	25.0	-	-					
SC（スクールカウンセラー）	36	5.6	16.7	5.6	△ 61.1	△ 36.1	5.6	-					
SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	8.8	14.7	2.9	△ 55.9	26.5	5.9	-					
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	15.4	15.4	7.7	▼ 23.1	▼ 7.7	-	7.7					
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	10.0	30.0	10.0	△ 60.0	▼ 10.0	△ 20.0	-					
大川圏域	12	-	-	-	△ 58.3	▼ 8.3	△ 16.7	-					
小豆圏域	5	-	20.0	-	△ 80.0	-	△ 20.0	-					
高松圏域	80	8.8	23.8	10.0	40.0	23.8	3.8	2.5					
中讃圏域	59	5.1	20.3	11.9	32.2	25.4	6.8	1.7					
三豊圏域	25	12.0	24.0	12.0	△ 52.0	32.0	-	-					

## 問8 令和3年度の相談件数

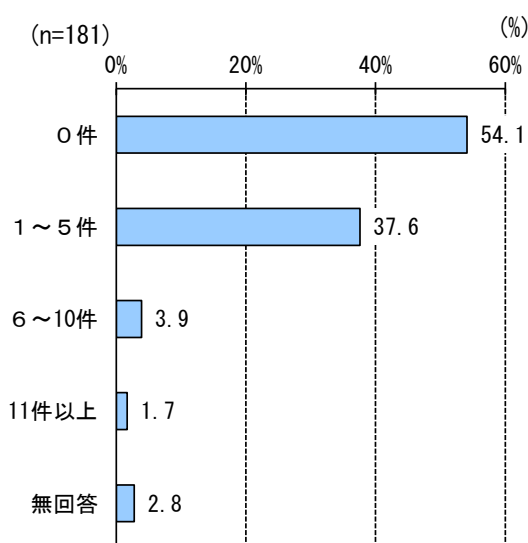
### 【全体】

- 相談件数について、「0件」が54.1%で最も多く、次いで「1～5件」が37.6%、「6～10件」が3.9%となっています。

### 【内訳（図表は次のページに掲載）】

- 相談件数の内訳をみると、「子ども本人からの相談件数」が1件以上の割合は「ケアを必要とする家族からの相談件数」「本人・ケアを必要とする家族以外からの相談件数」が1件以上の割合に比べ多くなっています。
- SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、「子ども食堂」等職員（子どもの居場所）では、「子ども本人からの相談件数」が1件以上の割合が40%以上と多く、SC（スクールカウンセラー）では、61.2%と特に多くなっています。
- 「子ども本人から」の相談があったと回答していない（「0件」もしくは無回答）のは、地域包括支援センター、各市町保健師、医療ソーシャルワーカー、生活保護ケースワーカー、母子・父子自立支援員となっています。

### 【相談件数】



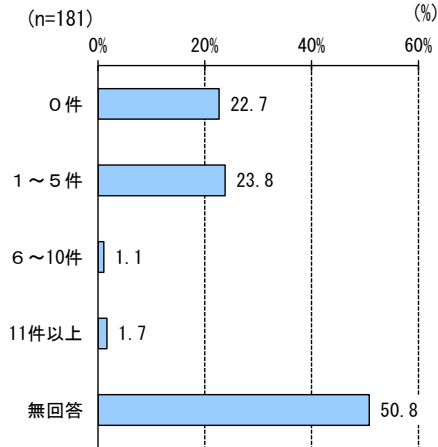
単位：%

	母数 (n)	相談件数					
		0 件	1 ～ 5 件	6 ～ 1 0 件	1 ～ 1 件 以 上	無 回 答	
全体	181	54.1	37.6	3.9	1.7	2.8	
機 関 種 別	地域包括支援センター	6	△ 83.3	▼ 16.7	-	-	-
	居宅介護支援事業所	17	△ 76.5	▼ 23.5	-	-	-
	相談支援事業所	17	58.8	41.2	-	-	-
	各市町保健師	22	△ 86.4	▼ 13.6	-	-	-
	社会福祉協議会職員	6	50.0	△ 50.0	-	-	-
	医療ソーシャルワーカー	8	△ 75.0	▼ 25.0	-	-	-
	生活保護ケースワーカー	8	△ 75.0	▼ 25.0	-	-	-
	母子・父子自立支援員	4	△ 75.0	▼ 25.0	-	-	-
	SC（スクールカウンセラー）	36	▼ 30.6	△ 50.0	△ 16.7	2.8	-
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	▼ 26.5	△ 52.9	2.9	2.9	14.7
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	△ 76.9	▼ 23.1	-	-	-
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	▼ 30.0	△ 60.0	-	10.0	-

# 相談の内訳

## 【子ども本人からの相談件数】

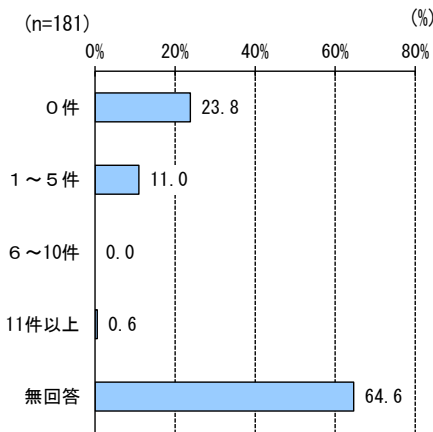
単位：%



機関種別	母数 (n)	子ども本人からの相談件数				
		0件	1～5件	6～10件	11件以上	無回答
全体	181	22.7	23.8	1.1	1.7	50.8
地域包括支援センター	6	△ 33.3	-	-	-	66.7
居宅介護支援事業所	17	△ 29.4	▼ 11.8	-	-	58.8
相談支援事業所	17	△ 41.2	▼ 11.8	-	-	47.1
各市町保健師	22	△ 22.7	-	-	-	77.3
社会福祉協議会職員	6	-	△ 33.3	-	-	66.7
医療ソーシャルワーカー	8	▼ 12.5	-	-	-	87.5
生活保護ケースワーカー	8	△ 50.0	-	-	-	50.0
母子・父子自立支援員	4	△ 75.0	-	-	-	25.0
SC (スクールカウンセラー)	36	△ 16.7	△ 52.8	5.6	2.8	22.2
SSW (スクールソーシャルワーカー)	34	▼ 11.8	△ 38.2	-	2.9	47.1
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	13	△ 23.1	△ 15.4	-	-	61.5
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	10	▼ 10.0	△ 30.0	-	10.0	50.0

## 【ケアを必要とする家族からの相談件数】

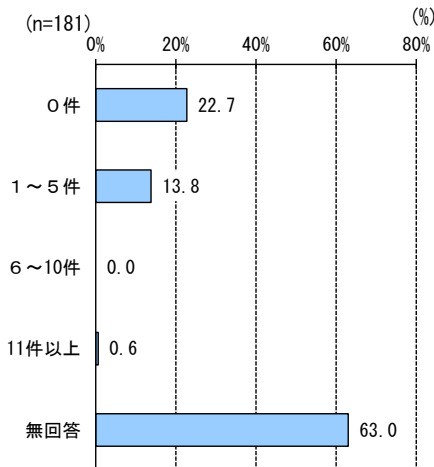
単位：%



機関種別	母数 (n)	ケアを必要とする家族からの相談件数				
		0件	1～5件	6～10件	11件以上	無回答
全体	181	23.8	11.0	-	0.6	64.6
地域包括支援センター	6	△ 33.3	△ 16.7	-	-	50.0
居宅介護支援事業所	17	△ 35.3	△ 11.8	-	-	52.9
相談支援事業所	17	△ 29.4	△ 11.8	-	-	58.8
各市町保健師	22	△ 18.2	△ 4.5	-	-	77.3
社会福祉協議会職員	6	-	△ 33.3	-	-	66.7
医療ソーシャルワーカー	8	▼ 12.5	△ 12.5	-	-	75.0
生活保護ケースワーカー	8	△ 50.0	△ 12.5	-	-	37.5
母子・父子自立支援員	4	△ 75.0	-	-	-	25.0
SC (スクールカウンセラー)	36	△ 22.2	△ 8.3	-	-	69.4
SSW (スクールソーシャルワーカー)	34	△ 17.6	△ 14.7	-	-	67.6
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	13	△ 23.1	-	-	-	76.9
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	10	▼ 10.0	△ 20.0	-	10.0	60.0

## 【本人・ケアを必要とする家族以外からの相談件数】

単位：%



機関種別	母数 (n)	本人・ケアを必要とする家族以外からの相談件数				
		0件	1～5件	6～10件	11件以上	無回答
全体	181	22.7	13.8	-	0.6	63.0
地域包括支援センター	6	△ 33.3	-	-	-	66.7
居宅介護支援事業所	17	△ 35.3	△ 5.9	-	-	58.8
相談支援事業所	17	△ 35.3	△ 17.6	-	-	47.1
各市町保健師	22	△ 22.7	△ 4.5	-	-	72.7
社会福祉協議会職員	6	-	△ 16.7	-	-	83.3
医療ソーシャルワーカー	8	▼ 12.5	-	-	-	87.5
生活保護ケースワーカー	8	△ 50.0	△ 12.5	-	-	37.5
母子・父子自立支援員	4	△ 50.0	△ 25.0	-	-	25.0
SC (スクールカウンセラー)	36	△ 22.2	△ 13.9	-	-	63.9
SSW (スクールソーシャルワーカー)	34	▼ 11.8	△ 23.5	-	-	64.7
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	13	△ 23.1	△ 7.7	-	-	69.2
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	10	-	△ 30.0	-	10.0	60.0

問9 関係機関・者からの情報提供等の有無

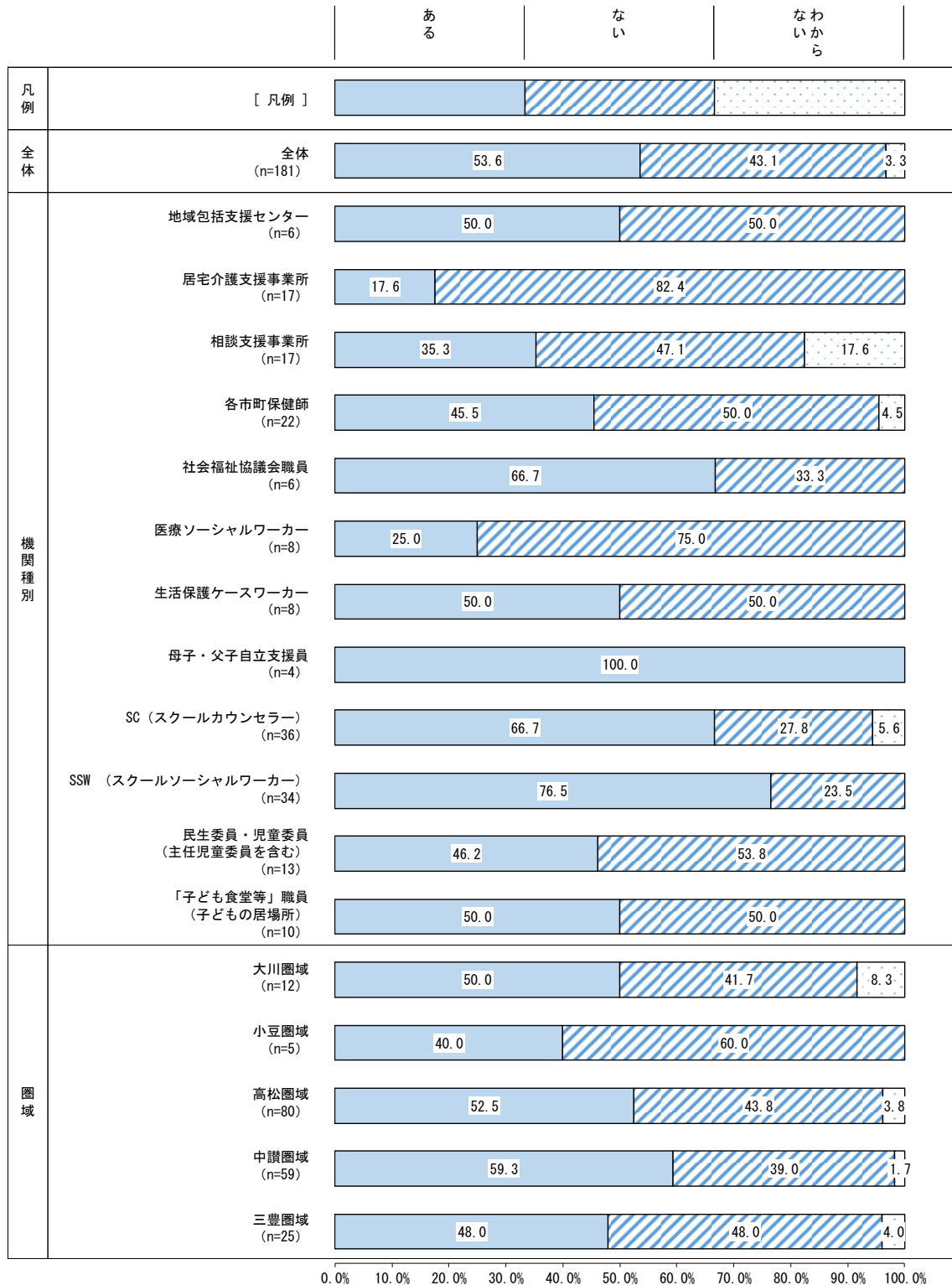
【全体】

- 関係機関・者からの情報提供の有無について、「ある」が53.6%、「ない」が43.1%、「わからない」が3.3%となっています。

【機関種別】

- 社会福祉協議会職員、母子・父子自立支援員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）では、「ある」が60%を超え多くなっています。
- 一方、居宅介護支援事業所、医療ソーシャルワーカーでは「ある」は30%未満と少なくなっています。

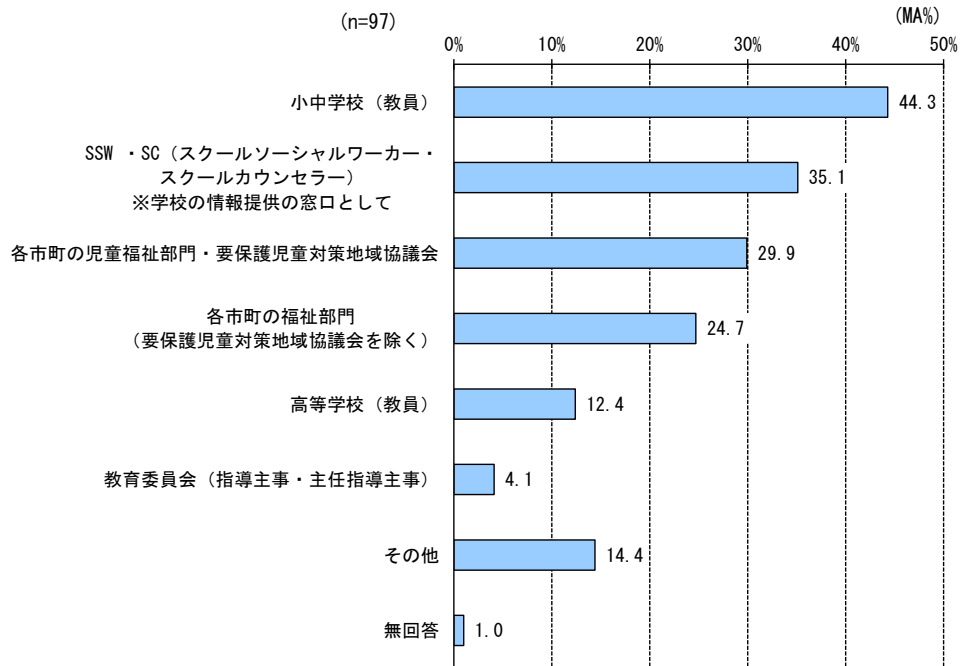
【関係機関・者からの情報提供の有無】



問10 情報提供等を受けた具体的な関係機関・者  
(問9で「ある」と回答した方のみ回答)

【全体】  
○ 情報提供を受けた機関・者について、「小中学校（教員）」が44.3%で最も多く、次いで「SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）※学校の情報提供の窓口として」が35.1%、「各市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会」が29.9%となっています。

【情報提供を受けた機関・者】

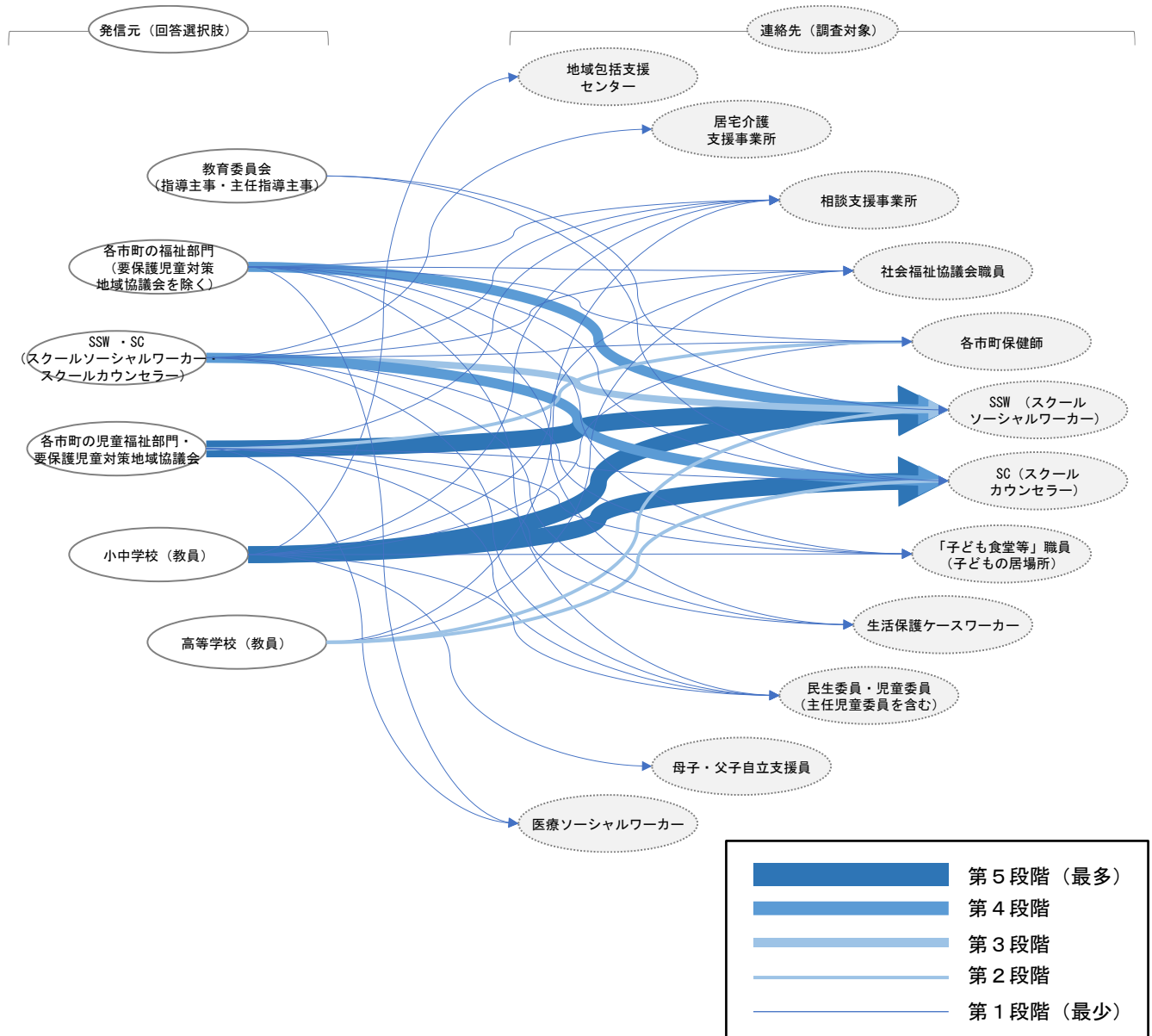


単位：%

	母数 (n)	情報提供を受けた機関・者							
		各市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会	各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）	※学校の情報提供の窓口として	SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）	小中学校（教員）	高等学校（教員）	教育委員会（指導主事・主任指導主事）	その他
全体	97	29.9	24.7	35.1	44.3	12.4	4.1	14.4	1.0
機関種別	地域包括支援センター	3	-	-	▼ 33.3	-	-	△ 66.7	-
	居宅介護支援事業所	3	-	-	33.3	-	-	△ 66.7	-
	相談支援事業所	6	33.3	△ 50.0	▼ 16.7	50.0	16.7	-	-
	各市町保健師	10	△ 60.0	30.0	30.0	▼ 20.0	-	20.0	-
	社会福祉協議会職員	4	-	25.0	△ 75.0	▼ 25.0	△ 25.0	-	-
	医療ソーシャルワーカー	2	△ 100.0	△ 100.0	-	-	-	-	-
	生活保護ケースワーカー	4	25.0	25.0	△ 50.0	-	-	△ 50.0	-
	母子・父子自立支援員	4	-	-	-	▼ 25.0	-	△ 75.0	25.0
	SC（スクールカウンセラー）	24	▼ 8.3	▼ 4.2	△ 45.8	△ 66.7	△ 25.0	4.2	-
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	26	△ 50.0	△ 38.5	34.6	△ 61.5	15.4	11.5	-
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	6	▼ 16.7	16.7	33.3	▼ 33.3	-	-	△ 33.3
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	5	△ 40.0	△ 40.0	40.0	▼ 20.0	-	-	20.0
	福祉圏域	大川圏域	6	33.3	50.0	33.3	▼ 33.3	16.7	-
小豆圏域		2	△ 50.0	-	△ 50.0	-	-	△ 50.0	-
高松圏域		42	26.2	21.4	42.9	45.2	11.9	2.4	14.3
中讃圏域		35	37.1	22.9	25.7	△ 54.3	14.3	8.6	8.6
三豊圏域		12	▼ 16.7	33.3	33.3	▼ 25.0	8.3	-	△ 33.3

「その他」の回答内容	
病院・医療関係者	4件
近隣住民	2件
介護保険関係	2件
社会福祉協議会	2件
その他（具体例一部抜粋） ・その子どもの友達の親 ・市文化センター ・放課後児童クラブ在籍児童管理担当者から ・こども女性相談センター	4件

【情報提供を受けた具体的な機関】



※「その他」は図から省略  
 ※矢印は、全回答数の中での割合を5段階の太さで表現している。

### 問11 外部につないだケースの有無

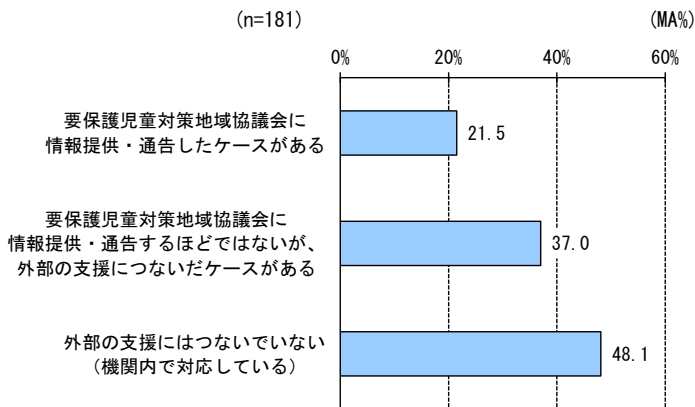
#### 【全体】

- 外部につないだケースの有無について、「外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」が 48.1%で最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケースがある」が 37.0%、「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告したケースがある」が 21.5%となっています。

#### 【機関種別】

- 「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告したケースがある」は各市町保健師が 50.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケースがある」は、地域包括支援センター、医療ソーシャルワーカー、母子・父子自立支援員、「子ども食堂」等職員（子どもの居場所）で 50.0%以上と多くなっています。
- 「外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」は居宅介護支援事業所、生活保護ケースワーカー、SC（スクールカウンセラー）で 60%を超えています。

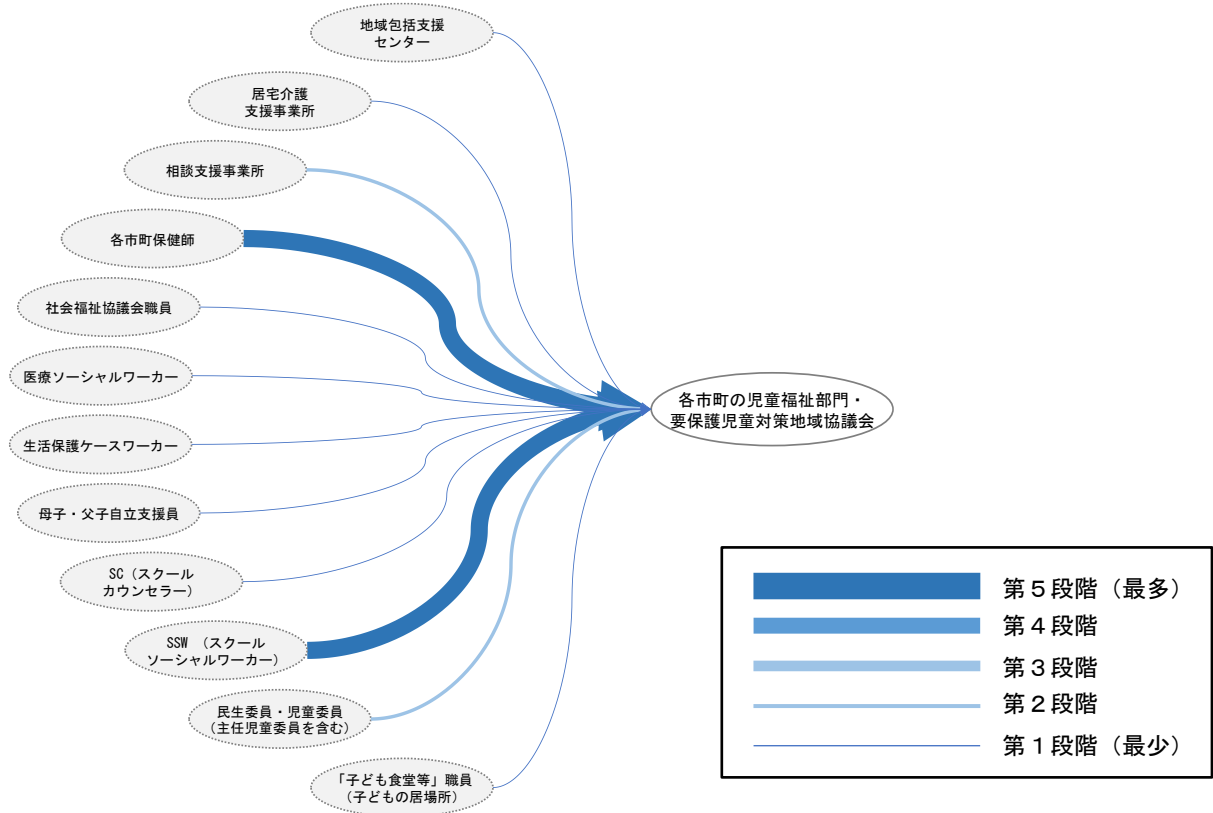
### 【外部につないだケースの有無】



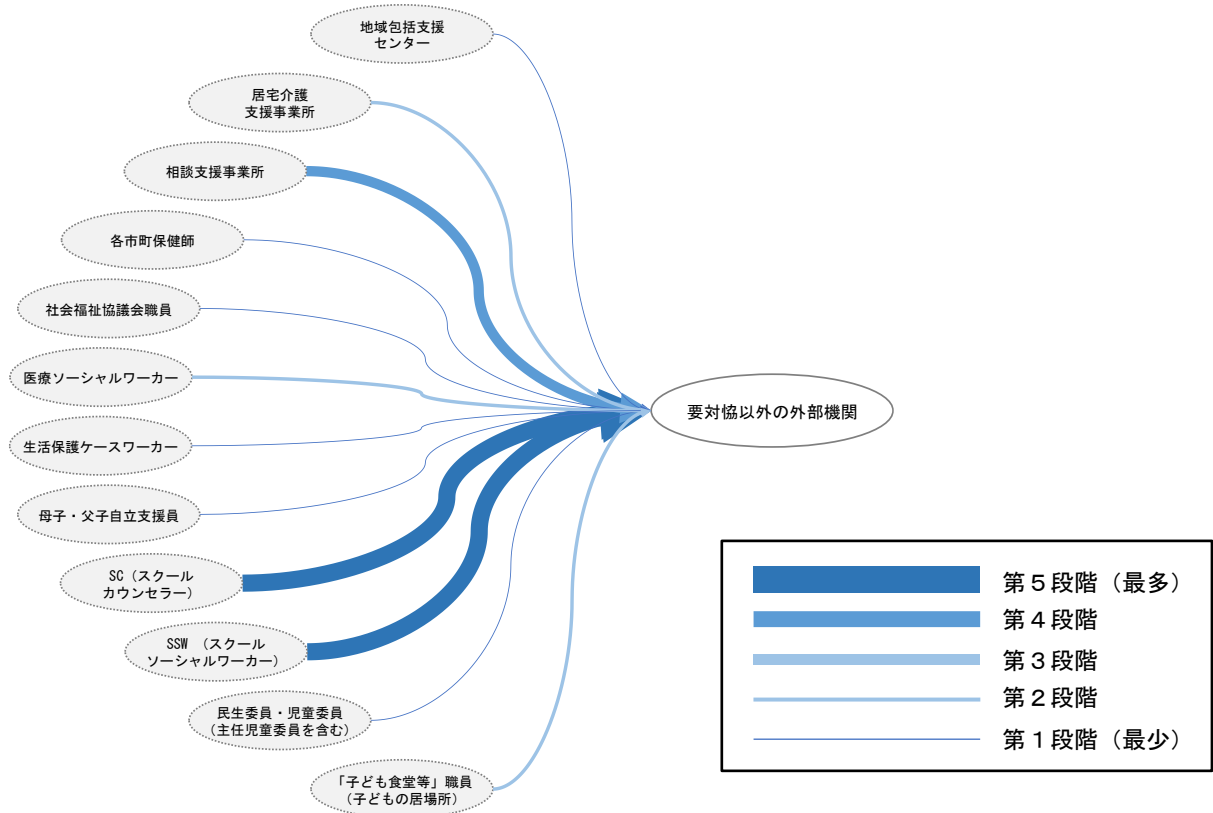
		単位：%			
機関種別	母数 (n)	外部につないだケースの有無			
		情報提供・通告したケースがある	情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケースがある	外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）	外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）
全体	181	21.5	37.0	48.1	
地域包括支援センター	6	△ 33.3	△ 50.0	▼ 33.3	
居宅介護支援事業所	17	11.8	29.4	△ 64.7	
相談支援事業所	17	23.5	△ 47.1	▼ 35.3	
各市町保健師	22	△ 50.0	▼ 9.1	40.9	
社会福祉協議会職員	6	16.7	33.3	50.0	
医療ソーシャルワーカー	8	-	△ 50.0	50.0	
生活保護ケースワーカー	8	-	▼ 25.0	△ 75.0	
母子・父子自立支援員	4	25.0	△ 75.0	-	
SC（スクールカウンセラー）	36	▼ 2.8	38.9	△ 61.1	
SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	△ 32.4	△ 47.1	38.2	
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	30.8	▼ 23.1	53.8	
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	20.0	△ 50.0	40.0	
福祉圏域					
大川圏域	12	▼ 8.3	▼ 25.0	△ 66.7	
小豆圏域	5	-	△ 80.0	▼ 20.0	
高松圏域	80	20.0	36.3	52.5	
中讃圏域	59	25.4	35.6	45.8	
三豊圏域	25	28.0	40.0	▼ 36.0	



【「要保護児童対策地域協議会につないだケースがある」の機関別回答数】



【「要保護児童対策地域協議会以外の外部の機関につないだケースがある」の機関別回答数】



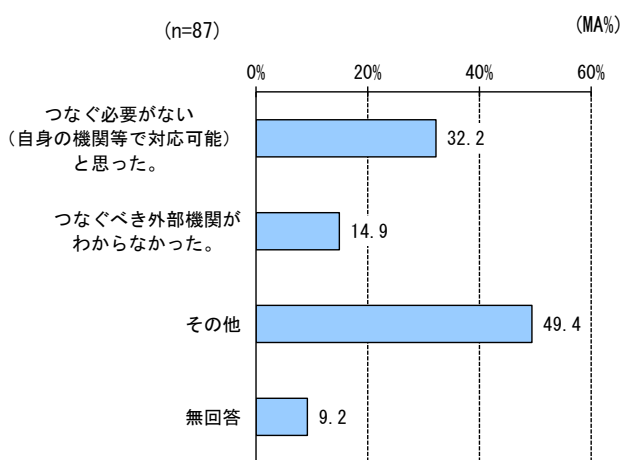
※矢印は、全回答数の中での割合を5段階の太さで表現している。

問12 外部の支援につながらなかった理由

(問11で「外部の支援にはつないでいない(機関内で対応している)」と回答した方のみ回答)

- 【全体】**
- つながなかった理由について、「その他」が 49.4%で最も多く、次いで「つなぐ必要がない(自身の機関等で対応可能)と思った。」が 32.2%、「つなぐべき外部機関がわからなかった。」が 14.9%となっています。
  - 「その他」の理由では、実際に支援につながっていない理由として「本人が望まなかった」「ヤングケアラーとしての認識がなかった」などがみられます。
- 【機関種別】**
- 「つなぐべき外部機関がわからなかった」は、医療ソーシャルワーカーで 75.0%と多くなっていますが、相談支援事業所、民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)、「子ども食堂等」職員(子どもの居場所)でも 20%を超えています。

【つながなかった理由】



		つながなかった理由				
		母数 (n)	つなぐ必要がない(自身の機関等で対応可能)	つなぐべき外部機関がわからなかった。	その他	無回答
全体		87	32.2	14.9	49.4	9.2
機関種別	地域包括支援センター	2	△100.0	-	50.0	-
	居宅介護支援事業所	11	▼18.2	-	△63.6	18.2
	相談支援事業所	6	▼16.7	△33.3	▼33.3	16.7
	各市町保健師	9	33.3	11.1	44.4	11.1
	社会福祉協議会職員	3	△66.7	-	-	33.3
	医療ソーシャルワーカー	4	-	△75.0	-	25.0
	生活保護ケースワーカー	6	△66.7	-	▼33.3	-
	母子・父子自立支援員	-	-	-	-	-
	SC(スクールカウンセラー)	22	36.4	13.6	59.1	4.5
	SSW(スクールソーシャルワーカー)	13	38.5	7.7	53.8	7.7
	民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)	7	▼14.3	△28.6	57.1	-
「子ども食堂等」職員(子どもの居場所)	4	-	△25.0	△75.0	-	

「その他」の回答内容	
すでに外部の支援が入っていた	14件
つなぐ前に解決に向かった・終了していた	5件
本人が望まなかった	4件
ヤングケアラーとしての認識がなかった	3件
対応方法を現在検討中	3件
他の経路でつないだ	3件
その他(具体例一部抜粋) ・そこまで重大なケースではなかったとの判断。 ・母親がすぐの支援を望まなかった為、情報提供のみ。 ・外部機関でなく身内の協力者の介入を求める。 ・3月の、卒業間際に判明したため、繋ぎようがなかった。 ・状況が具体的につかめていないから。	11件

### 問13 行った支援

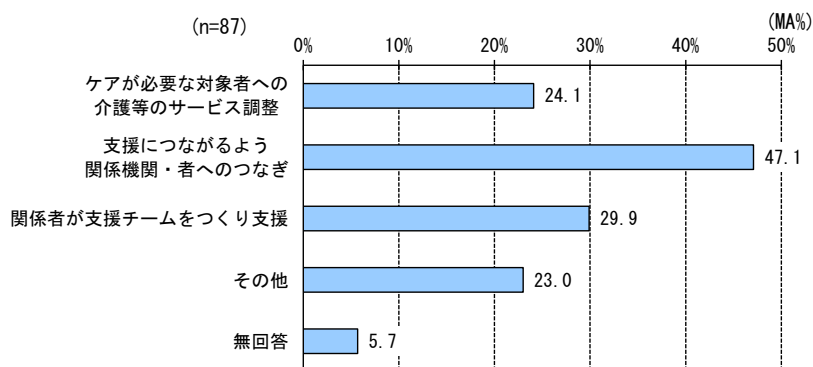
#### 【全体】

- 支援の内容について、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が 47.1%で最も多く、次いで「関係者が支援チームをつくり支援」が 29.9%、「ケアが必要な対象者への介護等のサービス調整」が 24.1%となっています。

#### 【機関種別】

- 「関係者がチームを作り支援」は、医療ソーシャルワーカー、SC（スクールカウンセラー）で 50.0%と多くなっています。
- 「ケアが必要な対象者への介護等のサービス調整」は、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会職員で 50%以上と多くなっています。

#### 【支援の内容】



単位：%

	母数 (n)	支援の内容				
		ケアが必要な対象者への介護等のサービス調整	関係機関・者へのつなぎ	関係者が支援チームをつくり支援	その他	無回答
全体	87	24.1	47.1	29.9	23.0	5.7
機関種別						
地域包括支援センター	2	△ 50.0	50.0	-	△ 50.0	-
居宅介護支援事業所	11	△ 45.5	45.5	-	18.2	9.1
相談支援事業所	6	△ 83.3	▼ 16.7	▼ 16.7	16.7	-
各市町保健師	9	33.3	△ 66.7	33.3	-	-
社会福祉協議会職員	3	△ 66.7	△ 100.0	-	-	-
医療ソーシャルワーカー	4	25.0	-	△ 50.0	-	25.0
生活保護ケースワーカー	6	16.7	△ 66.7	▼ 16.7	16.7	16.7
母子・父子自立支援員	-	-	-	-	-	-
SC（スクールカウンセラー）	22	-	50.0	△ 50.0	22.7	-
SSW（スクールソーシャルワーカー）	13	-	46.2	38.5	23.1	7.7
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	7	△ 42.9	△ 57.1	△ 42.9	△ 57.1	-
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	4	-	-	-	△ 75.0	25.0

#### 「その他」の回答内容

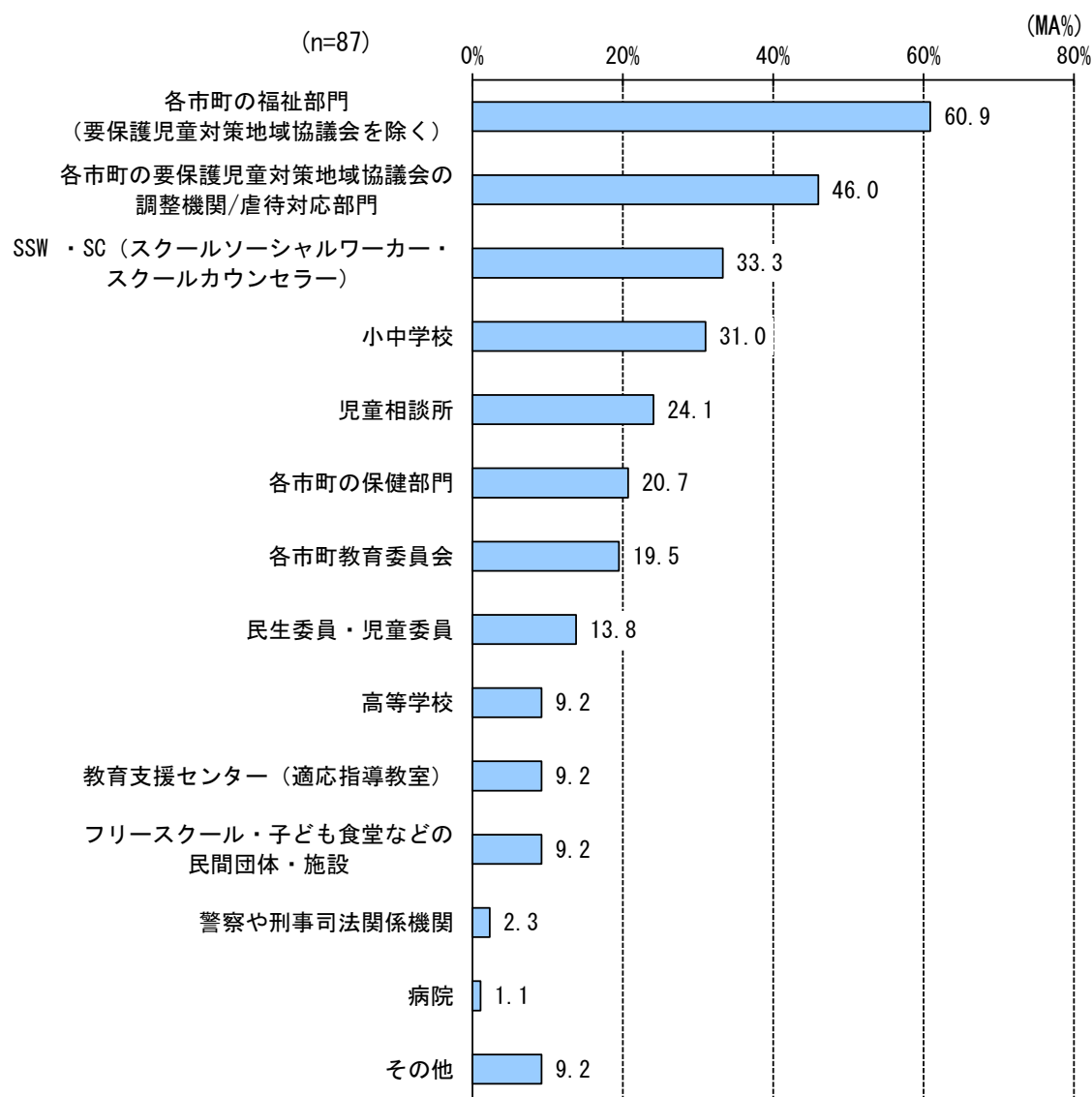
相談しやすくする・相談をしっかり聴く	9件
関係者間での情報共有	3件
見守り	3件
その他（具体例一部抜粋）	5件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供本人が困り事を自覚できるような関わり</li> <li>・本人や家族への支援</li> <li>・ヤングケアラーの子どもも親の介護をすることが当たり前と思っていることや、本人を含め親がヤングケアラー問題を理解できていない。モニタリング毎に促しをして少しずつ解消していきたいが、家族による反対が強い。</li> </ul>	

## 問14 他の関係機関へ連絡をするとした場合の連絡先

### 【全体】

- 連絡する関係機関について、「各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）」が60.9%で最も多く、次いで「各市町の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門」が46.0%、「SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）」が33.3%となっています。

### 【連絡する関係機関】



### 「その他」の回答内容

地域包括支援センター	2件
相談する機関が見当たらない	1件
その他 (具体例一部抜粋) ・当該対象者の意向を尊重する。 ・校内で情報共有をしてから、つなぎ先を検討。 ・子どもの状況や意思によって異なる。 ・社会福祉協議会。 ・SCとしては学校組織の一員として、学校に報告する。	5件

単位：%

	母数 (n)	連絡する関係機関							
		調整 機関 / 虐待 対応 部門	各市 町の 児童 福祉 部 門 (要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会 を 除 く)	各 市 町 の 保 健 部 門	各 市 町 教 育 委 員 会	小 中 学 校	高 等 学 校	S S W ・ S C ( ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー ・ ソ シ ヤ ル ワ ー カ ー )	
全体	87	46.0	60.9	20.7	19.5	31.0	9.2	33.3	
機 関 種 別	地域包括支援センター	2	50.0	50.0	-	-	-	-	
	居宅介護支援事業所	11	45.5	81.8	18.2	-	9.1	18.2	
	相談支援事業所	6	-	33.3	50.0	-	-	16.7	
	各市町保健師	9	100.0	55.6	22.2	44.4	44.4	11.1	
	社会福祉協議会職員	3	66.7	100.0	33.3	-	-	33.3	
	医療ソーシャルワーカー	4	-	75.0	25.0	25.0	25.0	50.0	
	生活保護ケースワーカー	6	66.7	66.7	66.7	16.7	-	66.7	
	母子・父子自立支援員	-	-	-	-	-	-	-	
	SC (スクールカウンセラー)	22	40.9	45.5	9.1	18.2	45.5	13.6	40.9
	SSW (スクールソーシャルワーカー)	13	53.8	69.2	7.7	46.2	46.2	7.7	38.5
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	7	28.6	42.9	14.3	-	57.1	28.6	42.9	
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	4	25.0	100.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	
福 祉 圏 域	大川圏域	8	62.5	75.0	37.5	12.5	12.5	25.0	
	小豆圏域	1	100.0	-	-	100.0	-	-	
	高松圏域	42	35.7	47.6	16.7	4.8	28.6	4.8	28.6
	中讃圏域	27	48.1	70.4	22.2	40.7	40.7	14.8	37.0
	三豊圏域	9	66.7	88.9	22.2	22.2	33.3	22.2	55.6

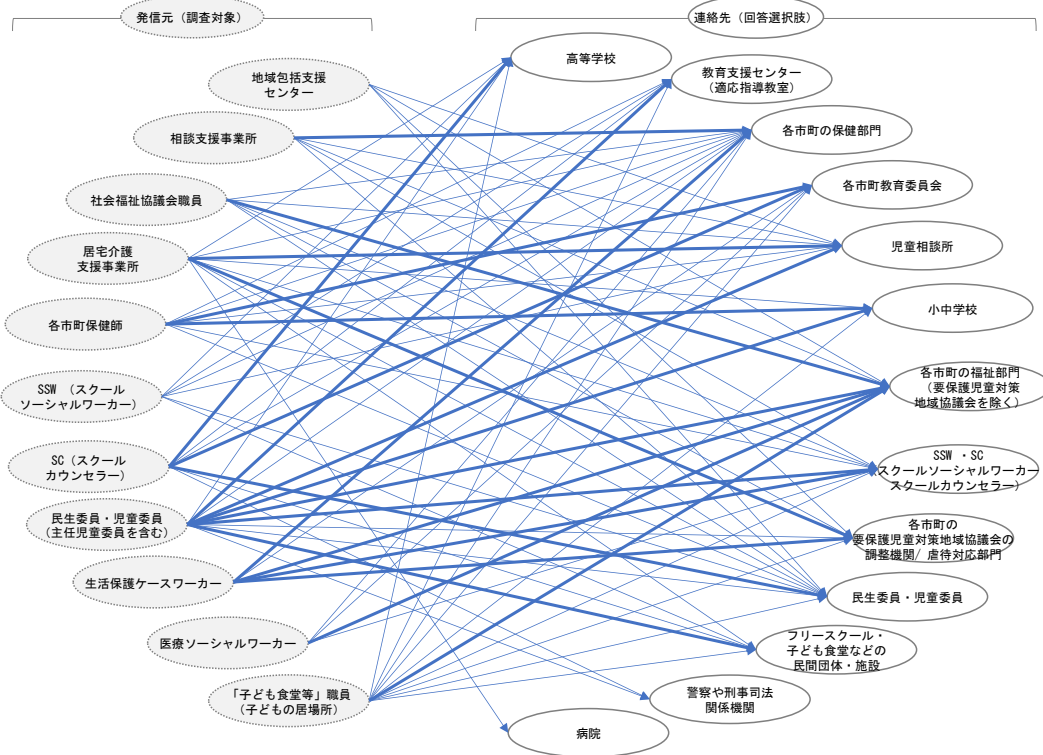
単位：%

	母数 (n)	連絡する関係機関							
		教 育 支 援 セ ン タ ー ( 適 応 指 導 教 室 )	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	児 童 相 談 所	病 院	警 察 や 刑 事 司 法 関 係 機 関	民 間 団 体 ・ 施 設	フ リ ー ス ク ー ル ・ 子 ど も 食 堂 な ど の	そ の 他
全体	87	9.2	13.8	24.1	1.1	2.3	9.2	9.2	
機 関 種 別	地域包括支援センター	2	-	50.0	50.0	-	-	-	
	居宅介護支援事業所	11	-	9.1	27.3	9.1	-	9.1	18.2
	相談支援事業所	6	-	-	33.3	-	-	-	16.7
	各市町保健師	9	11.1	11.1	22.2	-	-	-	-
	社会福祉協議会職員	3	-	33.3	33.3	-	-	-	-
	医療ソーシャルワーカー	4	-	-	-	-	-	-	-
	生活保護ケースワーカー	6	-	-	-	-	-	-	-
	母子・父子自立支援員	-	-	-	-	-	-	-	-
	SC (スクールカウンセラー)	22	4.5	13.6	27.3	-	4.5	9.1	18.2
	SSW (スクールソーシャルワーカー)	13	7.7	15.4	15.4	-	-	7.7	7.7
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	7	57.1	28.6	57.1	-	14.3	42.9	-	
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	4	25.0	25.0	-	-	-	25.0	-	
福 祉 圏 域	大川圏域	8	-	12.5	25.0	-	-	-	-
	小豆圏域	1	-	-	-	-	-	-	-
	高松圏域	42	7.1	9.5	33.3	2.4	-	11.9	14.3
	中讃圏域	27	7.4	18.5	14.8	-	-	-	7.4
	三豊圏域	9	33.3	22.2	11.1	-	22.2	33.3	-

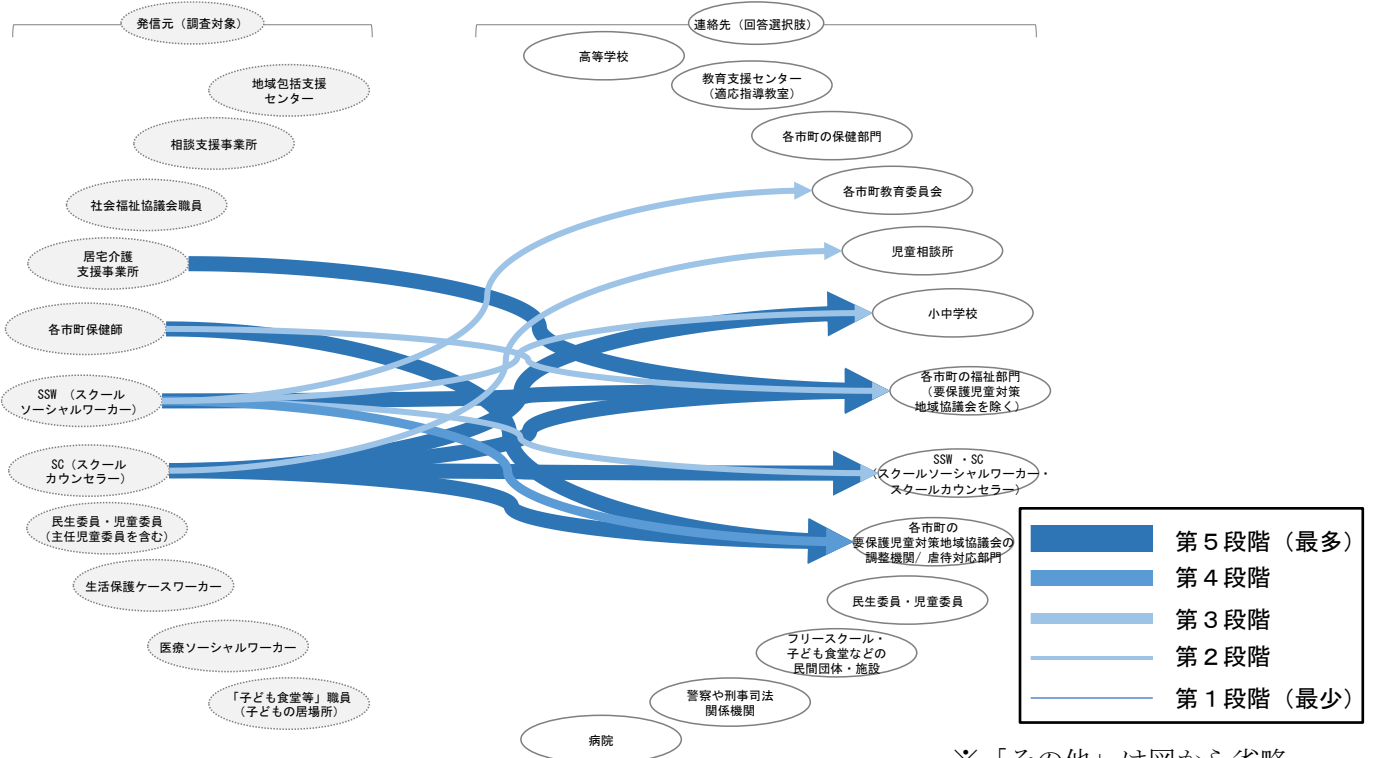
【全体】

- 各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）は、居宅介護支援事業所、SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）からの「連絡先」としての回答が多くなっています。※2
- SC（スクールカウンセラー）は、多くの機関を連絡先として考えていることが読み取れ、連絡先としては小中学校、各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）、SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）、各市町の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門が多くなっています。※2

※1【連絡するとしたときの想定される機関（連携イメージ図）（5段階中1～2段階）】



※2【連絡するとしたときの想定される機関（連携イメージ図）（5段階中3～5段階）】



※「その他」は図から省略

※矢印は、全回答数の中での割合を5段階の太さで表現している。

問 15、問 16①、問 16②は、それぞれの機関が対応した事例の内容を問う設問です。

- 【全体】**
- 機関内で対応した事例は、S C（スクールカウンセラー）の回答が 25.3%で最も多くなっています。
  - 要対協へつないだ事例は、各市町保健師、S S W（スクールソーシャルワーカー）の回答が 28.2%で最も多くなっています。
  - 要対協以外の外部機関へつないだ事例では、S S W（スクールソーシャルワーカー）が 23.9%で最も多くなっています。

**【各設問の機関別回答割合】**

単位：%

	回答数 (n)	機関種別										
		支援地域 センター 包括 ター	居宅 介護 支援 事業所	相談 支援 事業所	各市 町保 健師	職員 社会 福祉 協議会	医療 ソーシャル ワーカー	生活 保護 ソーシャル ワーカー	自立 母子・ 父子 支援員	S C （ カ ウ ン セ ラ ー ）	S S W （ ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー ）	職員 （ 子 ど も の 居 場 所 ）
全体	193	3.6	9.3	9.3	11.4	3.1	4.1	4.1	2.1	19.2	20.7	5.7
問15	87	2.3	12.6	6.9	10.3	3.4	4.6	6.9	-	25.3	14.9	4.6
問16①	39	5.1	5.1	10.3	28.2	2.6	-	-	2.6	2.6	28.2	5.1
問16②	67	4.5	7.5	11.9	3.0	3.0	6.0	3.0	4.5	20.9	23.9	7.5

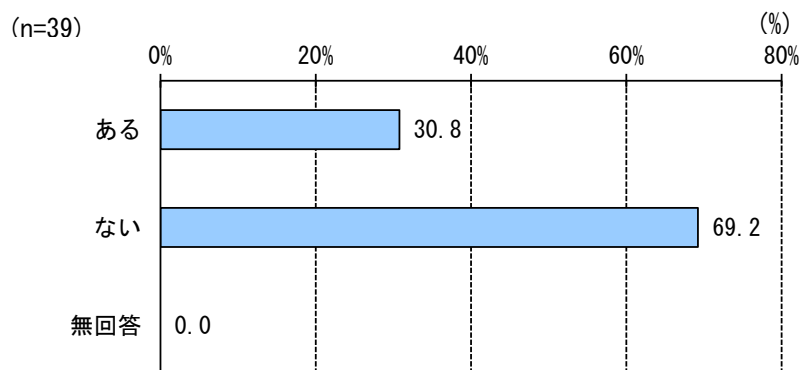
※問 15：「機関内で対応している」ケースのうち最近の1ケースの事例

※問 16-①：「要対協へつないだ」ケースのうち最近の1ケースの事例

※問 16-②：「要対協以外の外部機関へつないだ」ケースのうち最近の1ケースの事例

「要対協に情報提供・通告したケース」のほかに、「要対協に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケース」の有無

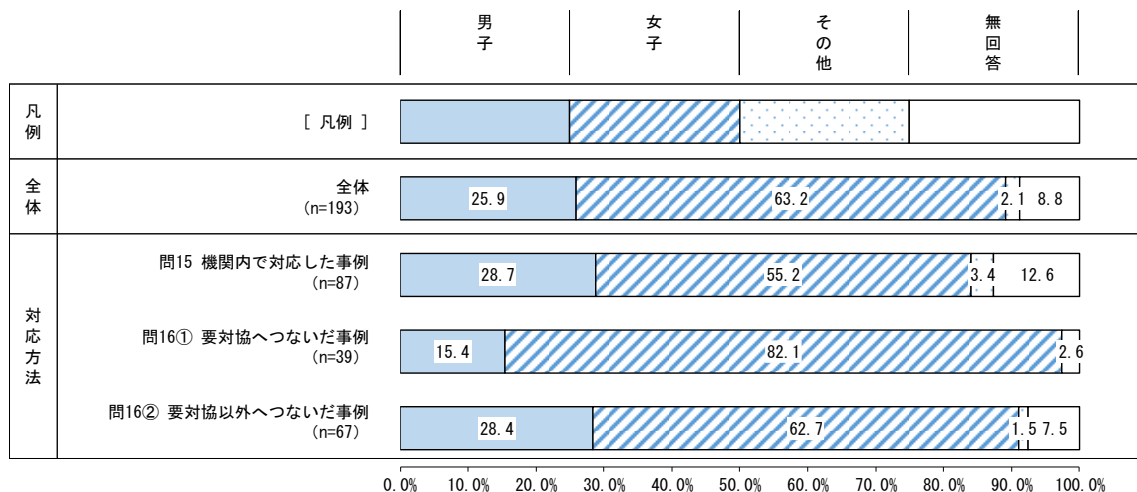
- 【全体】**
- 「ある」が 30.8%、「ない」が 69.2%となっています。
  - ケースに合わせ、要対協へのつなぎと要対協以外の機関へのつなぎを選択していると考えられます。



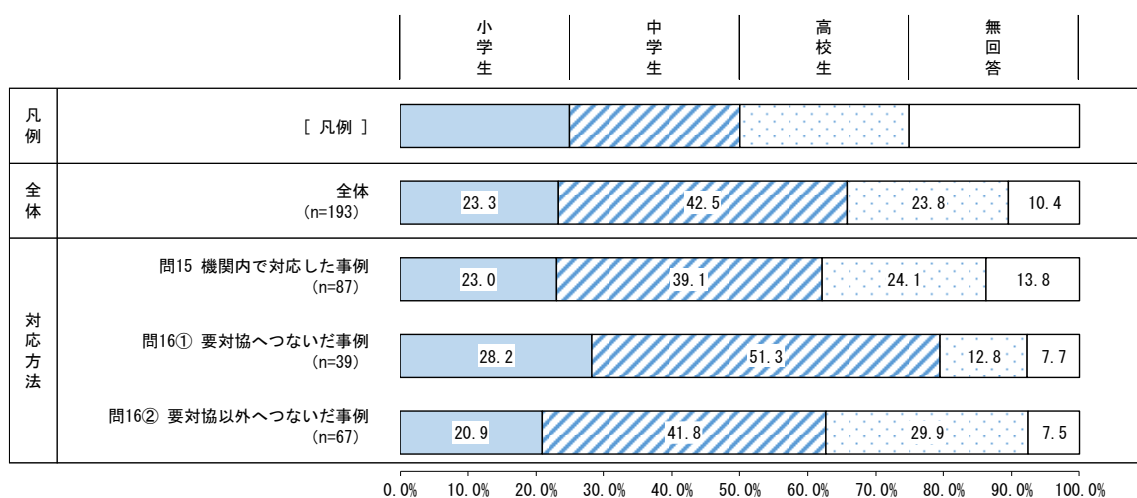
## 事例の内容 1) 性別及び校種

<p><b>【性別】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体では、男子が25.9%、女子が63.2%で、女子の方が多くなっています。</li> <li>○ 要対協へつないだ事例では、女子が82.1%で特に多くなっています。</li> </ul> <p><b>【校種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体では、小学生が23.3%、中学生が42.5%、高校生が23.8%となっています。</li> <li>○ 要対協へつないだ事例では他の事例に比べ、小学生、中学生の割合がやや多くなっています。</li> </ul>
--

### 【性別】



### 【校種】

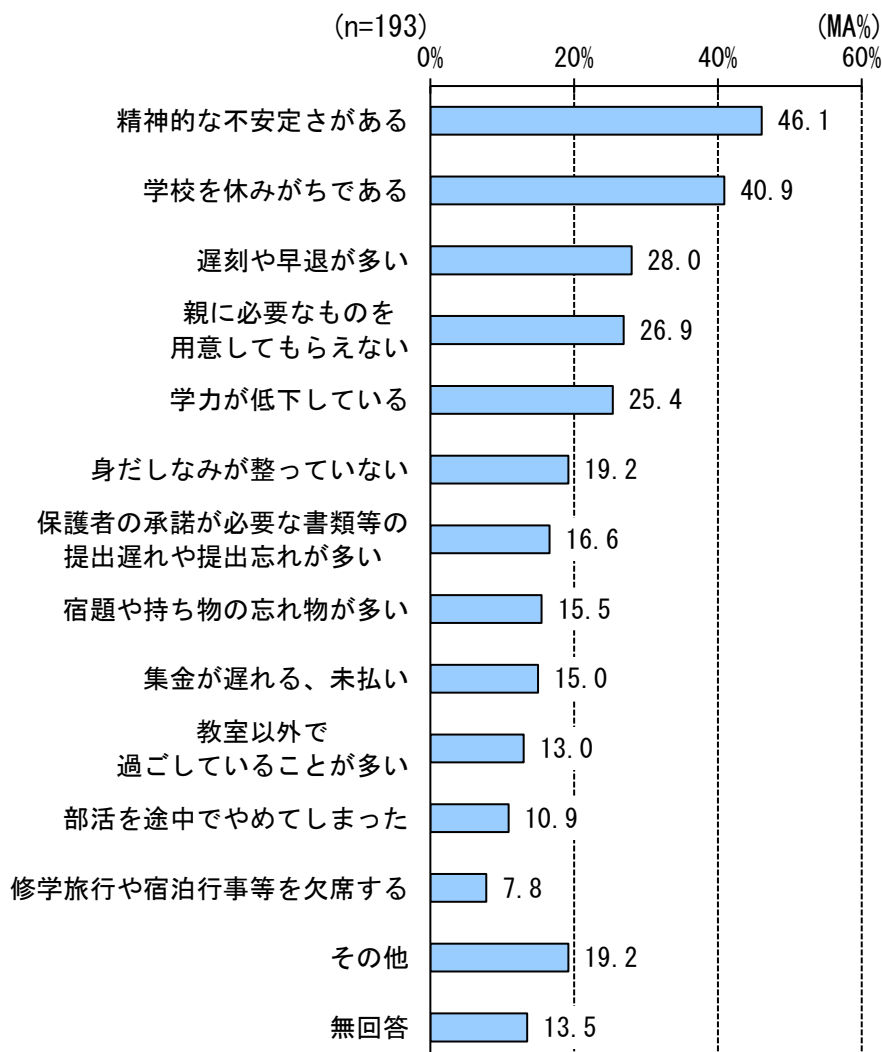




## 事例の内容 2) 子どもの状況として把握したこと

- 【全体】**  
 ○ 把握した状況について、「精神的な不安定さがある」が46.1%で最も多く、次いで「学校を休みがちである」が40.9%、「遅刻や早退が多い」が28.0%となっています。
- 【対応方法】**  
 ○ 要対協へつないだ事例では、「学校を休みがちである」が56.4%で最も多く、他の対応方法の事例に比べても多くなっています。

【把握した状況】



単位：%

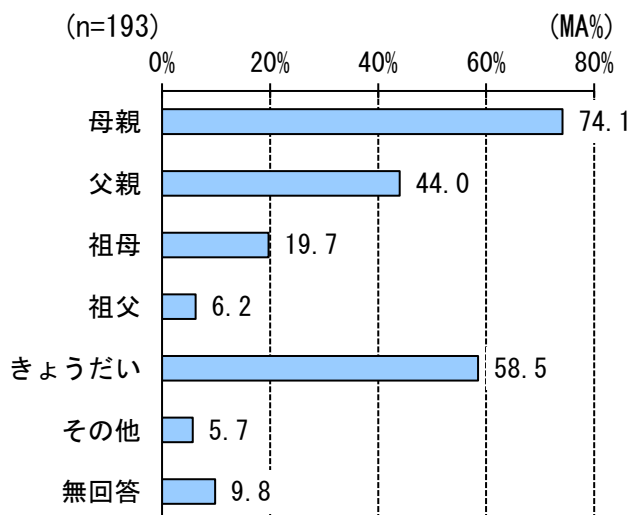
方 対 応	母数 (n)	子どもの状況													
		学校を休みがちである	遅刻や早退が多い	教室以外で過ごしていることが多い	精神的な不安定さがある	身だしなみが整っていない	学力が低下している	宿題や持ち物の忘れ物が多い	提出書類等の提出遅れや忘れが多い	保護者の承諾が必要ない	親に必要なものを用意してもらえない	部活を途中でやめた	修学旅行や宿泊行事等を欠席する	集金が遅れる、未払い	その他
全体	193	40.9	28.0	13.0	46.1	19.2	25.4	15.5	16.6	26.9	10.9	7.8	15.0	19.2	13.5
問15自機関で対応した事例	87	33.3	25.3	9.2	39.1	11.5	20.7	9.2	6.9	17.2	8.0	5.7	8.0	23.0	18.4
問16①要対協へつないだ事例	39	△ 56.4	△ 41.0	17.9	51.3	△ 30.8	33.3	20.5	△ 30.8	35.9	12.8	12.8	△ 25.6	17.9	10.3
問16②要対協以外へつないだ事例	67	41.8	23.9	14.9	52.2	22.4	26.9	20.9	20.9	34.3	13.4	7.5	17.9	14.9	9.0

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）		
事例 機 関 内 で 対 応 し た	学校に行っていない	3件
	健康面の問題	2件
	その他 ・抑うつ傾向など受診治療を要する症状。 ・同級生と遊べない。 ・アルバイトを頑張る。 ・いろいろの状況があるので一概に言えない。 ・夜遅く入院中の母の着替えなどを届けに来た。 ・きょうだいの放課後児童クラブへのお迎え。	15件
な い だ 事 例 要 対 協 へ つ	不安を抱えている ・疲れている、不安。 ・進学に不安を抱えている。	2件
	その他 ・不登校。 ・生活困窮、社会生活上のルールが分からない。	5件
機 関 へ つ な い の 外 部 事 例 要 対 協 以 外 の 事 例	生活環境の乱れ ・食事が取れていない日が度々ある。 ・昼夜逆転。	3件
	不登校	1件
	その他 ・自分の好きなことをする時間がなく、他の生徒と話が合わない。 ・ケアレス的な家庭の状況や、意欲の低下など本人の言動の元気の無さ、SNSでの発信。 ・家事のために急いで下校、自宅での学習ができない。	6件

### 事例の内容 3) 子どもの家族構成

<p><b>【全体】</b></p> <p>○ 家族構成について、「母親」が 74.1%で最も多く、次いで「きょうだい」が 58.5%、「父親」が 44.0%となっています。</p> <p>○ 回答内容を詳しく見ると、193 件中、母子世帯は 33.2%、父子世帯は 6.2%となっています（グラフ上の記載なし）。</p>
---

【家族構成（家族の人員）】

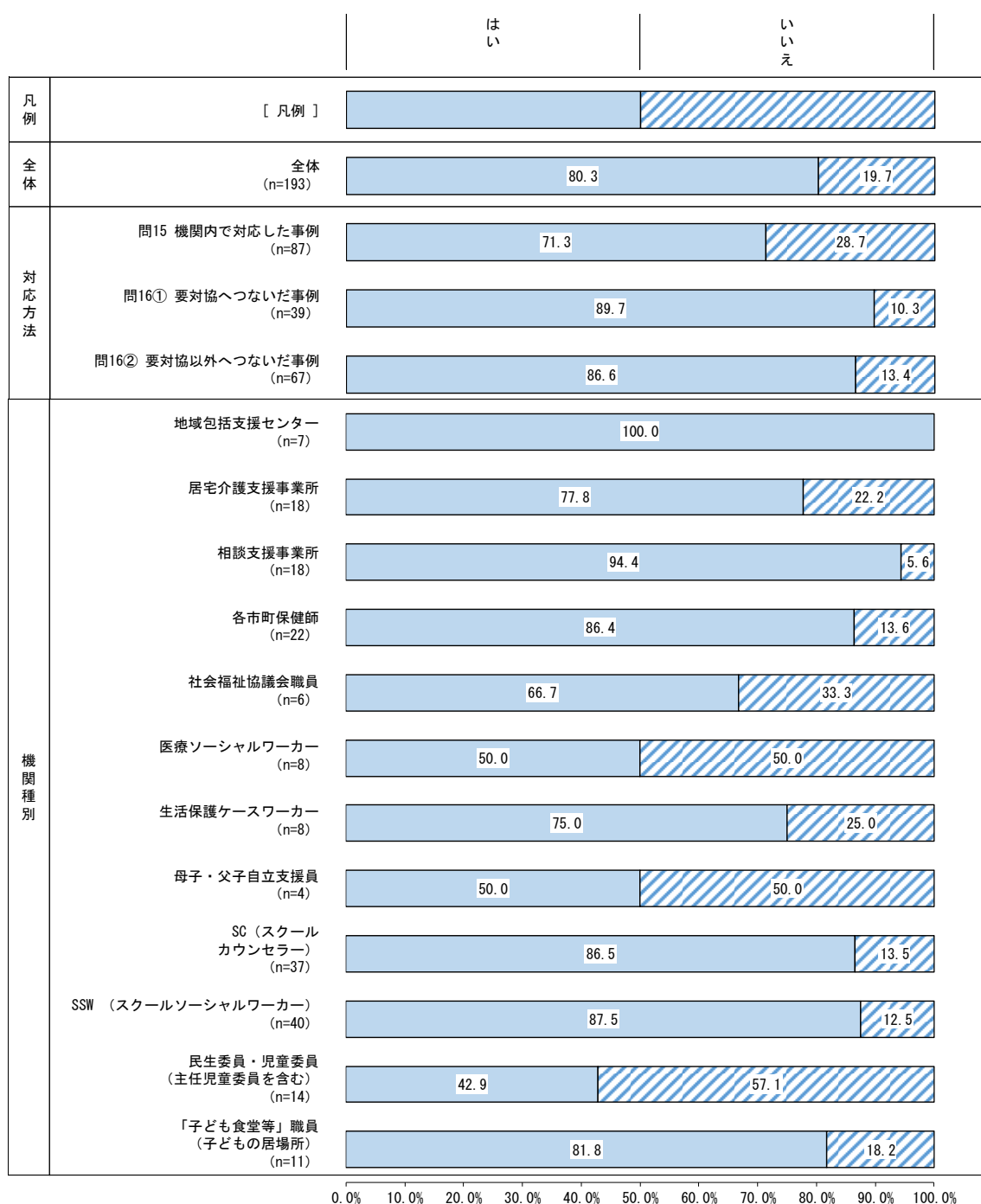


## 事例の内容 4) 家庭でのケアの状況

### ① ケアの状況を把握しているか

<p><b>【全体】</b></p> <p>○ ケアの状況を把握しているかについて、「はい」が 80.3%、「いいえ」が 19.7%となっています。</p> <p><b>【対応方法】</b></p> <p>○ 機関内で対応した事例で「いいえ（ケアの状況を把握していない）」と回答した方では、機関内で対応した（外部の支援につながらなかった）理由として「情報把握の途中のため検討中」「そこまで重大なケースではなかったとの判断」などを回答しています。（グラフ上の記載なし）</p> <p><b>【機関種別】</b></p> <p>○ 医療ソーシャルワーカー、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）では、「はい」が 50%以下で、他の機関に比べ少ない傾向がみられます。</p>
---

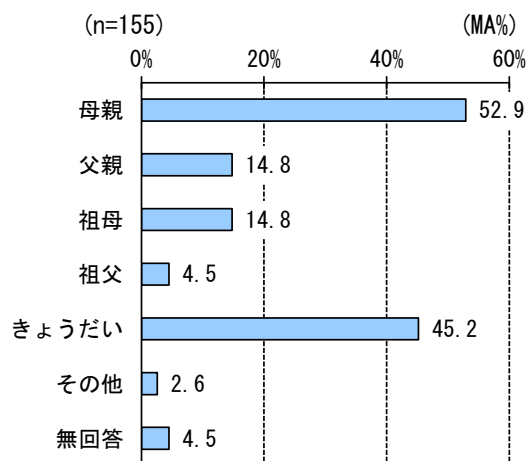
【ケアの状況を把握しているか】



② a) ケアを必要としている人

- 【全体】**  
 ○ 「母親」が52.9%で最も多く、次いで「きょうだい」が45.2%、「父親」「祖母」が14.8%となっています。
- 【対応方法】**  
 ○ 要対協以外へつないだ事例では、「母親」が63.8%で特に多くなっています。  
 ○ 要対協へつないだ事例では、「きょうだい」が60.0%で他の対応方法の事例に比べ多くなっています。
- 【機関種別】**  
 ○ 相談支援事業所、生活保護ケースワーカー、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）では、「母親」が75%以上で特に多くなっています。  
 ○ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、母子・父子自立支援員では、「祖母」が多くなっています。  
 ○ SC（スクールカウンセラー）では、「きょうだい」が71.9%で最も多く、他の機関に比べても多くなっています。

【ケアを必要としている人】



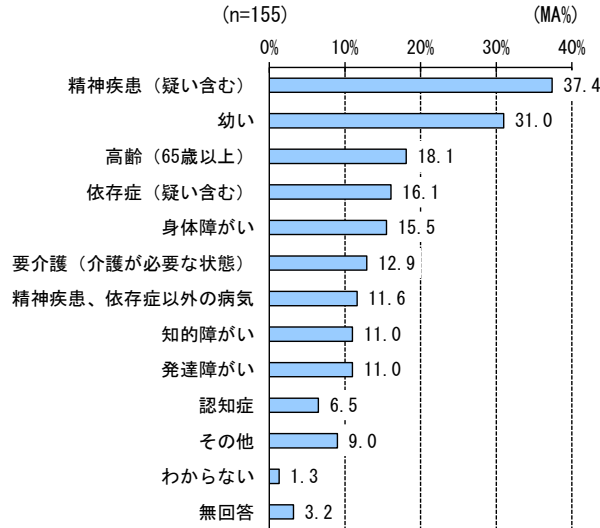
単位：%

		母数 (n)	ケアを必要としている人						
			母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
全体		155	52.9	14.8	14.8	4.5	45.2	2.6	4.5
方 対 法 応	問15機関内で対応した事例	62	45.2	16.1	17.7	4.8	40.3	4.8	6.5
	問16①要対協へつないだ事例	35	48.6	14.3	8.6	2.9	△ 60.0	-	2.9
	問16②要対協以外へつないだ事例	58	△ 63.8	13.8	15.5	5.2	41.4	1.7	3.4
機 関 種 別	地域包括支援センター	7	▼ 0.0	△ 28.6	△ 71.4	0.0	▼ 0.0	0.0	0.0
	居宅介護支援事業所	14	▼ 28.6	14.3	△ 50.0	△ 21.4	▼ 21.4	0.0	0.0
	相談支援事業所	17	△ 76.5	11.8	5.9	11.8	▼ 29.4	0.0	0.0
	各市町保健師	19	▼ 42.1	10.5	10.5	5.3	△ 57.9	0.0	5.3
	社会福祉協議会職員	4	50.0	△ 25.0	△ 25.0	0.0	▼ 25.0	0.0	0.0
	医療ソーシャルワーカー	4	50.0	△ 25.0	▼ 0.0	0.0	▼ 0.0	0.0	25.0
	生活保護ケースワーカー	6	△ 83.3	16.7	16.7	0.0	▼ 16.7	0.0	0.0
	母子・父子自立支援員	2	50.0	▼ 0.0	△ 50.0	0.0	▼ 0.0	0.0	0.0
	SC（スクールカウンセラー）	32	53.1	15.6	9.4	3.1	△ 71.9	6.3	3.1
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	35	51.4	11.4	5.7	0.0	△ 57.1	5.7	11.4
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	6	△ 83.3	16.7	▼ 0.0	0.0	▼ 33.3	0.0	0.0
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	9	△ 77.8	22.2	▼ 0.0	0.0	44.4	0.0	0.0

③ b) ケアを必要としている人の状況

- 【全体】**  
 ○ 「精神疾患（疑い含む）」が 37.4%で最も多く、次いで「若い」が 31.0%、「高齢」が 18.1%になっています。
- 【対応方法】**  
 ○ 「機関内で対応した事例」、「要対協へつないだ事例」では「若い」が、「要対協以外へつないだ事例」では「精神疾患（疑い含む）」が最も多くなっています。
- 【ケアを必要としている人】**  
 ○ 母親、父親を回答した事例では、「精神疾患（疑い含む）」が最も多くなっています。

【ケアを必要としている人の状況】



単位：％

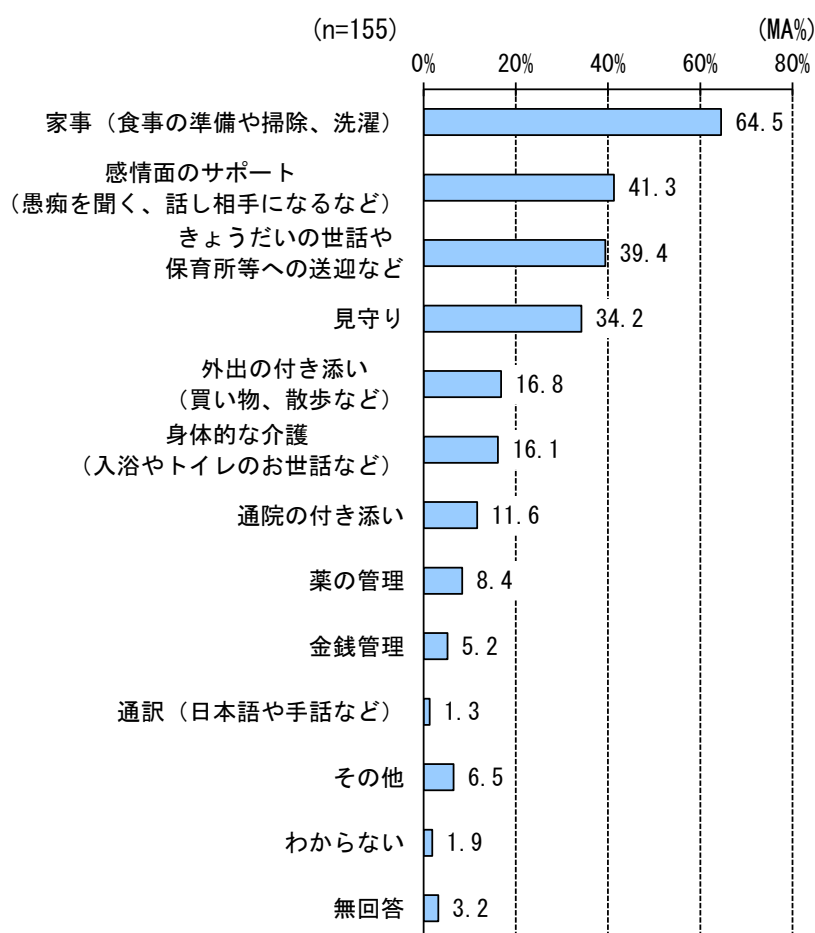
方 法 応	機 関 種 別	ケアを必要としている人	母数 (n)	ケアを必要としている人の状況												
				高齢（65歳以上）	若い	（要介護が必要な状態）	認知症	身体障がい	知的障がい	発達障がい	精神疾患（疑い含む）	依存症（疑い含む）	精神疾患、依存症以外の病気	その他	わからない	無回答
全体			155	18.1	31.0	12.9	6.5	15.5	11.0	11.0	37.4	16.1	11.6	9.0	1.3	3.2
方 法 応	問15機関内で対応した事例		62	24.2	29.0	19.4	6.5	9.7	4.8	4.8	▼ 24.2	11.3	9.7	9.7	1.6	6.5
	問16①要対協へつないだ事例		35	▼ 5.7	△ 51.4	-	2.9	20.0	2.9	8.6	△ 40.0	17.1	2.9	11.4	2.9	-
	問16②要対協以外へつないだ事例		58	19.0	▼ 20.7	13.8	8.6	19.0	△ 22.4	19.0	△ 50.0	20.7	19.0	6.9	-	1.7
機 関 種 別	地域包括支援センター		7	△ 85.7	▼ 0.0	△ 28.6	0.0	△ 28.6	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	0.0	0.0	0.0
	居宅介護支援事業所		14	△ 64.3	▼ 0.0	△ 50.0	△ 28.6	△ 50.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 14.3	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0
	相談支援事業所		17	▼ 5.9	▼ 17.6	17.6	11.8	17.6	17.6	11.8	△ 58.8	11.8	△ 23.5	17.6	0.0	0.0
	各市町保健師		19	10.5	△ 57.9	10.5	0.0	10.5	▼ 0.0	5.3	▼ 26.3	▼ 5.3	▼ 0.0	5.3	0.0	5.3
	社会福祉協議会職員		4	25.0	25.0	▼ 0.0	0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	△ 50.0	25.0	▼ 0.0	△ 25.0	0.0	0.0
	医療ソーシャルワーカー		4	▼ 0.0	▼ 0.0	△ 25.0	0.0	△ 50.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 25.0	25.0	△ 25.0	0.0	0.0	25.0
	生活保護ケースワーカー		6	16.7	▼ 0.0	16.7	0.0	△ 33.3	16.7	▼ 0.0	△ 50.0	▼ 0.0	▼ 0.0	0.0	0.0	0.0
	母子・父子自立支援員		2	△ 50.0	▼ 0.0	△ 50.0	△ 50.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	△ 50.0	▼ 0.0	▼ 0.0	0.0	0.0	0.0
	SC（スクールカウンセラー）		32	9.4	34.4	6.3	6.3	6.3	△ 28.1	△ 21.9	31.3	21.9	15.6	6.3	3.1	3.1
	SSW（スクールソーシャルワーカー）		35	8.6	△ 45.7	▼ 2.9	2.9	8.6	8.6	17.1	42.9	14.3	5.7	14.3	2.9	5.7
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）		6	16.7	33.3	▼ 0.0	0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	▼ 0.0	△ 50.0	△ 33.3	▼ 0.0	16.7	0.0	0.0
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）		9	▼ 0.0	△ 44.4	▼ 0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	△ 66.7	△ 55.6	△ 55.6	11.1	0.0	0.0	
ケアを必要とし	母親		82	▼ 7.3	23.2	11.0	6.1	11.0	15.9	13.4	△ 63.4	23.2	18.3	14.6	1.2	0.0
	父親		23	21.7	▼ 17.4	13.0	4.3	△ 26.1	4.3	4.3	34.8	17.4	13.0	△ 21.7	4.3	0.0
	祖母		23	△ 95.7	▼ 8.7	△ 52.2	△ 34.8	21.7	▼ 0.0	4.3	▼ 8.7	8.7	8.7	13.0	0.0	0.0
	祖父		7	△ 71.4	28.6	△ 57.1	△ 57.1	14.3	14.3	△ 28.6	42.9	△ 28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
	きょうだい		70	▼ 7.1	△ 64.3	7.1	5.7	11.4	20.0	△ 21.4	31.4	17.1	10.0	8.6	1.4	0.0
	その他		4	25.0	△ 50.0	▼ 0.0	0.0	25.0	△ 25.0	△ 25.0	▼ 0.0	25.0	△ 25.0	0.0	0.0	0.0

※ケアを必要としている人、ケアを必要としている人の状況の回答がそれぞれ複数ある場合、ケアを必要としている人と状況が一致しない場合があります（例：「祖母」と「若い」等）

④ c) ケアの内容

- 【全体】**
- 「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が64.5%で最も多く、次いで「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が41.3%、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が39.4%となっています。
- 【対応方法】**
- 要対協へつないだ事例では、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が57.1%で、他の方法で対応した事例に比べ10ポイント以上多くなっています。
- 【ケアを必要としている人】**
- 母親、祖父では、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が50%を超えています。
  - 祖母、祖父では、「身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）」「薬の管理」が20%を超えています。

【ケアの内容】



「その他」の回答内容

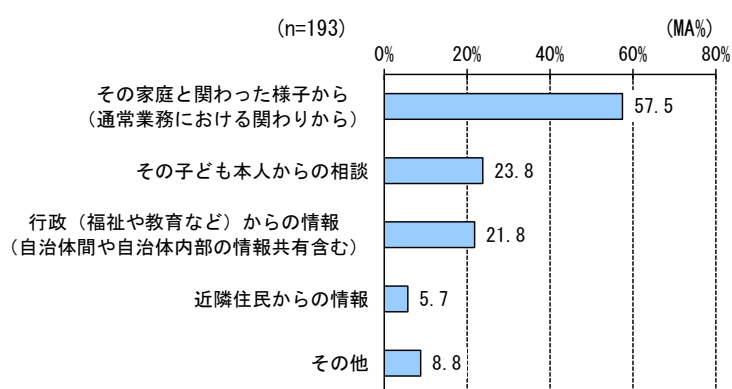
<p>その他（具体例一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の家計を支えている。</li> <li>・アルバイト収入を家計にほとんど入れる。</li> </ul>	5件
---	----

	母数 (n)	ケアの内容を把握しているか													
		家事（食事の準備や掃除、洗濯）	きょうだいの世話や保育所等への送迎など	身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）	外出の付き添い（買い物、散歩など）	通院の付き添い	感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）	見守り	通訳（日本語や手話など）	金銭管理	薬の管理	その他	わからない	無回答	
全体	155	64.5	39.4	16.1	16.8	11.6	41.3	34.2	1.3	5.2	8.4	6.5	1.9	3.2	
方法対応	問15機関内で対応した事例	62	62.9	▼ 27.4	16.1	9.7	6.5	▼ 25.8	29.0	-	1.6	9.7	3.2	1.6	6.5
	問16①要対協へつないだ事例	35	68.6	△ 57.1	17.1	25.7	8.6	45.7	34.3	2.9	2.9	5.7	8.6	2.9	-
	問16②要対協以外へつないだ事例	58	63.8	41.4	15.5	19.0	19.0	△ 55.2	39.7	1.7	10.3	8.6	8.6	1.7	1.7
機関種別	地域包括支援センター	7	△ 85.7	▼ 0.0	14.3	▼ 0.0	14.3	▼ 0.0	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
	居宅介護支援事業所	14	64.3	▼ 14.3	△ 57.1	7.1	14.3	35.7	28.6	0.0	0.0	△ 28.6	7.1	0.0	0.0
	相談支援事業所	17	70.6	▼ 23.5	23.5	23.5	17.6	35.3	41.2	0.0	5.9	11.8	11.8	5.9	0.0
	各市町保健師	19	63.2	△ 63.2	10.5	15.8	▼ 0.0	▼ 26.3	▼ 15.8	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	5.3
	社会福祉協議会職員	4	▼ 50.0	▼ 25.0	▼ 0.0	△ 50.0	△ 25.0	▼ 25.0	△ 50.0	0.0	△ 25.0	0.0	△ 50.0	0.0	0.0
	医療ソーシャルワーカー	4	▼ 25.0	▼ 25.0	25.0	▼ 0.0	△ 25.0	▼ 25.0	△ 50.0	0.0	0.0	△ 25.0	0.0	0.0	25.0
	生活保護ケースワーカー	6	△ 83.3	▼ 0.0	16.7	△ 33.3	▼ 0.0	▼ 16.7	33.3	0.0	△ 16.7	0.0	0.0	△ 16.7	0.0
	母子・父子自立支援員	2	▼ 50.0	▼ 0.0	△ 50.0	▼ 0.0	△ 50.0	△ 100.0	△ 100.0	0.0	0.0	△ 50.0	0.0	0.0	0.0
	SC（スクールカウンセラー）	32	62.5	43.8	15.6	9.4	3.1	△ 53.1	34.4	3.1	0.0	3.1	3.1	0.0	3.1
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	35	62.9	△ 54.3	▼ 2.9	17.1	8.6	△ 51.4	40.0	0.0	8.6	5.7	8.6	2.9	5.7
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	6	▼ 50.0	△ 50.0	▼ 0.0	16.7	16.7	33.3	▼ 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	9	△ 77.8	△ 55.6	11.1	△ 44.4	△ 44.4	△ 66.7	33.3	0.0	△ 22.2	0.0	11.1	0.0	0.0
ケアを必要とし	母親	82	64.6	41.5	12.2	19.5	17.1	△ 59.8	34.1	2.4	6.1	6.1	8.5	2.4	0.0
	父親	23	65.2	▼ 26.1	13.0	17.4	17.4	34.8	34.8	4.3	8.7	4.3	△ 17.4	0.0	0.0
	祖母	23	△ 82.6	▼ 13.0	△ 26.1	26.1	17.4	▼ 30.4	△ 52.2	0.0	0.0	△ 21.7	13.0	0.0	0.0
	祖父	7	▼ 28.6	△ 71.4	△ 28.6	▼ 0.0	14.3	△ 57.1	▼ 14.3	0.0	0.0	△ 28.6	0.0	0.0	0.0
	きょうだい	70	65.7	△ 70.0	15.7	12.9	4.3	40.0	40.0	2.9	7.1	7.1	4.3	0.0	0.0
	その他	4	▼ 50.0	△ 75.0	▼ 0.0	△ 50.0	▼ 0.0	50.0	△ 50.0	0.0	0.0	△ 25.0	0.0	0.0	0.0

## 事例の内容 5) ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ

<b>【全体】</b>
○ 「その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）」が57.5%で最も多く、次いで「その子ども本人からの相談」が23.8%、「行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）」が21.8%となっています。
<b>【対応方法】</b>
○ 要対協へつないだ事例では、「その家族と関わった様子から（通常業務における関わりから）」が他の対応方法の事例に比べ多くなっています。
<b>【機関種別】</b>
○ SC（スクールカウンセラー）では「その子ども本人からの相談」が67.6%で、他の機関に比べ大幅に多くなっています。
○ 「近隣住民からの情報」は、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、「子ども食堂等」（子どもの居場所）で回答がみられます。

### 【気づいたきっかけ】



単位：%

	母数 (n)	気づいたきっかけ						
		近隣住民からの情報	その家庭と関わった様子から (通常業務における関わりから)	情報共有含む (自治体間や自治体内部からの)	行政 (福祉や教育など) からの情報 (自治体間や自治体内部の情報共有含む)	その子ども本人からの相談	その他	無回答
全体	193	5.7	57.5	21.8	23.8	8.8	8.8	
方 対 応	問15機関内で対応した事例	87	5.7	50.6	12.6	21.8	11.5	16.1
	問16①要対協へつないだ事例	39	2.6	△ 76.9	△ 33.3	17.9	2.6	-
	問16②要対協以外へつないだ事例	67	7.5	55.2	26.9	29.9	9.0	4.5
機 関 種 別	地域包括支援センター	7	0.0	△ 100.0	14.3	▼ 0.0	0.0	0.0
	居宅介護支援事業所	18	△ 16.7	61.1	▼ 5.6	▼ 5.6	11.1	11.1
	相談支援事業所	18	5.6	△ 77.8	16.7	▼ 5.6	11.1	0.0
	各市町保健師	22	0.0	△ 86.4	▼ 9.1	▼ 0.0	9.1	4.5
	社会福祉協議会職員	6	0.0	50.0	▼ 0.0	16.7	16.7	33.3
	医療ソーシャルワーカー	8	0.0	▼ 37.5	△ 37.5	▼ 12.5	0.0	37.5
	生活保護ケースワーカー	8	0.0	△ 75.0	△ 37.5	▼ 0.0	12.5	12.5
	母子・父子自立支援員	4	△ 25.0	△ 100.0	△ 50.0	▼ 0.0	0.0	0.0
	SC（スクールカウンセラー）	37	0.0	▼ 21.6	18.9	△ 67.6	8.1	5.4
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	40	0.0	55.0	△ 37.5	30.0	0.0	10.0
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	14	△ 28.6	▼ 35.7	21.4	21.4	14.3	14.3	
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	11	△ 18.2	△ 81.8	18.2	18.2	△ 36.4	0.0	



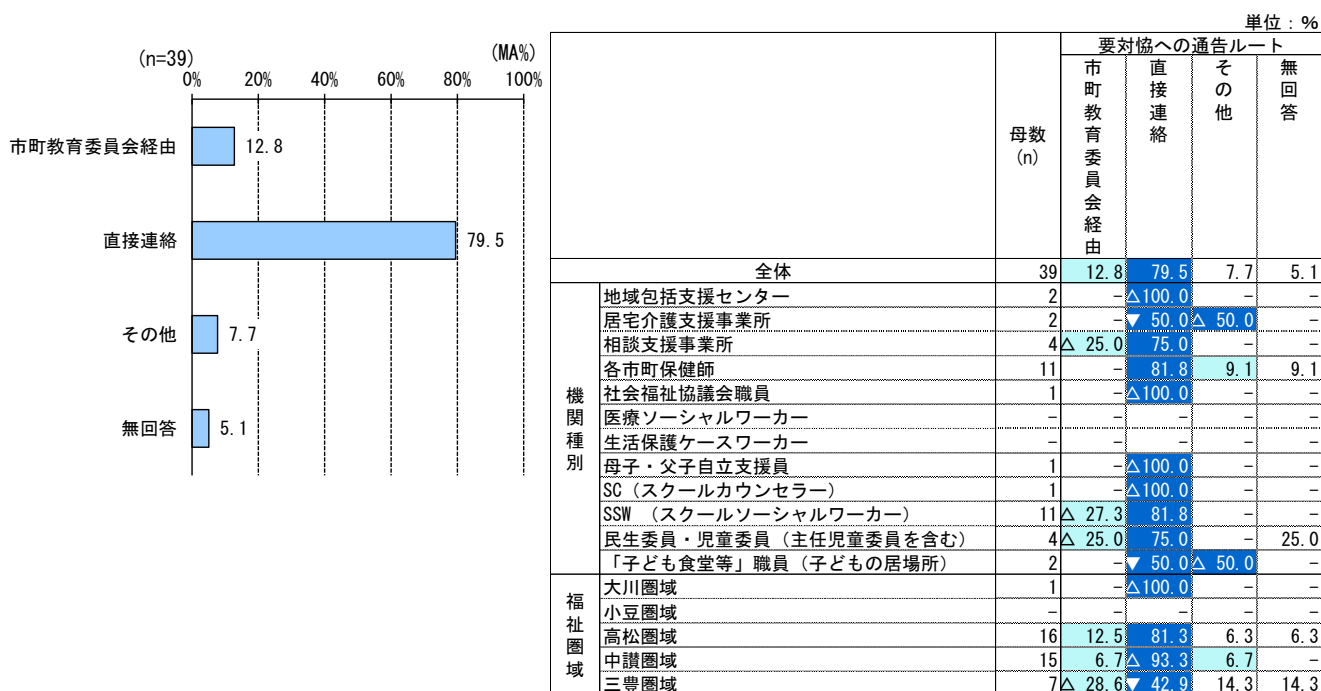
「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）		
事例 機 関 内 で 対 応 し た 事 例	<b>他者からの情報提供</b> ・要ケア保護者自身からの相談。 ・介護保険サービス事業所スタッフからの情報。	6件
	<b>その他</b> ・反社会的行動に関するカウンセリングの中で子ども本人の話から。 ・サービス等利用計画を作るにあたり、子どもの介護が前提で計画を作成するよう本人(母親)から要望があった。	4件
事例 へ つ な が れ た 機 関 以 外 に 対 し た 事 例	<b>その他</b> ・子育てひろばの利用者だったことにつながった。 ・その子どもの友人からの相談。	5件

## 事例の内容 6) 外部機関へのつなぎ方

### ① 要対協への通告ルート

**【全体】**  
 ○ 要対協への通告ルートについて、「直接連絡」が79.5%で最も多く、次いで「市町教育委員会経由」が12.8%、「その他」が7.7%となっています。

### 【要対協への通告ルート】



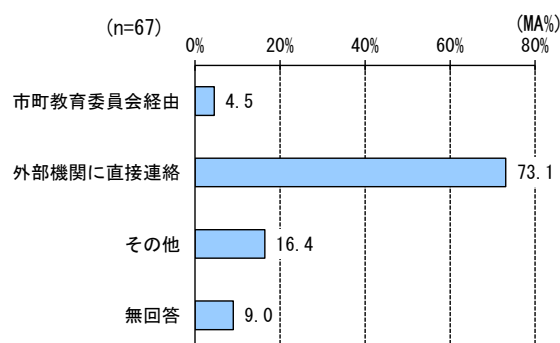
### 「その他」の回答内容

- ・同じ課だった。
- ・会議に参加している。

② 要対協以外の外部機関へのつなぎ方

**【全体】**  
 ○ 外部機関へのつなぎ方について、「外部機関に直接連絡」が73.1%で最も多く、次いで「その他」が16.4%、「市町教育委員会経由」が4.5%となっています。

【外部機関へのつなぎ方】



	母数 (n)	外部機関へのつなぎ方			
		市町教育委員会経由	外部機関に直接連絡	その他	無回答
全体	67	4.5	73.1	16.4	9.0
地域包括支援センター	3	△ 33.3	▽ 33.3	-	33.3
居宅介護支援事業所	5	-	▽ 60.0	20.0	20.0
相談支援事業所	8	-	▽ 62.5	△ 37.5	-
各市町保健師	2	-	△ 100.0	-	-
社会福祉協議会職員	2	-	△ 100.0	-	-
医療ソーシャルワーカー	4	-	△ 100.0	25.0	-
生活保護ケースワーカー	2	-	▽ 50.0	-	50.0
母子・父子自立支援員	3	-	△ 100.0	-	-
SC (スクールカウンセラー)	14	7.1	▽ 57.1	△ 28.6	7.1
SSW (スクールソーシャルワーカー)	16	-	△ 93.8	-	6.3
民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む)	3	△ 33.3	▽ 33.3	△ 33.3	-
「子ども食堂等」職員 (子どもの居場所)	5	-	80.0	20.0	20.0
福祉圏域					
大川圏域	3	-	△ 100.0	-	-
小豆圏域	4	-	△ 100.0	25.0	-
高松圏域	29	3.4	72.4	20.7	6.9
中讃圏域	21	9.5	66.7	9.5	14.3
三豊圏域	10	-	70.0	20.0	10.0

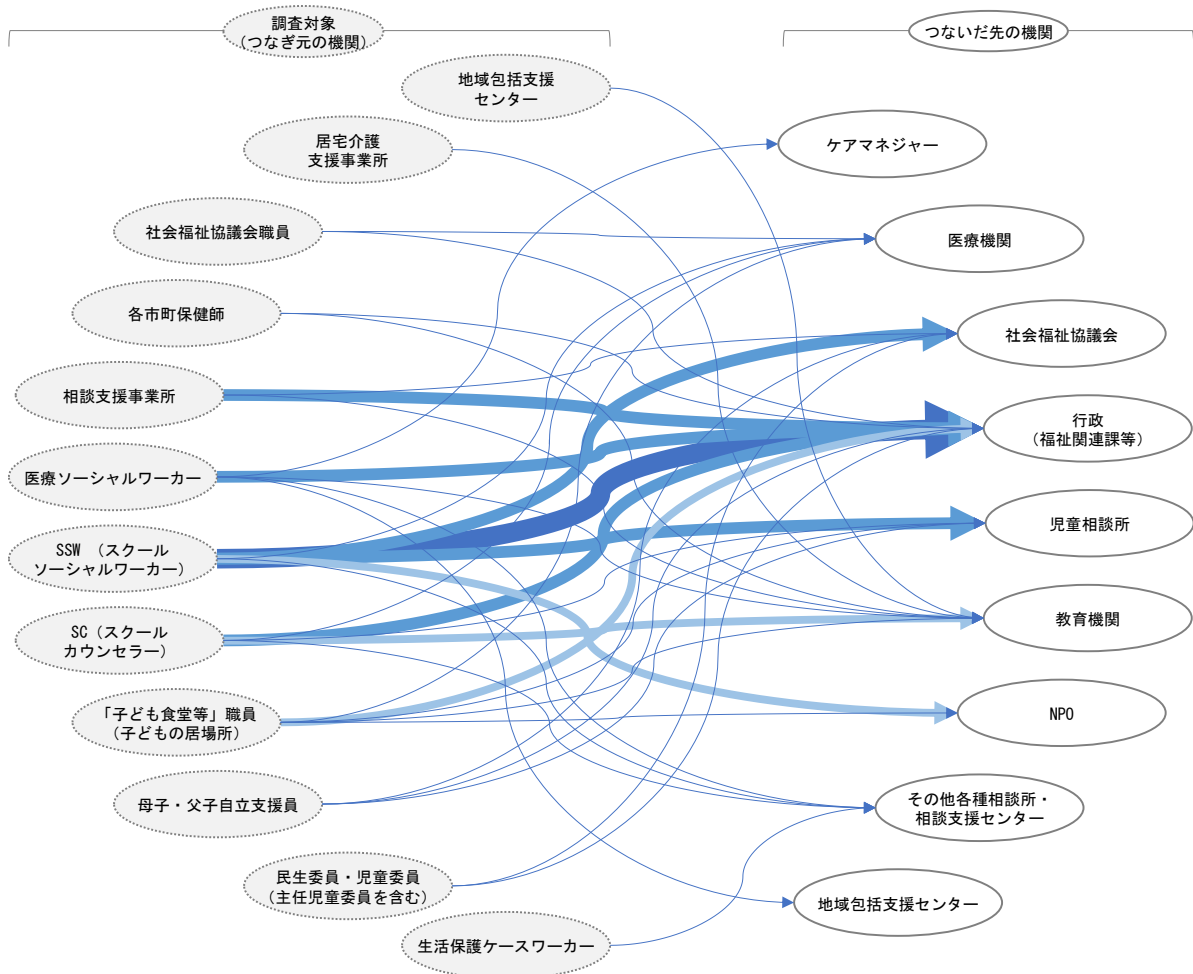
「その他」の回答内容

教員	3件
行政窓口	2件
その他 (具体例一部抜粋) ・ケアマネ、親せきから。 ・ケースワーカーにつなげケースワーカーが病院同行支援を実施。 ・もともと要対協の関わりもあり。ケース会議の中で外部機関との連携の話があり、要対協から外部機関へ。 ・相談者に電話番号と場所を紹介。 ・行政窓口へ同行。	5件

③ つないだ機関（要対協以外の外部機関）

回答内容（具体例一部抜粋）	
行政	23 件
教育機関 ・教育委員会 ・養護教諭 ・学校	8 件
社会福祉協議会	6 件
児童相談所	6 件
医療機関	4 件
その他各種相談所・相談センター ・障がい者相談支援事業所 ・基幹相談支援センター他	4 件
NPO	3 件
地域包括支援センター	1 件
ケアマネジャー	1 件
その他 ・親類 ・デイサービス ・生活保護ワーカー ・適応指導教室	12 件

【つないだ機関】



※矢印は、全回答数の中での割合を4段階の太さで表現している。

## 事例の内容 7) 団体で行った支援

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）		
機関内で対応した事例	<b>他機関と情報共有、連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が進学したいという思いがあったため、その思いをかなえるために学習支援や、行政機関や社会福祉協議会から学費に関する支援を行った。</li> <li>・福祉課、健康課、子育て支援課、学校などとケース会などを通して連携し、支援している。</li> <li>・生活福祉課、学校、児童相談所、地区保健師、委託相談、ヘルパー事業所、相談支援事業所などと定期的な情報交換。</li> <li>・保健師、ヘルパー、社会福祉協議会、学校のソーシャルワーカーと連携し、介護のサポート内容を変更した。</li> </ul>	6件
	<b>カウンセリング</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室に入れない時の、別室での対応。カウンセリング。</li> <li>・本人と話しをする。</li> <li>・校内でのケース会議、SCによるカウンセリング（3年継続）、担任を中心とした子ども自身への受容的関わり。</li> </ul>	5件
	<b>介護サービスの提案（負担軽減）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネを通じて本人や家族に負担軽減のサービス提案。</li> <li>・サービス等利用計画において深夜帯に介護サービスを入れて、子ども達が夜中に起きて介護しなくて良いように促している。</li> </ul>	4件
	<b>特になし</b>	6件
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りと声かけ。</li> <li>・見守りのみ。</li> <li>・団体内のスタッフでの共有。</li> </ul>	3件
要対協へつないだ事例	<b>他機関との情報共有、連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所に相談し施設入所。</li> <li>・親と面談、NPOの学習支援の活用、他機関との情報共有。</li> <li>・要対協と連携した家庭訪問。</li> <li>・福祉サービス事業所につなぐ。</li> <li>・生活困窮について生活福祉課との連携、金銭管理について社協との連携、就労支援を保健所へつなぐ。</li> </ul>	11件
	<b>見守り</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長と連携して見守っている。</li> <li>・見守り、食料支援。</li> <li>・日々の様子や困りごと等を聞くことができるように、日々信頼関係を築けるよう努めている。長期欠席等があった際等、密に要対協等連携をとっている。</li> </ul>	12件
	<b>ケース会議の開催・ケース会議による検討</b>	6件
	<b>その他各種支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康課による乳児訪問。</li> <li>・親と面談、NPOの学習支援の活用、他機関との情報共有。</li> <li>・子ども食堂、NPOのフードバンク、社協の子ども食堂・フードバンク、教育委員会。</li> <li>・養育支援訪問事業の利用。</li> <li>・食事および教材支援・外出支援・相談支援。</li> </ul>	6件
要対協以外の外部機関へつないだ事例	<b>ケース会議の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内ケース会議等。</li> <li>・地域ケア会議。</li> </ul>	9件
	<b>情報共有・情報交換</b>	8件
	<b>食料支援</b>	6件
	<b>見守り</b>	5件
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進学にあたる金銭での相談、手続き支援。</li> <li>・学校のSSWを中心に、家庭内にインターネットを配置し、ズームによる簡易な授業や生活状況確認をオンラインでできるようにした。また、病院への通院を同行することで、医療機関との関わりが持てる状況を作った。</li> <li>・行政機関への情報提供と連絡調整、適応指導教室との連携。</li> <li>・フードパントリーなどにつなぎ食事の支援・確保、連携先との情報共有を定期的に行い見守り、教室以外への登校。</li> <li>・福祉サービスが使えるまで家事支援、地域ケア会議の開催、子ども食堂の実施。</li> </ul>	14件

事例の内容 8) 支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化（改善状況等）

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）		
事例 機 関 内 で 対 応 し た	<b>心が落ち着いてきた</b> ・中学校卒業まで支援を続け、幼い兄弟の世話をする状況に大きな変化はないものの、子ども本人の行動面に落ち着きがみられるようになった。学校への適応状態も改善。学力は高くはないものの、学習への意欲はやや取り戻し、自分で進路選択をすることができた。 ・CMの介入により相談者が増したことにに対し安心感を抱かれている。落ち着かれている。 ・母親と共に話し合いをして、本人の気持ちが良い方向に向いた。	6件
	<b>学校や部活に行けるようになった</b> ・教室に入るようになった。 ・子どもが必要な教育を受けることができた。 ・幼い兄弟が保育所に入所出来たことで、土曜日の保育などが本人の負担でなくなった。部活に参加できるようになった。	4件
	<b>負担が軽減</b> ・祖母の施設利用で負担軽減できた。 ・行政の支援、すでに成人している兄弟の支援なども受けられる状況になり本人自身の生活は改善している。	4件
	<b>変化なし</b>	4件
	<b>安定した生活が送れている</b> ・①子どもの年齢が上がり子どもに手がかからなくなってきた事によって母の精神状態も安定してきた。②子どもに対して声かけを続けることで周りにいつも助けて貰える安心感を与えられるように努力した。近所で問題視されることが減り安定して暮らせる様になってきた。 ・安定した生活が送れる。	2件
	<b>その他</b> ・関係機関と繋ぐことは本人が望まなかったため、学校での面談でできるだけ心のケアに努め、将来自立できる進路を目指す方向に支援した。 ・本人が進学したいという思いを叶えることができた。本人が幼い子どもの世話をすることはあまり変化がないが、本人自身のしたいことと両立してすることができている。 ・子どもの遅刻や忘れ物が減った。	9件
要 対 協 へ つ な い だ 事 例	<b>支援を進めている</b> ・SSWとして少しずつ、家族との関係を築きながら、いざという際に介入できる準備を行っている。	5件
	<b>登校の増加・学習環境の改善</b> ・家庭の事情による学校の欠席が減った。 ・登校できる日が増えた。笑顔や会話、外出が増えた。 ・進学を視野に入れた学習支援を受けることが出来るようになった。	4件
	<b>精神的に安定した</b> ・子どもは精神的に安定、母親は受診。	2件
	<b>改善が見られない（特になし）</b>	8件
	<b>その他</b> ・現在は改善が見られる。 ・子ども自身が相談できる体制ができたことで、子どもと支援者が一緒に考えていけるようになっていったが、家族（母親）と信頼関係を築くまでに非常に時間がかかり、一進一退が続いた。	7件

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）		
要 対 協 以 外 の 外 部 機 関 へ つ な い だ 事 例	<b>本人の負担の軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが学校を休んで、きょうだいの世話をせず、学校に通うことができるようになった。</li> <li>・介護保険サービスにつながり、本人の負担が軽減した。</li> <li>・母親の言語支援をしている生徒はSCが話を聞くことで負担感が軽減した。</li> <li>・支援対象者への福祉サービスの導入で児童生徒への負担が軽減された。</li> </ul>	10件
	<b>学校生活・勉学についての改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが学校を休んで、きょうだいの世話をせず、学校に通うことができるようになった。子どもたちが休日の部活動にも参加できるようになった。</li> <li>・進学にむけて親が協力的に動いてくれ、こどもが安心して受験することができた。</li> <li>・県外ではあるが子どもの希望する、やりたいことができる高校に入学できた。</li> <li>・登校の頻度が増えた。</li> </ul>	9件
	<b>家庭環境の変化・改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが母と過ごす時間が増えた。</li> <li>・保護者の自覚を促進。本人の生活上の優先順位を意識。</li> <li>・フードパントリーへ参加した後は朝食を食べて登校出来ていた。外部機関から保護者への関わりがスタートした。</li> <li>・すでに、母親には福祉が介入していたが、本人と父親、他の兄弟を含む支援体制が築けた。</li> </ul>	8件
	<b>精神的に安定（表情の変化）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表情が明るくなり、笑顔が増えた。地域の方から、ヤングケアラーに声がかかるようになり、地域活動に参加しつながっている。</li> <li>・保護者は基本的に不変だが、生活保護担当者からの保護者への指導、下のきょうだいに支援する大人の存在は、本人自身が見守られ感を持って、少しはホッとできていたようだ。</li> <li>・子ども本人の精神的安定。援助を受けることへの抵抗感の減少。</li> <li>・地域とのつながりができ、親子ともに元気になった。</li> </ul>	8件
	<b>親へのカウンセリング</b>	3件
	<b>改善なし</b>	7件
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟は適切な機関につなげたが、本人は逆に居場所や役割がなくなったためか抑うつ状態になり不登校に。</li> <li>・いざというときは頼りにして連絡をするようになった。</li> <li>・親戚の支援を受けることができるようになった。</li> </ul>	11件

<機関内で対応したケースの事例>

回答者の機関	S S W (スクールソーシャルワーカー)	
校種、性別	中学生、女子	
子どもの状況として把握したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力が低下している。</li> <li>・高校進学ができない可能性があった。</li> </ul>	
子どもの家族構成	母親、父親、きょうだい	
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	きょうだい
	ケアを必要としている人の状況	幼い
	ケアの内容	世話や保育所への送迎など
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	行政(福祉や教育など)からの情報(自治体間や自治体内部の情報共有含む)	
団体で行った支援(要対協との連携も含めて)	本人が進学したいという思いがあったため、その思いを叶えるために、学習支援や、行政機関や社会福祉協議会から学費に関する支援を行った。	
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化(改善状況等)	本人が進学したいという思いを叶えることができた。本人が幼い子どもの世話をすることはあまり変化はないが、本人自身のしたいことと両立してすることができている。	

回答者の機関	相談支援事業所	
校種、性別	高校生、男子	
子どもの状況として把握したこと	子どもは優秀で学校生活では特に問題は見受けられないが、親の介護のために家に帰る必要があるため、友達との付き合いに何らかの影響が出ている可能性がある。	
子どもの家族構成	母親、父親、きょうだい	
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	父親
	ケアを必要としている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護(介護が必要な状態)</li> <li>・身体障がい</li> </ul>
	ケアの内容	身体的な介護(入浴やトイレのお世話など)
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	サービス等利用計画を作るにあたり、子どもの介護が前提で計画を作成するよう本人(父親)から要望があった。	
団体で行った支援(要対協との連携も含めて)	サービス等利用計画において深夜帯に介護サービスを入れて、子ども達が夜中に起きて介護してなくて良いように促している。	
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化(改善状況等)	深夜帯に介護サービスを入れることに対して家族が強く反対しており改善していない。現在のヤングケアラーは長男であるが、長男が高校を卒業し県外に進学したら、次は次男(中学生)をヤングケアラーにしようとしているため、本人(父親)を説得している。	

回答者の機関	生活保護ケースワーカー	
校種、性別	中学生、女子	
子どもの状況として把握したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を休みがちである。</li> <li>・遅刻や早退が多い。</li> <li>・教室以外で過ごしていることが多い。</li> <li>・精神的な不安定さがある。</li> <li>・S S W (スクールソーシャルワーカー) に介護の悩みを相談。</li> </ul>	
子どもの家族構成	母親、父親、きょうだい	
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親</li> <li>・きょうだい</li> </ul>

	ケアを必要としている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護（介護が必要な状態）</li> <li>・身体障がい</li> </ul>
	ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事（食事の準備や掃除、洗濯）</li> <li>・身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）</li> <li>・見守り</li> </ul>
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）。</li> <li>・行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）。</li> <li>・母親からの相談。</li> </ul>
団体で行った支援（要対協との連携も含めて）		保健師、ヘルパー、社会福祉協議会、SSW（スクールソーシャルワーカー）と連携し、介護のサポート内容を変更した。
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化（改善状況等）		専門の介護のサポートを受けるようになり、母親の負担が軽くなった。（母親が倒れ、子供が母親に代わり、父親の介護を行っていた。）子供が介護をすることもなくなり、学校にも通え、部活動にも参加できている。

<要対協に通告したケースの事例>

回答者の機関		SSW（スクールソーシャルワーカー）
校種、性別		小学生、男子
子どもの状況として把握したこと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を休みがちである。</li> <li>・遅刻や早退が多い。</li> <li>・教室以外で過ごしていることが多い。</li> <li>・精神的な不安定さがある。</li> <li>・身だしなみが整っていない。</li> <li>・学力が低下している。</li> <li>・宿題や持ち物の忘れ物が多い。</li> <li>・保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い。</li> <li>・親に必要なものを用意してもらえない。</li> <li>・集金が遅れる、未払い。</li> </ul>
子どもの家族構成		母親、きょうだい
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	きょうだい
	ケアを必要としている人の状況	幼い
	ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事（食事の準備や掃除、洗濯）</li> <li>・見守り</li> </ul>
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）。</li> <li>・行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）。</li> <li>・その子ども本人からの相談。</li> </ul>
要対協への通告ルート		自機関から直接連絡
団体で行った支援（要対協との連携も含めて）		子ども食堂、NPOのフードバンク、社会福祉協議会の子ども食堂・フードバンク、教育委員会。
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化（改善状況等）		<p>子ども食堂などでのNPO職員や子どもたち同士でのふれあいを通して、母の家庭の様子や愚痴、困り感を聞き出す。フードパントリーの受け渡しや子ども食堂のイベント等を通して、孤独だった母が少しずつ話してくれるようになり、家庭状況の見つめ直しをしてくれるようになった。</p> <p>仕事と家庭の両立を頑張っている母を褒め、話を聞き続けることで学校に批判的だった母も学校に対して協力的になり、家庭状況を見つめ直す機会が増えてきた。</p> <p>実父との同居が現実となり、日常生活が規則正しくなり、遅刻や欠席が減り、学習に対しても前向きに取り組んでいけるようになった。</p>



回答者の機関	S S W (スクールソーシャルワーカー)	
校種、性別	高校生、女子	
子どもの状況として把握したこと	精神的な不安定さがある。	
子どもの家族構成	母親、父親、きょうだい	
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親</li> <li>・きょうだい</li> </ul>
	ケアを必要としている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい</li> <li>・精神疾患(疑い含む)</li> </ul>
	ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事(食事の準備や掃除、洗濯)</li> <li>・きょうだいの世話や保育所等への送迎など</li> <li>・外出の付き添い(買い物、散歩など)</li> <li>・通院の付き添い</li> <li>・感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)</li> <li>・薬の管理</li> </ul>
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	行政(福祉や教育など)からの情報(自治体間や自治体内部の情報共有含む)。	
要対協への通告ルート	自機関から直接連絡	
団体で行った支援(要対協との連携も含めて)	ケース会議の参加、行政(市)との情報交換、本人の面談、関係機関との連携。	
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化(改善状況等)	ケアが必要なきょうだいが放課後児童デイにつながり、お世話する時間が減少した。家事などかかわっていなかった父の家事への参画が進んだ。ケアが必要な家族が医療サービスにつながった。	

<要対協以外の外部の機関に通告したケースの事例>

回答者の機関	「子ども食堂等」職員(子どもの居場所)	
校種、性別	小学生、女子	
子どもの状況として把握したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身だしなみが整っていない。</li> <li>・学力が低下している。</li> <li>・保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い。</li> <li>・集金が遅れる、未払い。</li> <li>・食事が取れていない日が度々ある。</li> </ul>	
子どもの家族構成	母親、父親、きょうだい	
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親</li> <li>・きょうだい</li> </ul>
	ケアを必要としている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい</li> <li>・発達障がい</li> <li>・精神疾患(疑い含む)</li> <li>・依存症(疑い含む)</li> <li>・精神疾患・依存症以外の病気</li> </ul>
	ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事(食事の準備や掃除、洗濯)</li> <li>・身体的な介護(入浴やトイレのお世話など)</li> <li>・通院の付き添い</li> <li>・感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)</li> <li>・見守り</li> <li>・金銭管理</li> </ul>
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その家庭と関わった様子から(通常業務における関わりから)。</li> <li>・行政(福祉や教育など)からの情報(自治体間や自治体内部の情報共有含む)。</li> <li>・子育てひろばの利用者だったことにつながった。</li> </ul>	
つないだ機関	市の福祉担当課など	
外部機関へのつなぎ方	自機関から直接連絡	

団体で行った支援 (要対協との連携も含めて)	相談、市担当者へのつなぎ
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化(改善状況等)	自宅へ訪問したり、親の病院受診につなげたり、書類申請・通院に付添ったり、と伴走したことで親の内面が少しずつ安定し、各関係機関とも具体的に情報を共有したことで、生活も安定しつつある。SNSでつながっていることもあり、相談などの工夫もしていることから支援や制度などの隙間からおちこぼれないようにサポートをおこなっている。

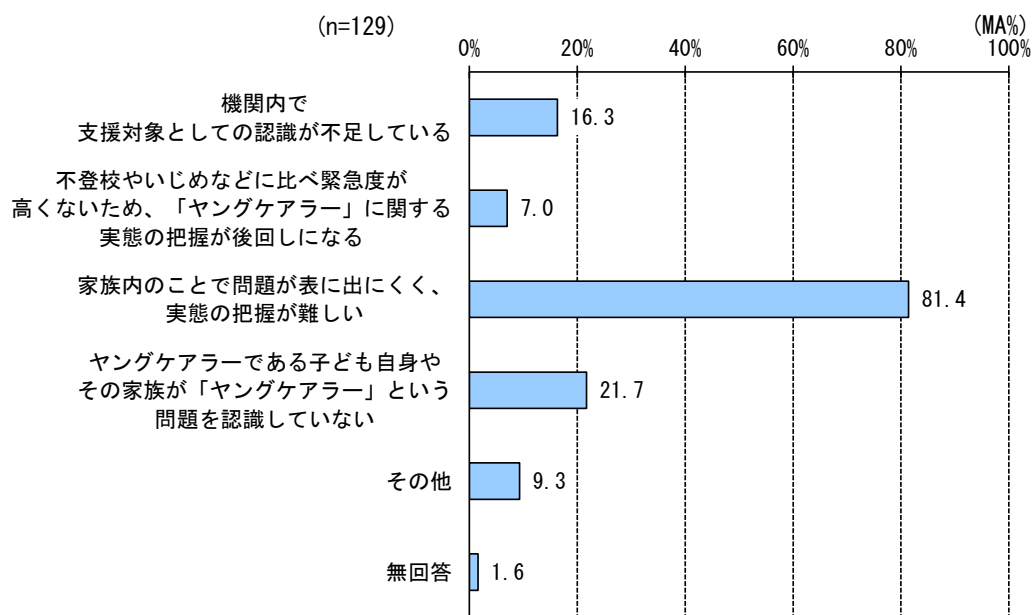
回答者の機関	社会福祉協議会職員	
校種、性別	高校生、女子	
子どもの状況として把握したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的な不安定さがある。</li> <li>・学力が低下している。</li> <li>・親に必要なものを用意してもらえない。</li> <li>・集金が遅れる、未払い。</li> </ul>	
子どもの家族構成	母親	
家庭での ケアの状況	ケアを必要としている人	母親
	ケアを必要としている人の状況	精神疾患(疑い含む)
	ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事(食事の準備や掃除、洗濯)</li> <li>・通院の付き添い</li> <li>・見守り</li> <li>・金銭管理</li> </ul>
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	・SSW(スクールソーシャルワーカー)から相談を受けて。	
つないだ機関	行政(福祉担当課など)、病院	
外部機関へのつなぎ方	自機関から直接連絡	
団体で行った支援 (要対協との連携も含めて)	福祉サービスが使えるまで家事支援、地域ケア会議の開催、子ども食堂における支援の実施。	
支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化(改善状況等)	母が病院受診できるようになり、福祉サービス(ホームヘルパー)が入るようになった。地域とのつながりができ、親子ともに元気になった。	

## 問17 ヤングケアラーではないかと思われる子どもがいるか分からない理由

(問3で「分からない」と回答した方のみ回答)

<p><b>【全体】</b></p> <p>○ わからない理由について、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が81.4%で最も多く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が21.7%、「機関内で「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」が16.3%となっています。</p> <p><b>【機関種別】</b></p> <p>○ 「機関内で「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」は、社会福祉協議会職員で50.0%と他の機関に比べ多くなっています。</p> <p>○ 「不登校やいじめなどに比べ緊急度が低い、ため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる」は、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）で、25.0%以上と、他の機関に比べ多くなっています。</p> <p><b>【ヤングケアラーへの認識】</b></p> <p>○ ヤングケアラーについて「言葉だけは認識している」を選択した回答者では、「機関内で「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」が42.9%と他の区分に比べ多くなっています。</p>
---

### 【わからない理由】



### 「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

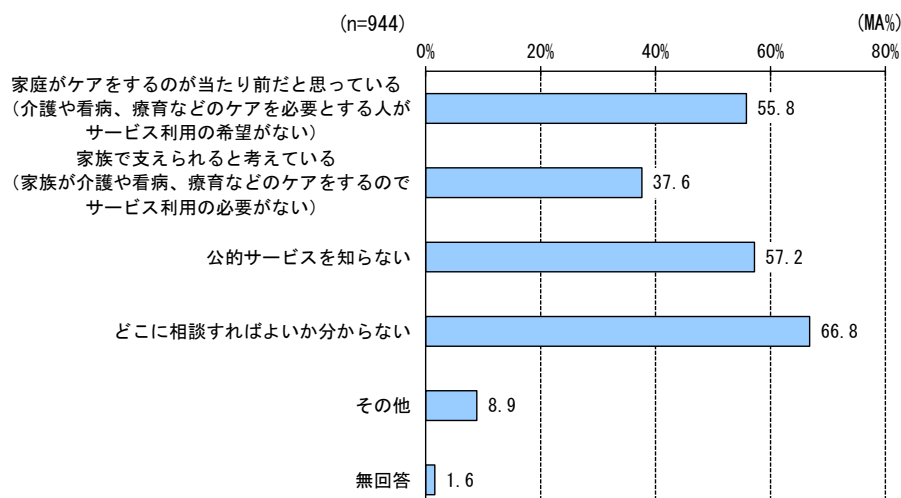
<p><b>対象の家庭（子ども）との関係性が築けていない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に関わっている期間がまだ短い。</li> <li>・家庭内のことを話せるような関係性を築いていくにはかなりの時間を要すると感じている。</li> </ul>	3件
<p><b>業務上、関わりが少ない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関わる機会の少ない業務に携わっている。</li> <li>・業務上、子どもとほとんどかわりがないが自身が気づいてないだけかもしれない。</li> </ul>	3件
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報観点から情報をもらえにくい、共有するのが難しい。</li> <li>・自分のことについて其処まで話をする子がいない。</li> <li>・子どもに直接アプローチする活動ではなく、原則、親を通じて子に接しているため、親や家族にケアが必要かどうか分かりづらい。</li> </ul>	6件

	母数 (n)	わからない理由						無回答
		支援対象としての認識が不足している	「貴機関において、ヤングケアラー」の概念や	緊急度が低いなどのため、「ヤングケアラー」に	不登校やいじめなどに比べ	実態の把握が難しい	家族内のことで問題が表に出にくく、	
全体	129	16.3	7.0	81.4	21.7	9.3	1.6	
機関種別	地域包括支援センター	1	-	-	△100.0	-	-	-
	居宅介護支援事業所	13	23.1	-	84.6	15.4	7.7	-
	相談支援事業所	5	20.0	-	80.0	-	-	20.0
	各市町保健師	18	16.7	11.1	77.8	△33.3	5.6	-
	社会福祉協議会職員	6	△50.0	16.7	83.3	△33.3	16.7	-
	医療ソーシャルワーカー	8	25.0	12.5	75.0	25.0	12.5	-
	生活保護ケースワーカー	5	-	-	▼40.0	△40.0	△20.0	-
	母子・父子自立支援員	1	-	-	△100.0	-	-	-
	SC（スクールカウンセラー）	4	25.0	△25.0	75.0	25.0	-	25.0
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	3	-	△33.3	▼66.7	△33.3	△33.3	-
福祉圏域	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	56	12.5	5.4	89.3	19.6	3.6	-
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	9	11.1	-	▼66.7	▼11.1	△44.4	-
	大川圏域	10	△40.0	△20.0	80.0	-	-	-
	小豆圏域	1	-	-	△100.0	-	-	-
	高松圏域	59	10.2	3.4	83.1	18.6	6.8	3.4
認識	中讃圏域	37	10.8	5.4	78.4	△37.8	10.8	-
	三豊圏域	22	△31.8	13.6	81.8	13.6	18.2	-
	国の報告書の内容を承知している程度認識して	8	25.0	△25.0	75.0	△50.0	△25.0	-
	報道されている程度は認識している	99	13.1	7.1	84.8	22.2	7.1	1.0
言葉だけは認識している	14	△42.9	-	▼64.3	▼7.1	7.1	7.1	
言葉も認識していない（このアンケートで初め	8	-	-	75.0	12.5	△25.0	-	

問18 ケアを必要としている人が相談に繋がらない（繋がりにくい）理由

- 【全体】**
- 繋がらない（繋がりにくい）理由について、「どこに相談すればよいか分からない」が66.8%で最も多く、次いで「公的サービスを知らない」が57.2%、「家庭がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）」が55.8%となっています。
- 【機関種別】**
- S S W（スクールソーシャルワーカー）では、「家族で支えられると考えている（家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）」が66.7%で他の機関に比べ多くなっています。
- 【認識】**
- ヤングケアラーへの認識が高いほど、「家庭がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）」が多くなっています。
- 【ヤングケアラーとの関わり】**
- ヤングケアラーとの関わりのある回答者では「家庭がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）」が最も多く、関わりのない回答者では「どこに相談すればよいか分からない」が最も多くなっています。
  - 回答者自身が相談窓口を知らない可能性も考えられるため、支援機関に対し相談窓口やつなぎ先を周知することで、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいた際に適切な支援につなぐことができると考えられます。

**【繋がらない（繋がりにくい）理由】**



「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

<p><b>他者に知られたくない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他人に話すことだとは思っていない。</li> <li>・多感な時期でもあり、ヤングケアラー自身が家庭状況を知られたくない。</li> <li>・知られたくない、知られての後の怖さから言えない。相談機関等を知ってはいた。</li> </ul>	13件
<p><b>本人・家族に自覚がない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族で支えられていない状態にもかかわらずケアが必要な状態だと家族の皆が認識できていない。</li> <li>・家族の中で役割があることで、自らの存在意義を確認できている。親が喜んでくれるから嬉しいため、そもそも援助の必要性を感じていない。</li> <li>・自身がヤングケアラーだという認識がない。その状況が『当たり前』になっていて、気づかない。</li> </ul>	12件
<p><b>経済的に余裕がない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お金の心配。</li> <li>・費用面での心配があり、他人に頼ることができない。</li> <li>・お金がかかると思っている。</li> </ul>	10件

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）	
<p><b>相談できる相手がいない・相談が難しい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話をしたり相談できる身内や近隣住民がいない。</li> <li>・徐々に負担が増えていき相談するタイミングがないし、周りも気付きづらい。</li> <li>・ケアやサービス、制度が申請主義で、申請能力のない人にはつながりにくい。</li> </ul>	7件
<p><b>恥ずかしい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を恥ずかしく思っている。</li> <li>・自分の口からは恥ずかしくて言い出しにくい。</li> </ul>	6件
<p><b>ニーズに合ったサービスがない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的なサービスがない。</li> <li>・有効な公的サービスが無い。</li> </ul>	6件
<p><b>他者の介入に抵抗がある</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との関わりを拒否している。</li> <li>・子ども本人が、他人が家に入ることに抵抗がある。</li> </ul>	6件
<p><b>相談しても無意味だと思っている</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談しても適切な支援は受けられないと思っている。</li> </ul>	3件
<p><b>相談することを恐れている</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談することで大事になることを恐れている。</li> <li>・相談すれば親から怒られる、相談はしてはいけないことと思っている気がする。</li> </ul>	2件
<p><b>相談したことを家族に知られたくない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談してどんな助けが得られるのかわからない、相談したことを親に知られたくない等の理由により一人で抱え込んでいる。</li> </ul>	2件
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を複合的に抱えている。</li> <li>・両親が無関心。</li> <li>・子どもが望まない。</li> <li>・親にも障がいがある。</li> </ul>	19件

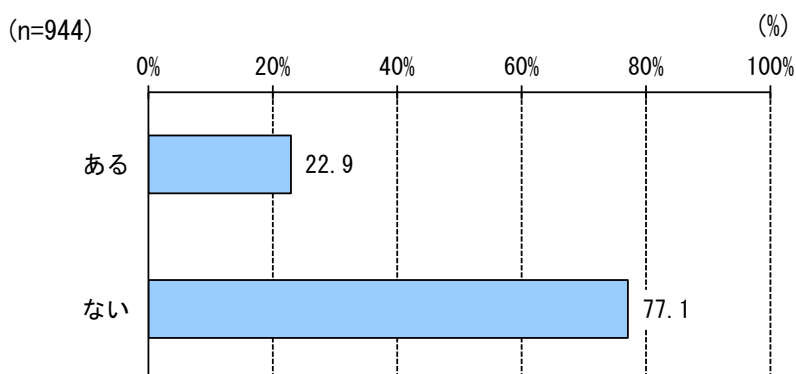
単位：%

	母数 (n)	繋がらない（繋がりにくい）理由						
		サ ー ビ ス 利 用 の 希 望 が な い	家 庭 ケ ア や 病 の 療 育 な ど の ケ ア を 必 要 と す て い る 人 が	家 族 ケ ア を す る の が 当 た り 前 だ と 思 つ て い る	家 族 で 支 え ら れ る と 考 え て い る の 必 要 が な い	公 的 サ ー ビ ス を 知 ら な い	ど こ に 相 談 す れ ば よ い か 分 か ら な い	そ の 他
全体	944	55.8	37.6	57.2	66.8	8.9	1.6	
機 関 種 別	地域包括支援センター	49	55.1	42.9	63.3	69.4	12.2	2.0
	居宅介護支援事業所	197	54.8	42.6	60.9	73.1	8.6	0.5
	相談支援事業所	65	55.4	40.0	63.1	69.2	16.9	3.1
	各市町保健師	84	△ 72.6	△ 50.0	54.8	59.5	4.8	1.2
	社会福祉協議会職員	18	61.1	38.9	△ 72.2	△ 72.2	△ 22.2	-
	医療ソーシャルワーカー	29	62.1	△ 48.3	55.2	△ 82.8	10.3	6.9
	生活保護ケースワーカー	49	46.9	30.6	55.1	59.2	2.0	-
	母子・父子自立支援員	12	▼ 41.7	33.3	50.0	66.7	8.3	8.3
	SC（スクールカウンセラー）	53	64.2	37.7	58.5	64.2	15.1	5.7
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	△ 81.0	△ 66.7	59.5	59.5	14.3	2.4
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	49.7	▼ 25.6	53.2	65.2	4.4	0.9
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	▼ 43.3	43.3	53.3	63.3	△ 30.0	-
認 識	国の報告書の内容を承知している程度 認識している	128	△ 72.7	44.5	55.5	62.5	17.2	2.3
	報道されている程度は認識している	684	56.3	38.6	58.8	68.9	8.0	1.2
	言葉だけは認識している	92	▼ 38.0	▼ 25.0	50.0	59.8	6.5	3.3
	言葉も認識していない （このアンケートで初めて知った）	40	▼ 35.0	▼ 27.5	52.5	62.5	2.5	2.5
の ラ ン グ ワ ク ア ン ク エ ー シ ョ ン	いる（いた）	181	△ 68.0	47.5	▼ 43.6	▼ 53.0	△ 22.1	1.7
	いない	634	52.8	35.0	62.8	70.5	5.7	1.7
	わからない	129	53.5	36.4	48.8	68.2	6.2	0.8

問19 令和3年度に、ケアを必要としている人が公的サービスの利用に至らなかった事例の有無

- 【全体】**  
 ○ サービス利用に至らなかった事例について、「ある」が22.9%、「ない」が77.1%となっています。
- 【機関種別】**  
 ○ 「ある」は社会福祉協議会職員、医療ソーシャルワーカーで50%を超えて多くなっています。  
 ○ 「ない」は母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）で90%を超え特に多くなっています。

【サービス利用に至らなかった事例】



単位：%

	母数 (n)	サービス利用に至らなかった事例		
		ある	ない	
全体	944	22.9	77.1	
機関種別	地域包括支援センター	49△ 44.9	▼ 55.1	
	居宅介護支援事業所	197	26.4	73.6
	相談支援事業所	65	32.3	67.7
	各市町保健師	84	32.1	67.9
	社会福祉協議会職員	18△ 61.1	▼ 38.9	
	医療ソーシャルワーカー	29△ 55.2	▼ 44.8	
	生活保護ケースワーカー	49	20.4	79.6
	母子・父子自立支援員	12▼ 8.3	△ 91.7	
	SC（スクールカウンセラー）	53	20.8	79.2
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	42△ 50.0	▼ 50.0	
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316▼ 5.7	△ 94.3	
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	20.0	80.0
認識	国の報告書の内容を承知している程度認識している	128	29.7	70.3
	報道されている程度は認識している	684	22.4	77.6
	言葉だけは認識している	92	22.8	77.2
	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）	40▼ 10.0	△ 90.0	

問20 支援機関への相談につながったにも関わらず、公的サービス利用に至らない理由  
(問19で「ある」と回答した方のみ回答)

①【ケアを必要としている側（介護等の必要な家族本人）の理由】

【全体】

- 理由（ケアを必要としている側）について、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が56.5%で最も多く、次いで「公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある」が47.2%、「公的サービスの内容を理解していない」が38.4%となっています。

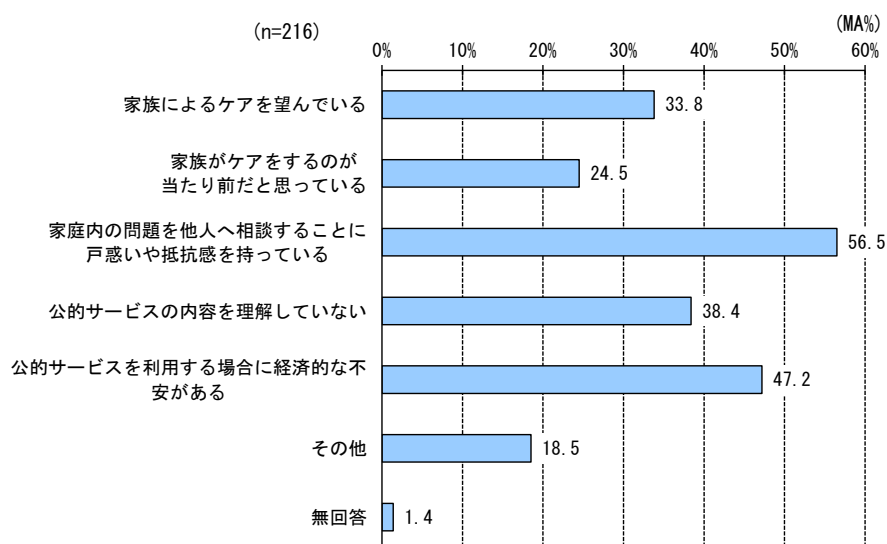
【機関種別】

- SSW（スクールソーシャルワーカー）では、「家族によるケアを望んでいる」「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」が他の機関に比べ多くなっています。
- 「公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある」は居宅介護支援事業所、相談支援事業所、医療ソーシャルワーカーで多くなっています。

【ヤングケアラーとの関わり】

- ヤングケアラーとの関わりのある回答者では、回答者ではそうでない回答者に比べ、「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」が多くなっています。

【理由（ケアを必要としている側）】



「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

本人がサービス利用を望んでいない ・介護サービスを利用したくない。 ・障害福祉サービスに対する拒否偏見。	12件
本人が必要性を認識していない	5件
他者の介入に抵抗がある ・支援について説明しても、本質的な理解が難しい。家庭内に他者がかかわることに抵抗がある。 ・他者が家族の問題に関わることを拒否する。	4件
利用できるサービスがない ・制度の狭間で利用できるサービス、機関がない。 ・制度上、本人が望むサービスが受けられないので、利用の意思が無くなった。	4件
家庭内の問題 ・子供の療育について夫婦で意見の相違がある。 ・共依存関係で、親が子どもを放さない。	3件
その他 ・困っていると（公的機関等に）伝えて良いと思っていない。行政窓口に同行して伝えたら、「家族がいるので」と、断られました。そのようなことを繰り返されてきたのではないかと思います。発信することを諦めている。諦めていることに自覚がない様子です。 ・公的サービスを受けると子どもが施設入所になるので友人を頼っている。	12件



単位：%

	母数 (n)	理由（ケアを必要としている側）							無回答
		家族によるケアを望んでいる	家族がケアを前だと思っている	戸惑いや抵抗感を持っている	他人への相談することに	家庭内の問題を理解していない	公的サービスの内容を	経済的な不安がある	
全体	216	33.8	24.5	56.5	38.4	47.2	18.5	1.4	
機関種別	地域包括支援センター	22	36.4	27.3	59.1	△ 50.0	△ 77.3	▼ 4.5	4.5
	居宅介護支援事業所	52	38.5	21.2	▼ 36.5	32.7	55.8	19.2	-
	相談支援事業所	21	38.1	23.8	61.9	▼ 23.8	42.9	△ 47.6	-
	各市町保健師	27	33.3	18.5	△ 66.7	29.6	40.7	14.8	-
	社会福祉協議会職員	11	36.4	27.3	63.6	36.4	▼ 36.4	18.2	-
	医療ソーシャルワーカー	16	31.3	▼ 12.5	62.5	▼ 18.8	△ 62.5	△ 31.3	6.3
	生活保護ケースワーカー	10	▼ 10.0	▼ 10.0	△ 70.0	△ 50.0	▼ 30.0	10.0	10.0
	母子・父子自立支援員	1	-	-	△ 100.0	△ 100.0	-	-	-
	SC（スクールカウンセラー）	11	▼ 9.1	27.3	63.6	△ 63.6	▼ 36.4	9.1	-
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	21	△ 47.6	△ 61.9	61.9	△ 57.1	38.1	9.5	-
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む） 「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	6	33.3	16.7	△ 66.7	△ 50.0	▼ 33.3	△ 50.0	-
認識	国の報告書の内容を承知している程度認識している	38	31.6	△ 42.1	△ 68.4	31.6	47.4	23.7	-
	報道されている程度は認識している	153	35.3	20.9	53.6	39.2	47.7	17.6	1.3
	言葉だけは認識している	21	28.6	19.0	52.4	47.6	42.9	19.0	4.8
	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）	4	25.0	25.0	△ 75.0	▼ 25.0	50.0	-	-
のラ り関 わと ヤ ン グ	いる（いた）	62	38.7	△ 45.2	58.1	43.5	▼ 35.5	19.4	-
	いない	126	34.9	18.3	54.0	36.5	52.4	18.3	2.4
	わからない	28	▼ 17.9	▼ 7.1	64.3	35.7	50.0	17.9	-

②【ケアをしている側（「介護等の必要な家族本人」をケアする家族）の理由】

【全体】

- 理由（ケアしている側）について、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が 60.6%で最も多く、次いで「公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある」が 44.9%、「公的サービスの内容を理解していない」が 44.4%となっています。

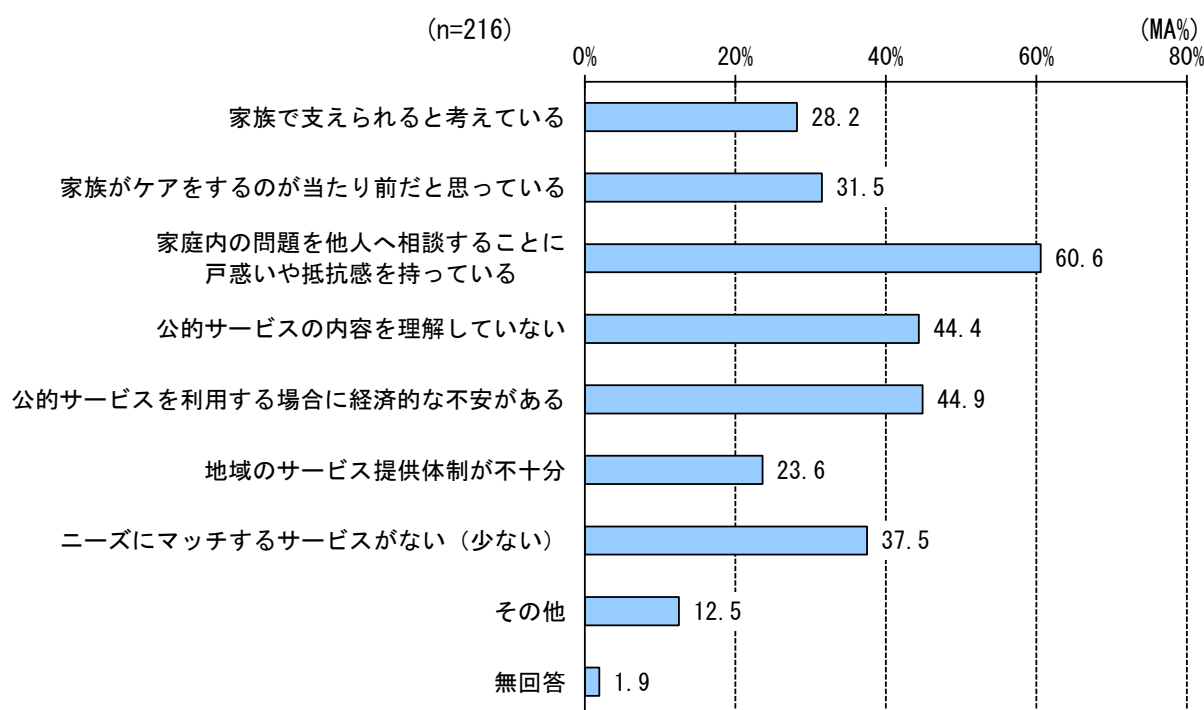
【機関種別】

- 「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」では、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）で他の機関に比べ多くなっています。
- 地域包括支援センターでは、「公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある」が 77.3%で最も多く、他の機関に比べても多くなっています。

【ヤングケアラーとの関わり】

- ヤングケアラーとの関わりのある回答者では、回答者ではそうでない回答者に比べ、「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」「公的サービスの内容を理解していない」が 10 ポイント以上多くなっています。

【理由（ケアしている側）】



「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

ケアを必要とする本人がサービス利用を望んでいない	6件
ケアをする本人が望んでいない ・相談すること自体を恥ずかしい、と捉えている。 ・家族内で本人の存在を承認されるための行動になっている。	4件
本人に自覚がない ・子どものため、他との比較ができず、知識がない。ヤングケアラーだと思っていない。小さい時からなので、ケアすることが当たり前だと思っている。	2件
その他 ・親に叱られたり、どうせ反対されると思っている。	16件

		母数 (n)	理由（ケアしている側）												
			家族で支えられ ると考えてい る	当該家族が ケアをする のがある	戸惑いや抵抗 感を持つて いる	他人へ相談 することに いる	家庭内の問 題を	理解してい ない	公的サービ スの内容を	経済的な不 安がある	公的サービ スを利用す る場合に	地域のサー ビス提供体 制が不十分	ない（少な い）	ニーズにマ ッチするサ ービスが	その他
全体		216	28.2	31.5	60.6	44.4	44.9	23.6	37.5	12.5	1.9				
機 関 種 別	地域包括支援センター	22	△ 40.9	22.7	68.2	50.0	△ 77.3	31.8	△ 54.5	-	-				
	居宅介護支援事業所	52	26.9	25.0	55.8	46.2	53.8	23.1	42.3	15.4	1.9				
	相談支援事業所	21	38.1	28.6	△ 71.4	47.6	42.9	23.8	33.3	△ 33.3	4.8				
	各市町保健師	27	33.3	40.7	59.3	▼ 25.9	44.4	22.2	37.0	7.4	-				
	社会福祉協議会職員	11	▼ 18.2	27.3	63.6	▼ 27.3	▼ 27.3	18.2	45.5	18.2	-				
	医療ソーシャルワーカー	16	25.0	-	62.5	▼ 25.0	△ 56.3	▼ 6.3	▼ 18.8	6.3	6.3				
	生活保護ケースワーカー	10	▼ 10.0	▼ 20.0	70.0	△ 60.0	▼ 30.0	▼ 10.0	30.0	-	-				
	母子・父子自立支援員	1	-	-	△ 100.0	△ 100.0	-	△ 100.0	△ 100.0	-	-				
	SC（スクールカウンセラー）	11	▼ 9.1	△ 63.6	▼ 45.5	△ 72.7	▼ 27.3	△ 36.4	36.4	18.2	-				
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	21	28.6	△ 76.2	66.7	△ 66.7	▼ 23.8	23.8	38.1	14.3	-				
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む） 「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	18 6	27.8 33.3	▼ 16.7 33.3	55.6 ▼ 33.3	38.9 ▼ 16.7	▼ 33.3 ▼ 33.3	16.7 △ 66.7	▼ 16.7 △ 50.0	5.6 16.7	- 16.7				
認 識	国の報告書の内容を承知している程度認識している	38	▼ 13.2	△ 50.0	57.9	52.6	39.5	23.7	47.4	15.8	-				
	報道されている程度は認識している	153	30.7	28.1	63.4	43.1	47.1	24.2	37.9	10.5	2.6				
	言葉だけは認識している	21	28.6	▼ 19.0	▼ 47.6	47.6	42.9	23.8	▼ 19.0	△ 23.8	-				
	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）	4	△ 75.0	△ 50.0	▼ 50.0	-	▼ 25.0	-	▼ 25.0	-	-				
の ラ イ ア ン グ ワ わ わ わ	いる（いた）	62	22.6	△ 58.1	53.2	△ 54.8	▼ 27.4	24.2	33.9	11.3	3.2				
	いない	126	32.5	▼ 19.8	63.5	42.9	△ 55.6	22.2	38.1	13.5	1.6				
	わからない	28	21.4	25.0	64.3	▼ 28.6	35.7	28.6	42.9	10.7	-				

## 問21 ヤングケアラーの把握や支援にあたっての課題

### ① 把握にあたって難しいと思われること

回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>家庭内の実情を把握できない（表面化されない）、本人や家族が知られないようにしている</b> ・親だけが窓口に来ることがほとんどで、子どもの実態が正確につかめない。 ・家庭内の事を隠したがる時があり、深堀りできない。 ・家庭環境に踏み込んだ確認が困難。	215 件
<b>当たり前だと思っている、本人・家族が無自覚</b> ・当事者が、家族でケアするものという考え方だと思い、相談に至らない。 ・本人が困っていることを感じていない。自身で大人へ訴えることが難しい。	92 件
<b>当事者発信がない（できない）・知られたくないと思っている</b> ・同級生などに知られたくない。 ・家庭の状況を外に出したがるらない、家のことを外に漏らすと家族から何か言われる可能性がある。	83 件
<b>個人情報・プライバシー保護</b> ・個人情報と言われてしまうと踏み込めない部分がある。 ・公的機関の個人情報非開示。 ・担当地域居住者の家族構成等、個人情報に関わる事項の把握が不可能だから。	33 件
<b>相談する先・方法を知らない</b> ・学校で、介護や看護など福祉の相談ができると思っていない保護者、子どもは多いため、把握が難しい。 ・子供たちが相談しやすい環境がない。 ・子どもの立場から関係機関への相談という選択肢が思いつきづらい。	21 件
<b>本人からの相談がなければ実態がわからない</b> ・本人からのSOSがないとわかりにくい。 ・当事者からの発信がないと周囲が気づくまでに時間が掛かる。	19 件
<b>近所との付き合い・地域との関わりが薄い</b> ・近隣とのつながりを避けていたり薄かったりする。 ・自治会未加入者が多いので情報が少ない。	15 件
<b>ヤングケアラーとして支援が必要な範囲の判断が難しい</b> ・同じ環境下でも本人や家族の能力などにより、支援の必要度合いやサービス内容が異なっており、把握が難しい。 ・どこからがヤングケアラーとするかの基準が明確でない。	14 件
<b>他者の介入に抵抗がある</b> ・家族間の問題なので関わらないでほしいと思われること。 ・家族以外に知られることを恥ずかしく考えている。	13 件
<b>行政の分野の壁・関係機関の連携不足</b> ・縦割り行政。 ・学校と福祉が繋がっていない。	8 件
<b>特になし・わからない</b>	12 件
<b>その他</b> ・関わりのある機関以外は全く把握できないこと、支援機関に踏み込むための権限がないこと。 ・利用者以外の家族にどこまで踏み込んでよいのか戸惑いがある。 ・家庭環境や家族の問題、経済状況等、複雑で根深い問題が絡み合っているから。	135 件

② 支援にあたって難しいと思われること

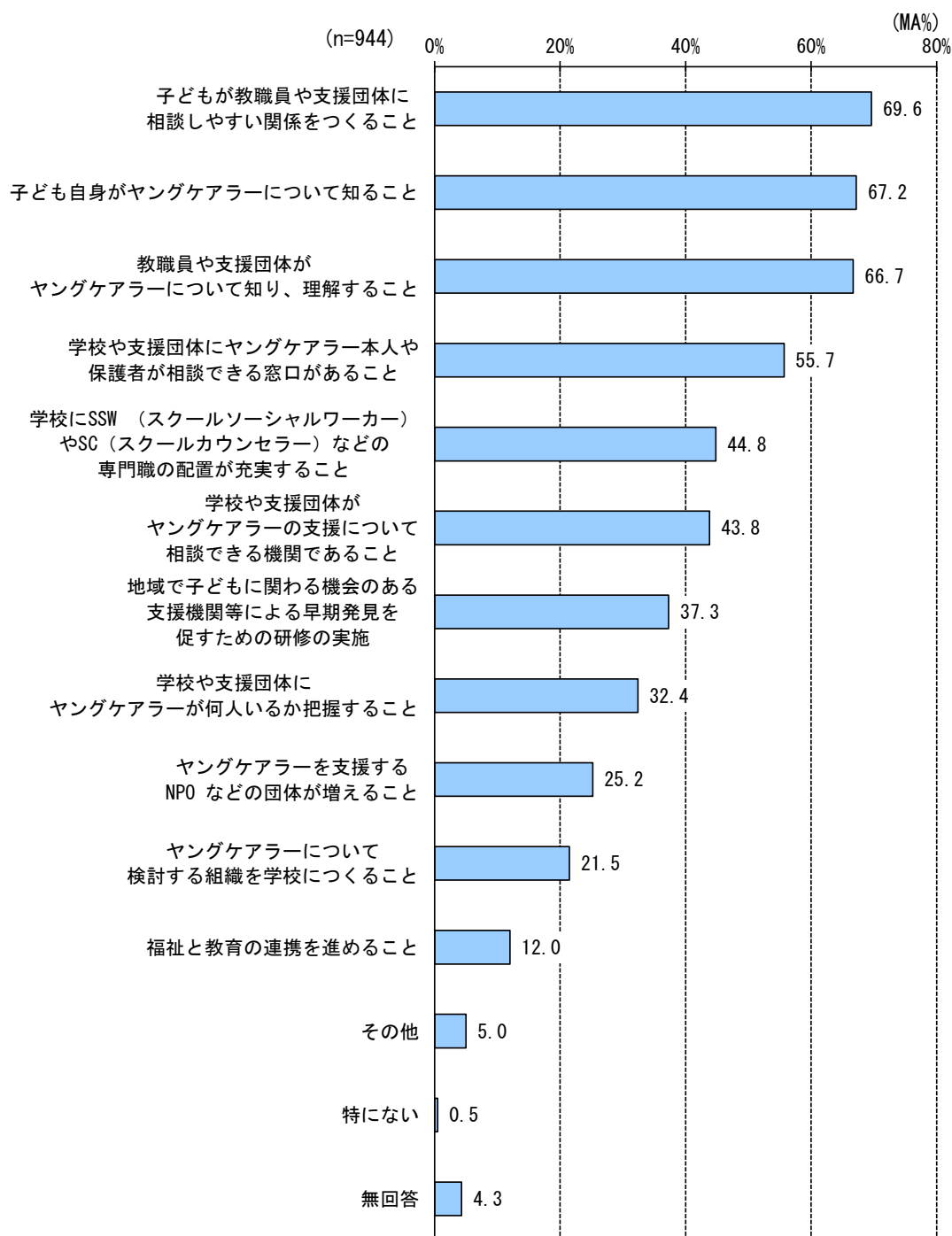
回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>家庭内に立ち入る事が難しい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で自治会など地域内の交流がなくなり、つながりが希薄になり支援する側も受ける側も一歩踏み込んでいくことが難しい。</li> <li>・家庭内にかなり踏み込まないと解らないから。</li> <li>・プライバシーを重視して踏み込めない。</li> </ul>	78件
<b>本人・家族が支援を希望していない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーや本人自身が支援の受け入れを拒否する場合。</li> <li>・子供本人が、今の状況を変える事を望んでいない。相談した事を家族に知られたくない。となると、サポートはできても、福祉的支援につなげることが難しい。</li> </ul>	63件
<b>家族の協力・理解、家庭内の問題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアされている人の自覚と、共依存の状態の把握。</li> <li>・家庭間の不和が起きないように調整すること。</li> <li>・家族の理解を得ること、安定した家庭との関わり。</li> </ul>	60件
<b>本人・家族の認識がない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族から認められるための行動としてケアしているので、負担を減らすことが難しい。外国籍やステップファミリーに多く見られるため、どうしてケアをさせずぎてはいけないのか伝わりにくい。</li> <li>・本人の自覚がない場合、どこまでの支援を求めているかが分かりにくい。</li> </ul>	58件
<b>他者の介入に抵抗がある</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に支援が入ることを拒否される。</li> <li>・家庭内を他人に見られたくないとの考えが強い。</li> </ul>	57件
<b>適切な支援・サービスがない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスでは対応できない部分を家族が介護している為、そこがなくなると生活が成り立たないこと。</li> <li>・ニーズと公的なサービスが一致しない。</li> </ul>	28件
<b>相談するところ・つなげる先がわからない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強不足もあり、子どもの支援・相談先がわからない。</li> <li>・家庭の事情がそれぞれ異なるのでどこの支援団体に繋がれば良いか分からない。</li> </ul>	26件
<b>金銭的問題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な問題でサービスを断られる。</li> <li>・親の理解や受け入れ状況が難しい。特に金銭が発生する支援は受け入れが悪い。</li> </ul>	25件
<b>本人、家族との信頼関係の構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以下の子供やご家族に相対した時に、相手の立場に立ち、気持ちに共感して心を開いてもらう事。どうなりたい、どうして欲しいかを引き出す事。当事者の要望を整理し具体化する事。</li> <li>・まず信頼関係がないと支援につながらない。</li> </ul>	21件
<b>多職種連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢な家族の介護をしている場合はその担当部署、幼少の家族の世話をしている場合はその担当部署、といった具合に、ヤングケアラーの支援といってもケースに応じてさまざまな部署と連携する必要がある。そのため、行政機関全体でヤングケアラーについて共通認識をもつ必要がある。</li> <li>・他機関につなぐタイミングや方法。本人の了承が得られにくい。</li> </ul>	20件
<b>実態把握・事実確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係がはっきりしないのに、手をつけにくい。</li> <li>・実情が明確にならないので、必要な支援の内容が適切かどうか分からない。</li> </ul>	15件
<b>本人・家族からの発信がない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談されないので、支援出来ない。</li> <li>・家庭内の問題であるため、SOSがなければ支援に入りにくい。</li> </ul>	11件
<b>家族内での本人の存在意義となっている</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアを担うことで家庭内のバランス調整を引き受けてきた子どもや、子どもなりに自分の存在価値を見出してきた場合、公的サービスにより負担が軽減した後も、別の情緒不安定を呈する子どももいるのでは。その点も視野にいれた子どものアセスメントと、継続的な心理ケア体制が必要になってくる場合もあるだろう。</li> <li>・親から長年に渡り、家族のケアをするのが当たり前、そうすることで喜ばれる、自分の存在意義はケアを通して得られるというメッセージを投げ続けられているため、その認知を変えることが難しい。</li> </ul>	7件
<b>考えが固執している</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族がみるのが当たり前の価値観が根強い。</li> <li>・考え方が固執してしまっている。また支援されている方も他の支援を求めている。</li> </ul>	6件
<b>特になし・わからない</b>	16件
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこまで介入すべきかの判別が難しい。</li> <li>・どのような社会資源があるのか情報に乏しい。</li> <li>・当事者である子供に危害が及ばないか心配。</li> </ul>	125件

## 問22 ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うこと

### 【全体】

- 早期発見や支援のために必要だと思うことについて、「子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること」が 69.6%で最も多く、次いで「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が 67.2%、「教職員や支援団体がヤングケアラーについて知り、理解すること」が 66.7%となっています。

### 【早期発見や支援のために必要だと思うこと】



「福祉と教育の連携を進めること」の具体的な回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>学校と福祉関係機関との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種による連携会議の開催、相談窓口を明確にすること。</li> <li>・SSWと地域の相談支援との連携。</li> </ul>	25件
<b>情報共有</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報交換。</li> <li>・ケアマネが訪問等で確認した内容を、学校にいいやすい環境を作ってほしい。</li> </ul>	24件
<b>ヤングケアラーの普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの研修会など。</li> <li>・高齢者支援事業所にもヤングケアラーについての研修を行う。連携先を明確に示すこと。</li> </ul>	13件
<b>環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉と学校教育場面における早期発見と具体的な家庭状況に応じた適宜適切な支援体制の構築。</li> <li>・関係者会等の実施。</li> </ul>	9件
<b>交流（勉強）できる場、関係をつくる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの実態や地域の相談窓口、居場所等について総合的な学習の時間や道徳、土曜日授業、家庭教育学級等を活用して知ってもらう機会を作る。</li> </ul>	4件
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校を卒業する子を、その後の支援機関等につなげるために、日ごろから顔の見える関係づくりをする。</li> <li>・学校と地域を結ぶ行政の関わり。</li> </ul>	20件

「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備。</li> <li>・ヤングケアラーが担う役割の代替となることができる公的サービスをつくること。</li> </ul>	15件
<b>普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関などが学校で講演などをし、相談する機関などを紹介し啓発を進める。</li> <li>・地域に向けてもヤングケアラーとは何かを情報発信し、意識を持ってもらう。</li> </ul>	9件
<b>周囲の人間が気づいてあげる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で見つけることが一番。SSWの常駐が必須。</li> <li>・買い物先のスーパー等に周知する。</li> </ul>	6件
<b>各関係機関との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療との連携を進めること。患者の主介護者は誰かを把握することから繋げる。</li> <li>・エリアをまたいで（住民票ではないエリア）相談を受けることもある。エリア外の連携も必要だ。</li> </ul>	5件
<b>地域でサポート</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と関わりを持つ。</li> <li>・地域のつながり。</li> </ul>	3件
<b>その他、わからない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の経済状態の把握。</li> <li>・なるべく早く、ピア、元ピアの集まりをつくる、そこから議論を始める。</li> </ul>	7件

		母数 (n)	早期発見や支援のために必要だと思うこと															
			子ども自身がヤングケアラーについて知ること	ヤングケアラーについて知り、理解すること	学校や支援団体が何人いるか把握すること	専門職の配置が充実すること	学校にSSW（スクールカウンセラー）やSC（スクールカウンセラー）などの	相談しやすい関係をつくること	子どもが教職員や支援団体に検討する組織を学校につくること	ヤングケアラーについて相談できる窓口があること	学校や支援団体に相談できる窓口があること	ヤングケアラーの支援について相談できる窓口があること	学校や支援団体の関係が増えること	ヤングケアラーの支援を実施すること	地域で子どもに関わる機会のある	福祉と教育の連携を進めること	その他	特にな
全体		944	67.2	66.7	32.4	44.8	69.6	21.5	55.7	43.8	25.2	37.3	12.0	5.0	0.5	4.3		
機 関 種 別	地域包括支援センター	49	87.8	91.8	36.7	57.1	69.4	28.6	65.3	49.0	36.7	55.1	10.2	2.0	-	-		
	居宅介護支援事業所	197	69.5	68.0	37.1	43.1	67.5	21.8	56.9	46.2	28.4	38.1	13.7	6.6	-	3.6		
	相談支援事業所	65	61.5	76.9	32.3	50.8	75.4	30.8	63.1	46.2	23.1	41.5	20.0	9.2	-	3.1		
	各市町保健師	84	76.2	79.8	26.2	47.6	73.8	15.5	56.0	44.0	29.8	47.6	10.7	-	1.2	7.1		
	社会福祉協議会職員	18	72.2	72.2	22.2	66.7	72.2	22.2	72.2	50.0	16.7	55.6	16.7	5.6	-	5.6		
	医療ソーシャルワーカー	29	55.2	62.1	31.0	58.6	65.5	34.5	44.8	41.4	27.6	44.8	10.3	13.8	-	10.3		
	生活保護ケースワーカー	49	51.0	55.1	16.3	30.6	57.1	16.3	32.7	30.6	12.2	16.3	4.1	-	2.0	10.2		
	母子・父子自立支援員	12	75.0	66.7	25.0	41.7	91.7	16.7	58.3	50.0	25.0	16.7	25.0	8.3	-	-		
	SC（スクールカウンセラー）	53	79.2	77.4	24.5	49.1	79.2	28.3	50.9	49.1	32.1	37.7	18.9	-	-	7.5		
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	83.3	81.0	19.0	61.9	73.8	14.3	57.1	57.1	33.3	33.3	31.0	9.5	-	4.8		
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	60.8	54.7	37.0	38.0	67.4	19.9	57.0	39.9	19.3	32.6	4.7	3.5	0.9	2.8		
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	60.0	66.7	33.3	53.3	73.3	16.7	46.7	43.3	40.0	43.3	33.3	20.0	-	6.7		
	福 祉 圏 域	大川圏域	75	72.0	65.3	38.7	40.0	70.7	18.7	57.3	42.7	14.7	41.3	12.0	1.3	-	2.7	
小豆圏域		32	62.5	68.8	25.0	46.9	59.4	18.8	56.3	37.5	18.8	37.5	15.6	6.3	3.1	-		
高松圏域		452	63.9	62.6	34.7	44.9	67.5	23.7	54.6	43.4	26.5	34.3	11.1	6.4	0.7	4.4		
中讃圏域		261	71.3	72.8	31.0	46.0	74.3	19.2	56.7	46.7	23.4	42.9	13.4	4.2	0.4	4.2		
認 識	三豊圏域	124	68.5	69.4	25.0	44.4	69.4	21.0	56.5	41.1	32.3	33.9	11.3	3.2	-	6.5		
	国の報告書の内容を承知している程度認識している	128	82.8	74.2	31.3	62.5	74.2	31.3	66.4	52.3	35.9	45.3	30.5	8.6	-	2.3		
	報道されている程度は認識している	684	68.6	67.3	33.8	44.6	71.5	20.8	55.4	46.2	25.1	38.5	10.4	4.4	0.3	4.2		
	言葉だけは認識している	92	50.0	55.4	26.1	31.5	52.2	18.5	47.8	19.6	15.2	26.1	1.1	4.3	1.1	6.5		
言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）	40	32.5	60.0	27.5	22.5	62.5	10.0	45.0	30.0	15.0	17.5	5.0	5.0	5.0	7.5			
の ラ ン グ ア ー と 関 わ り	いる（いた）	181	73.5	70.7	24.3	52.5	71.3	19.9	53.0	45.3	29.8	35.4	23.2	7.7	-	3.9		
	いない	634	64.8	66.2	34.4	44.3	68.8	21.8	57.3	43.4	24.6	36.6	9.3	4.4	0.5	4.3		
	わからない	129	69.8	63.6	34.1	36.4	71.3	22.5	51.9	43.4	21.7	43.4	9.3	3.9	1.6	5.4		



### 問23 ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫

注意点の 回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>本人・家族の気持ちを尊重する</b> ・本人や家族の自尊心に配慮する。 ・家族全員の話を聞き実際の状況把握が必要。子どもの協力が必要な時もあり、子どもに影響を与えているかどうかは認識の差もある。子どもから「相談しなかったら良かった」と思われないよう注意が必要。	84件
<b>個人情報（プライバシー）の保護</b> ・子供が友人や学校関係者に知られたくない場合も多いと思われるため相談窓口には配慮が必要だと感じる。 ・プライバシーを守り、親子の関係が崩れないよう注意する。	52件
<b>相談しやすい環境づくり</b> ・相談する側が相談していることを周りから知られること無く相談ができる環境を整えることが大切だと思う。 ・当事者が話しても、家族にバレないこと。 ・今の状態が良くない等の否定的な関わりはせず、寄り添い、いつでも本人がヘルプを出せるようにする。	25件
<b>情報収集、実態把握</b> ・学校などで常に注意深く観察し、少しでも異常だと判断すればすぐに声かけを行うなど、コミュニケーションの質、量を増やすこと。 ・家庭内の何が問題でヤングケアラーになっているかを正確に把握すること。	24件
<b>本人・家族との信頼関係</b> ・子供に「頼っていいんだ。」という安心感を与えること。 ・子どもや保護者との関係づくり、保護者を責めない。	19件
<b>「ヤングケアラー」と手伝いとの区別（範囲）の見極め</b>	3件
<b>特になし・わからない</b>	21件
<b>その他</b> ・支援金と心のケアがいる。 ・親の支援からヤングケアラーと認識した際、親の支援と子どもの支援は別々の機関がして関係性が途切れないことが大事だと思う。	98件

工夫の 回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>信頼関係の構築</b> ・今まで頑張ってきたことを労い、一緒に頑張れる仲間を増やすというイメージを持ってもらうこと。大人が敵ではないことを認識してもらうこと。 ・いきなり支援ではなく、徐々に関係作りからする。	48件
<b>相談しやすい環境づくり・傾聴</b> ・相談しやすい環境を作る。相談することは、恥ずかしくないことを教えていく。 ・専門職が長く担当して相談しやすい関係を作る。担当が変わる時は丁寧に引継ぐ。	41件
<b>関係機関と連携</b> ・病気の家族や、小さな兄弟、ケアラー本人への支援が同時に行われるよう、関連する施設が連携をとって動く。 ・学校で発見したら民生委員など学校外の機関と連携し、常時見守れるように動いていくことが望ましい。	38件
<b>家族の情報を収集</b> ・家族関係までしっかりアセスメントをすること。 ・家族に丁寧に聴きとること、他の方法が提示できるように想定しておくこと。	25件
<b>本人・家族の気持ちを尊重する</b> ・本人や保護者を傷つけないようにする。 ・介護されている親や介護している自分が悪いのではない事を認識させるような周知の場が必要。	21件
<b>情報共有</b> ・関係機関等と情報共有しつつ、家庭の変化に応じた対応を行っている。子どもの「部活動に参加したい」「この授業は受けたい」という希望を聞き、それを実現する方法を、保護者と考える。 ・ケース検討会を頻繁にして現状確認する。	18件
<b>個人情報（プライバシー）の保護</b> ・まずは匿名で市や包括等に相談する等。 ・秘密は守ることを約束する。	10件
<b>ネット、LINE、電話での相談受付</b>	2件
<b>特になし、わからない</b>	30件
<b>その他</b> ・実際にサービスの現場をみてもらう。 ・ヤングケアラーのみとの面談や同じ境遇にある者同士の交流が大切であると思う。	56件

問24 ヤングケアラー支援のための民間の連携先

回答内容	
社会福祉協議会	38件
民生委員・児童委員	32件
子ども食堂	30件
放課後デイ・学童保育・子どもの居場所	21件
医療機関	20件
介護事業所・ケアマネジャー	18件
学校・教育委員会	17件
NPO	16件
行政	15件
スーパーやコンビニ	12件
地域包括支援センター	10件
自治会・子ども会	10件
フードパントリー・食料宅配・コープ	4件
障害福祉事業所・養護施設	3件
主任児童委員	3件
特になし、わからない	76件
その他	52件

問25 ヤングケアラー支援について、①既に取り組んでいること、②今後取り組みそうなこと

①既に取り組んでいること

回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>本人への聞き取り、訪問</b> ・訪問。 ・カウンセリングの際に、家族や生活様式について触れる機会を持つことにしている。 ・別件での連絡や相談時でも、家庭の困りごとを確認している。 ・訪問時に家族の状況も把握する。家族に支援が必要なら必要な機関につなぐ。	20件
<b>関係機関との連携</b> ・行政との連携強化。入院患者のスクリーニング項目に入れた。院内スタッフが気になるケースはシート提出。 ・子ども女性相談課との連携により、生活状況を把握。	14件
<b>勉強/情報収集</b> ・民児委員会定例会で資料を頂き勉強する。 ・関係機関との勉強会。	7件
<b>関係機関との情報共有</b> ・事業所内での情報交換等。 ・居場所事業への動向、社協などとの情報交換。	6件
<b>見守り</b> ・ヤングケアラー問題を意識してではないが、普段から挨拶、声を掛ける、一緒に遊ぶ等関係づくり、地域の人々からいろいろな状を提供してもらえる関係づくり。	6件
<b>特になし、対象者なし</b>	116件
<b>その他</b> ・ヤングケアラーだけではなく総合相談窓口の設置。 ・疑いがあれば行政に相談している。	37件

②今後取り組めそうなこと

回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>関係機関との連携、関係機関へのつなぎ</b> ・学校と連携を取って、行政の相談機関に繋ぐ。 ・関係機関、支援団体への速やかな連絡・相談、ヤングケアラーについてのドキュメンタリーなどの上映会実施。	43件
<b>状況把握、聞き取り</b> ・モニタリング時に手伝ってくれている家族のことを聞きとる。 ・学校内、地域内で早期発見に努める。支援である一方、家庭内への介入ともなるため、対象者の動機付けが前提。認知度を高めることで利用しやすくなるための意識を改革していく。	33件
<b>支援先の把握、研修等</b> ・相談された時のため、さまざまな支援先を把握すること。 ・ヤングケアラーについての研修企画（ミニ勉強会など）。	30件
<b>普及啓発</b> ・学校で、家庭（福祉、介護、看護）の相談ができることを周知していくこと。	21件
<b>関係機関との情報共有</b> ・学校と事例の共有、勉強会など。 ・当院内で把握した情報について必要な他支援機関と共有、連携していくこと。	18件
<b>関係性の構築</b> ・子供食堂を開催し子供との関係を良好にする。 ・計画の相談当事者だけではなく、家族等本人に関わる人たちの状況把握や関係作りをして、声を上げやすいような環境を整える。	11件
<b>訪問を行う</b> ・可能な限り自宅訪問する。アセスメントをしっかりと行う。 ・訪問先での家族状況に注意すること。	6件
<b>特になし、わからない</b>	35件
<b>その他</b> ・子ども食堂に誘う。当事者が集まって話し合える場づくり。 ・アセスメントの中で必ず介護者は分かるので、学生が支援していれば負担を減らせるように介護保険サービスを勧められる。 ・ヤングケアラーに関心を持ち、関わりができた場合に支援ができるよう、心がける。	45件

## 問26 必要な支援を実現するために県や市町が取り組むべき事項

### 【全体】

- 支援のために県や市町が取り組むべき事項について、回答結果全体では「支援が必要なヤングケアラーの早期発見に向けた相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保」が67.4%で最も多く、次いで「関係機関のネットワーク構築」が61.2%、「県民のヤングケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）」が54.0%となっています。ヤングケアラーとの関わりによる回答結果の違いにも留意しながら、ネットワークの構築や相談窓口の周知や設置、人材育成のための研修を検討する必要があります。

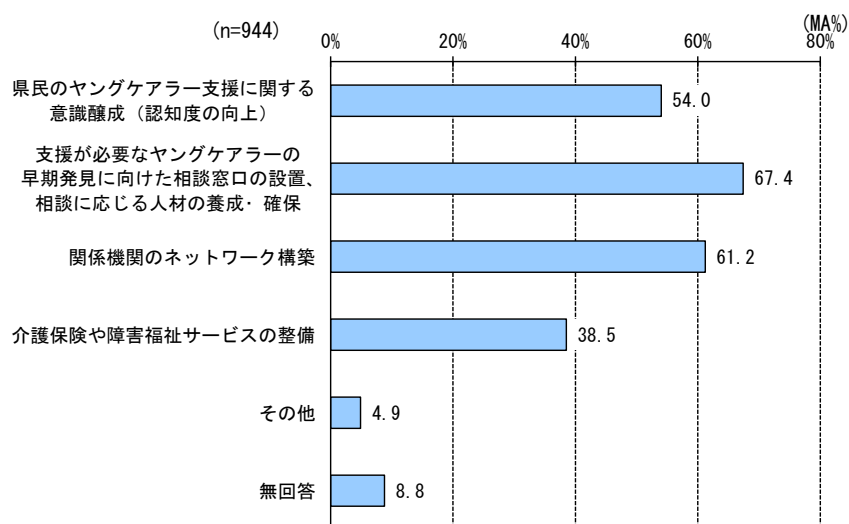
### 【ヤングケアラーの認識】

- ヤングケアラーについての認識が高いほど、「県民のヤングケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）」「関係機関のネットワーク構築」が多くなっています。

### 【ヤングケアラーとの関わり】

- ヤングケアラーと関わりのある回答者では、回答者では「関係機関のネットワーク構築」が65.7%で最も多く、「介護保険や障害福祉サービスの整備」も他の回答者に比べが多くなっています。

### 【支援のために県や市町が取り組むべき事項】



### 「その他」の回答内容（具体例一部抜粋）

<b>相談の場、各種支援サービスの整備</b> ・家庭全体への支援体制づくり、制度の枠組みを気にしないで対応が図れる。 ・子どもに対しての支援サービスが必要。親が入院すると、ヘルパーや金銭管理は止まる。	11件
<b>人材育成（研修会等）</b> ・福祉につないだあとに受けられる具体的なケア、具体的な関わりを、我々もまずは理解しないと、子供が安心できるように説明できない。 ・教員、教育委員会職員等の研修。	9件
<b>普及啓発</b> ・学校教育の一環として、子どもや親にも知ってもらい取り組みをしていく。 ・学校でのチラシの配布。子へのアンケート。ヤングケアラー経験者の講義。	9件
<b>関係機関からの情報収集、関係機関への情報提供</b> ・学校現場からのノンストップの情報収集。 ・実際に必要な支援の把握（気づき・情報収集力）と手段の確保、実行力。	8件
<b>子どもの居場所の整備</b> ・ヤングケアラーの方が勉強できる環境。友達との居場所づくり。	2件
<b>その他</b> ・ヤングケアラー当事者会の設立支援。 ・重層的支援体制と絡める。縦割りの支援制度の打破。	12件

		母数 (n)	支援のために県や市町が取り組むべき事項					
			関 関 の 意 識 醸 成 （ 認 知 度 の 向 上 ）	早 相 談 に 応 じ る 人 材 の 養 成 ・ 確 保	支 援 が 必 要 な ヤ ン グ ケ ア ラ ー の 設 置 、	関 係 機 関 の ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	介 護 保 険 や 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 整 備	そ の 他
全体		944	54.0	67.4	61.2	38.5	4.9	8.8
機 関 種 別	地域包括支援センター	49	△ 73.5	△ 87.8	△ 75.5	44.9	2.0	4.1
	居宅介護支援事業所	197	54.3	67.0	63.5	36.5	5.1	8.6
	相談支援事業所	65	49.2	△ 78.5	67.7	43.1	9.2	7.7
	各市町保健師	84	63.1	66.7	△ 71.4	33.3	-	10.7
	社会福祉協議会職員	18	61.1	61.1	61.1	38.9	11.1	16.7
	医療ソーシャルワーカー	29	51.7	75.9	65.5	31.0	6.9	17.2
	生活保護ケースワーカー	49	51.0	▼ 44.9	55.1	▼ 24.5	-	16.3
	母子・父子自立支援員	12	▼ 41.7	58.3	58.3	33.3	8.3	8.3
	SC（スクールカウンセラー）	53	52.8	62.3	67.9	△ 58.5	11.3	9.4
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	54.8	▼ 57.1	64.3	47.6	9.5	9.5
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	51.3	68.0	51.9	37.0	2.5	6.6
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	▼ 43.3	66.7	70.0	43.3	△ 20.0	10.0
福 祉 圏 域	大川圏域	75	53.3	60.0	65.3	40.0	2.7	6.7
	小豆圏域	32	56.3	71.9	59.4	43.8	3.1	3.1
	高松圏域	452	51.1	67.7	58.4	38.1	6.2	8.8
	中讃圏域	261	57.5	67.8	62.8	36.0	4.2	9.6
	三豊圏域	124	57.3	68.5	66.1	42.7	3.2	9.7
認 識	国の報告書の内容を承知している程度認識している	128	57.0	68.0	70.3	48.4	10.9	7.0
	報道されている程度は認識している	684	55.3	69.2	63.0	38.6	3.9	8.5
	言葉だけは認識している	92	45.7	▼ 56.5	▼ 44.6	▼ 28.3	3.3	13.0
	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）	40	▼ 42.5	60.0	▼ 40.0	▼ 27.5	5.0	10.0
の ラ ケ ン グ に 関 わ る ヤ ン グ 	いる（いた）	181	49.7	62.4	65.7	44.8	9.9	9.9
	いない	634	54.9	68.3	60.1	36.1	3.5	8.0
	わからない	129	55.8	69.8	60.5	41.1	4.7	10.9

## 問27 その他、ヤングケアラーについての意見や考え等

回答内容（具体例一部抜粋）	
<p><b>ヤングケアラーの普及啓発について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的に周知される事で、当事者が自ら気づき、相談できるようになればいいと考えます。</li> <li>・ヤングケアラーという言葉を知ったのは、民生委員をしていたからで、言葉自体を知らない人の方が多いのでは。まずは、ヤングケアラーの現状をしっかりと調査し、支援する方法を提示していく必要がある。</li> </ul>	31件
<p><b>「ヤングケアラー」の考え方等に対する意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のことは家庭内で担うという概念がまだ根強く残っているように感じる。現在のサービスに該当せず、支援から漏れてしまった人達への手だてを考えることが、ヤングケアラーの子ども達を減少させていくことにつながるのではないかと思う。</li> <li>・私自身も学生時代に家族で曾祖父の介護をしていました。子どもだけに負担がかかる状況は支援が必要だと思いますが、世帯員で協力して家族の介護をおこなうことは子どもにとって命の尊厳など学びも多くあると思います。今後ヤングケアラーについて健康教育を実施する上で、多方面からアプローチすることも重要かと思えます。</li> <li>・ケアマネにヤングケアラーに関する知識が少ない。実際、発見したとしてどのように対応すればよいかかわからない。</li> </ul>	27件
<p><b>各種機関の連携について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や学校等が連携をとり、家庭の変化に気がつく体制を作る。自分から発信出来ないと思う。</li> <li>・一番に気付けるのは、学校。学校から地域への連絡ルートが必要ではないか。</li> <li>・私自身勉強不足で、ヤングケアラーの家庭での「しつけ」「お手伝い」との境界がはっきり説明できない。事例も含め研修の機会があれば参加したいと思う。</li> </ul>	27件
<p><b>サービスの充実について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーに対しサポートが必要なことは言うまでもないが、当事者の家庭環境を早急に改善することは難しいと考える。しかし当事者本人の人権を守ってあげることで、そしてまともな成人になる手助けができる施策が絶対必要である。</li> <li>・ケアされる側の支援をしていると、子どもに親の支援をたのみたい、手を借りたい、となってしまう場面がよくある。例えば、精神疾患の親の見守りや、入院時の自宅の用事など、サービスや支援に幅や制約があり、細かいケアが足りていないため、福祉側は、子どもにケアをお願いしている立場になってしまっている。親が外国人の場合も、子どもと話したほうが早い、となり、通訳や書類への記入なども気軽に頼んでしまう。子どもへの負担は大きいという認識があるが、制度が足りないから、と支援者側が言い訳をし続けている状態。それぞれにニーズは違うため、地域にそった幅の広い、個人への、ではなく、家族への支援といった視点で地域資源を作る必要があると思う。</li> </ul>	24件
<p><b>地域での見守りについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーで学校に行けない子どもに、いくら学校内に相談先を作っても意味が無いと思います。身近に接する大人がおかしいと思った時に通報できる、例えば児童虐待を通報するように、社会全体が見守るシステムを作るべきだと思います。</li> <li>・虐待対策のように、地域の日も大切だと思う。地域の人々の意識の高まり、地域の中での認知度を高める働きかけも大切なかなと思う。</li> </ul>	24件
<p><b>情報収集や情報提供について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関わっていないから分からない、ではなく自分から情報収集を行い、他の介護支援専門員から相談があれば、アドバイスできるような体制を構築していく必要がある。</li> <li>・昨年、ヤングケアラー同士がつながる場所等を調べたが、立ち上がったばかりで実質動いておらず使えなかった。NPOなどと協力し、繋がる場、情報を知れる場所を早急に整備してほしい。</li> <li>・ケースによっては虐待、ネグレクトではないか、と思われる家庭もあります。外部機関へ相談しても、家庭内に大人が複数いることを理由に支援につながらないことがある。家庭内に複数の大人がいても、子どものことを気にかけてくれる大人がいるのかどうかは別問題であると思う。学校やS S Wが介入していくのにも限界がある。どういう場合に、どこへ相談しつなぎ、どのような支援をしてもらえるのか、教えていただきたい。</li> </ul>	22件
<p><b>相談できる環境や場について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族、ひとり親家庭と家族の在り方はいろいろですが、子どもがしんどいと感じた時に相談できる窓口（教育現場が近い）に気軽に行ける環境を作してほしいです。</li> <li>・こども自身が相談にくることはまずない、普段の学校での登校状況、発言等から判断するしかなさそう。その後本当の状況を調査、相談する機関は学校外に設置するのが望ましい。</li> </ul>	22件

回答内容（具体例一部抜粋）	
<b>人材育成（研修）について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件にかかわらず、連携時に感じることは関係機関が連携することへの意識のズレ。全ての施策の目的を明確にし、一体感をもって連携できる体制とするために関係者の意識向上(人材育成)が、必要。</li> <li>・ヤングケアラーの具体的な早期発見の方法や、支援の手立てを研修する機会があれば、ありがたいと思う。</li> </ul>	17件
<b>子どもに対するかかわり方について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの人に対しては、まず尊重して、支援者と少しずつ人間関係ができるように辛抱強く対応していく事が求められます。</li> </ul>	7件
<b>プライバシーの保護について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの認識不足(家族、周囲)、連携体制の構築不足、個人情報保護から連携が取りにくくなっている様に思う。</li> <li>・コンプライアンスに重点を置きすぎて、情報が伝わってこない。情報を開示しないと対応できない。</li> </ul>	4件
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大変だとは思いますが、香川県独自で支援できる制度、サービスの充実を切に願います。</li> <li>・ヤングケアラーではないか、と思う子どもがいても、助けを出す手立てが自分の中に明確にない。発見することが大切ではあるが、発見した後どのように対応すべきか悩む。</li> <li>・直接会って当事者同士語り合うことも大切ですが、匿名でSNS等を活用することも今の時代だからこそ検討できるのではないかと思います。</li> </ul>	49件
<b>特になし、わからない</b>	18件

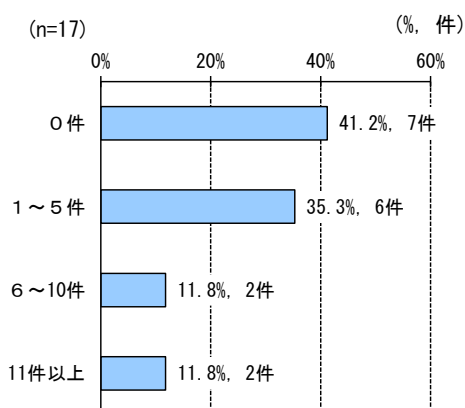
(2) 要保護児童対策地域協議会向け調査（調査票B）

問1 令和3年度のケース登録数（全要对協の合計）

	登録件数	うちヤングケアラーと思われる子どもの件数
要保護児童ケース登録数	1,649件	39件
要支援児童ケース登録数	942件	12件
特定妊婦ケース登録数	120件	1件
合計	2,711件	52件

ヤングケアラーと思われる子どもの件数

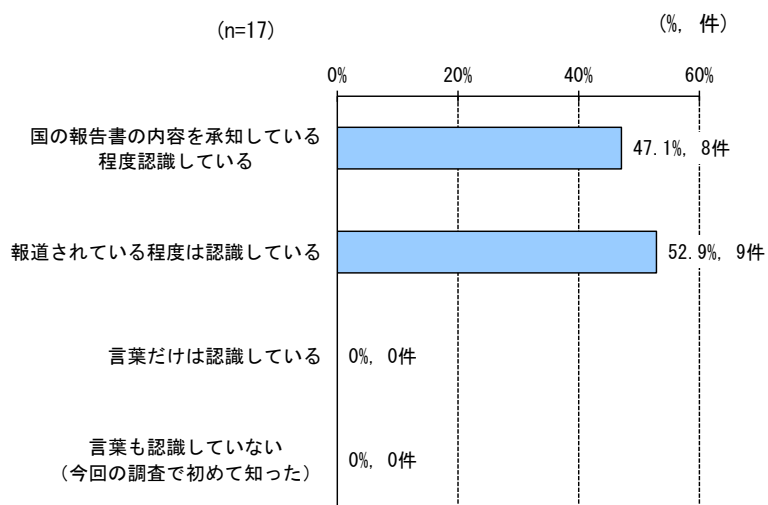
○ 17の要对協のうち、ヤングケアラーと思われる子どものケース登録があるのは10か所となっています。



問2 「ヤングケアラー」の認識

○ いずれの要对協においてもヤングケアラーの概念について認識しており、うち8か所では「国の報告書の内容を承知している程度認識している」となっています。

【Q2】



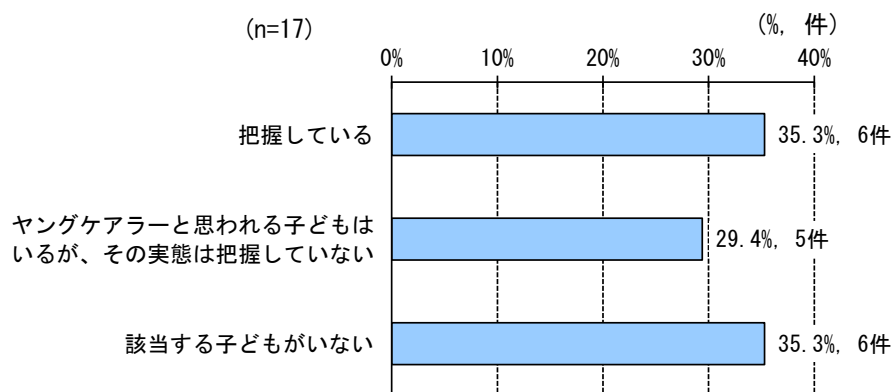


### 問3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているか

（「国の報告書の内容を承知している程度認識している。」「報道されている程度は認識している。」と回答した要対協のみ回答）

- 5か所の要対協では、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答しています。

#### 【Q3】

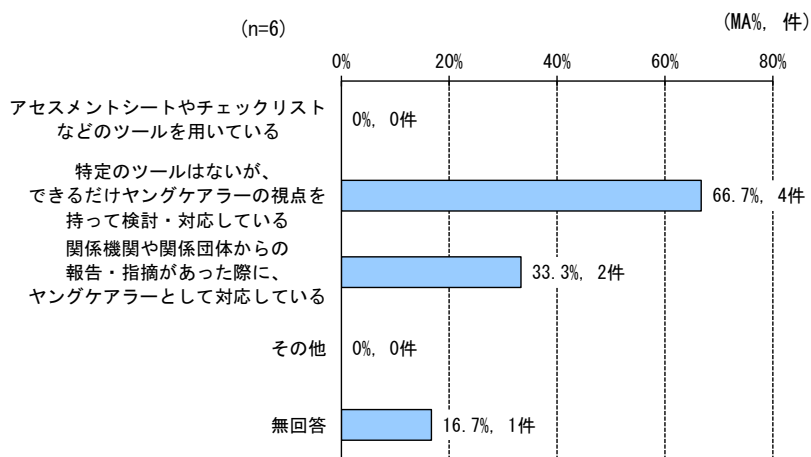


### 問4 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握方法および確認の時期

（「国の報告書の内容を承知している程度認識している。」と回答した要対協のみ回答）

- 「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」が4件、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、ヤングケアラーとして対応している」が2件となっています。
- また、確認を行う時期は、かかわりを始めてから、相談時、などとなっています。

#### 【Q4】



#### 「確認を行う時期」の回答内容

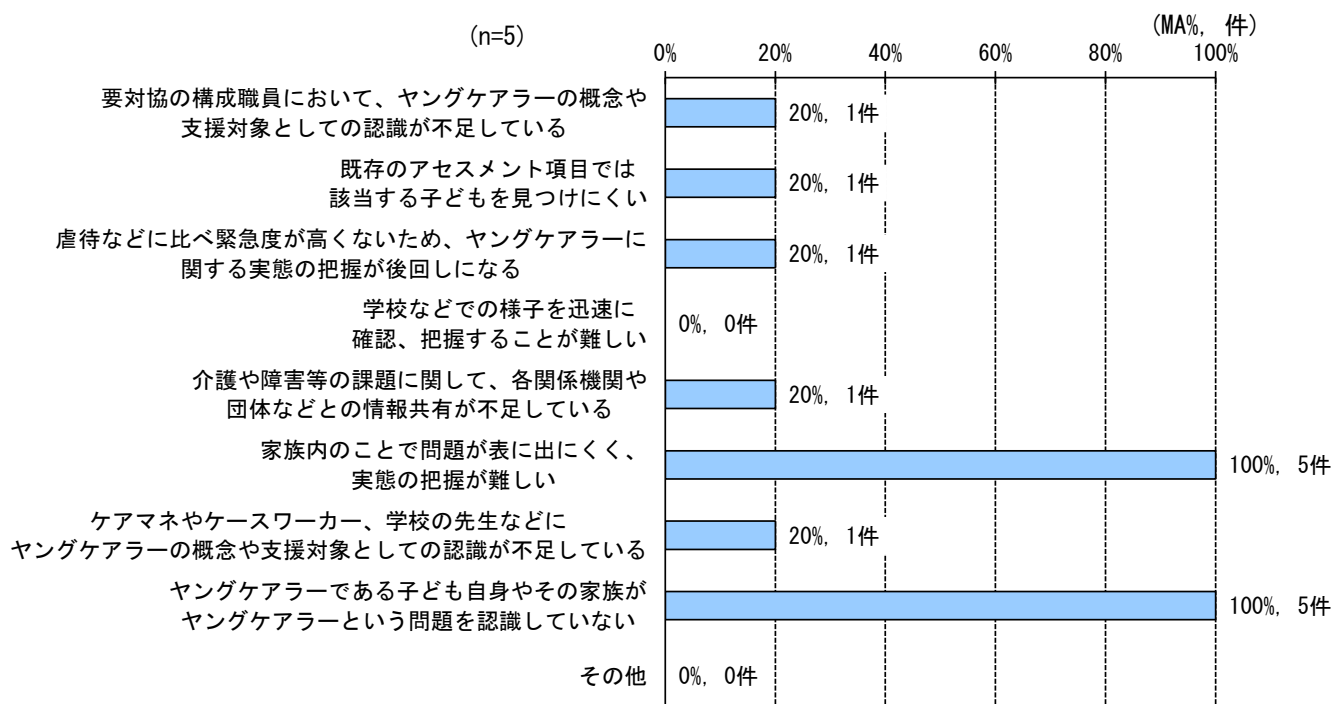
- ・ ケース受理会時
- ・ 相談時、または関係機関からの情報をもとに適宜行う。
- ・ かかわりを始めてから。
- ・ 5月、9月、1月。

## 問5 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由

（「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した要対協のみ回答）

○ 全5件の回答において、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」が5件となっています。

### 【Q5】

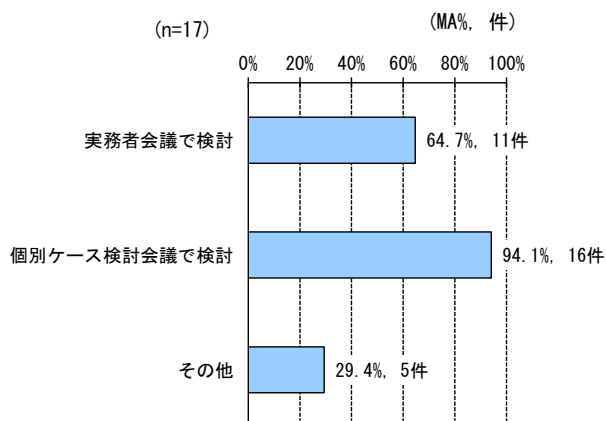


## 問6 要保護（要支援）登録児童への対応方針の検討や進捗管理の方法

### ① 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場

○ 「個別ケース検討会議で検討」が16件、「実務者会議で検討」が11件となっています。  
 ○ 「その他」では、ケース進行管理会、事務局内、課内などとなっています。

### 【Q6.1】



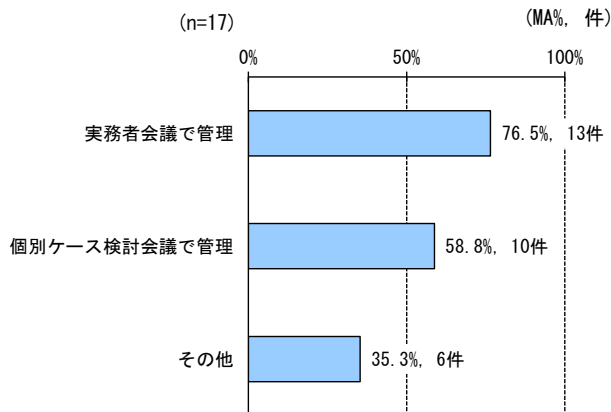
#### 「その他」の回答内容

- ・ ケース進行管理会（1回/月）、定例会（1回/週）、必要時。
- ・ 内部での援助方針会議。
- ・ 要対協事務局内で検討。
- ・ 課内で定期的に検討。
- ・ ケース進行管理会で検討。

②要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場

- 「実務者会議で管理」が13件、「個別ケース検討会議で管理」が10件となっています。
- 「その他」では、進行管理会議、援助方針会議、事務局内などとなっています。

【Q6.2】



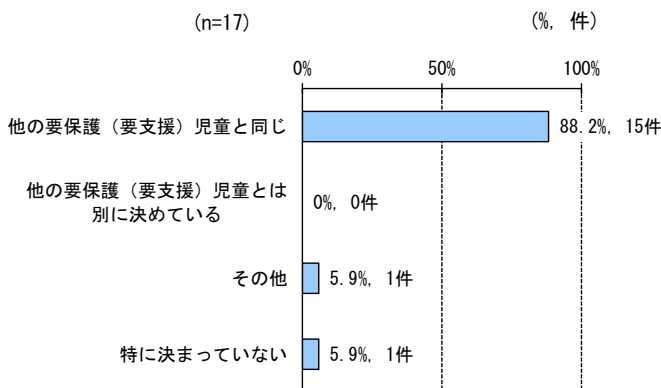
「その他」の回答内容
・ 進行管理会議で管理。
・ ケース進行管理会（1回/月）、定例会（1回/週）、必要時。
・ 内部での援助方針会議。
・ 要対協事務局内で検討。
・ 課内で定期的に検討。
・ ケース進行管理会で検討。

問7 ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応方法

①ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）

- 「他の要保護（要支援）児童と同じ」が15件、「その他」が1件、「特に決まっていない」が1件となっています。

【Q7.1】

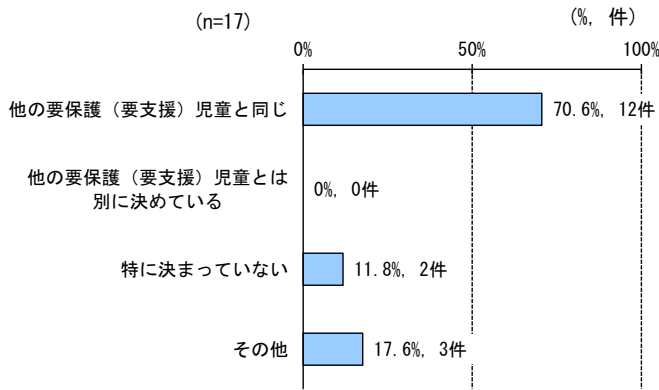


「他の要保護（要支援）児童と同じ（課・室）」の回答内容
・ 児童家庭相談担当課。
「その他」の回答内容
・ 個別ケース会議内で検討。

②ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）

○ 「他の要保護（要支援）児童と同じ」が12件、「その他」が3件、「特に決まっていない」が2件となっています。

【Q7.2】

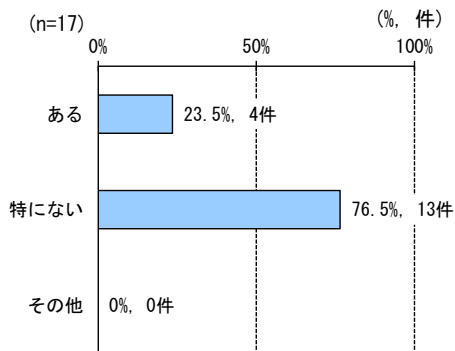


「他の要保護（要支援）児童と同じ（課・室）」の回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭相談担当課等。</li> <li>・個別ケース会議内で検討。</li> </ul>
「その他」の回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケース会議内で検討。</li> <li>・ヤングケアラーと思われる子どもと関わりの深い部署が対応（教育委員会等）。</li> <li>・ケース毎の対応になるので、その都度関係機関とケース会を開催し、子どもの意向把握を行う人や主担当など役割分担を行う必要があると思われる。</li> </ul>

○ 関係機関との連携に関する工夫をしているかについて、「ある」の回答は、学校との連携では4件、医療機関との連携では2件、日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携では1件となっています。

### ③学校との連携における工夫

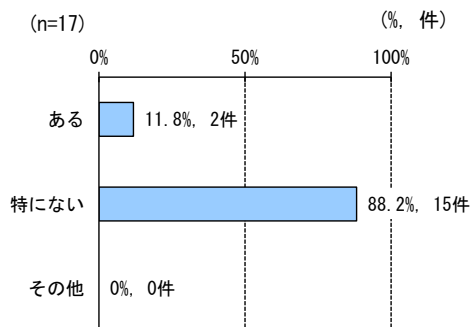
#### 【Q7.3】



「ある」の具体的回答内容	
・	定期的に学校との情報共有の会を設けたり、随時連絡をしている
・	要保護等児童に関して、毎月の情報提供書を用いた情報共有実施
・	入学入園などで所属先ができた（変わった）際には、必ず所属先に出向き、家庭状況の説明と、今後の見守りを依頼する。
・	学校・教育委員会と顔の見える関係であるため、すぐに情報共有が可能となっている。
「情報共有の方法」の回答内容	
・	情報共有の会や電話連絡。別途学校に赴く機会に時間を作る。
・	定期的（月1回）に文書での情報提供を依頼している。緊急の場合は即時連絡を入れてもらう。
・	電話、個別ケース会議。

### ④医療機関との連携における工夫

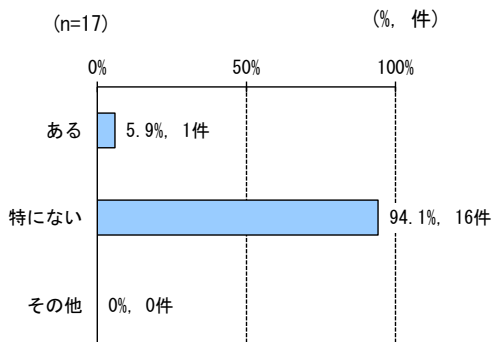
#### 【Q7.4】



「ある」の具体的回答内容	
・	要対協でケース管理をするようにし、情報共有が円滑に行える状態にしておく。
・	診療所の医師と顔の見える関係であるため、すぐに情報共有が可能となっている。
「情報共有の方法」の回答内容	
・	電話連絡等でその都度情報共有、ケース会など。
・	電話、個別ケース会議。

### ⑤通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携における工夫

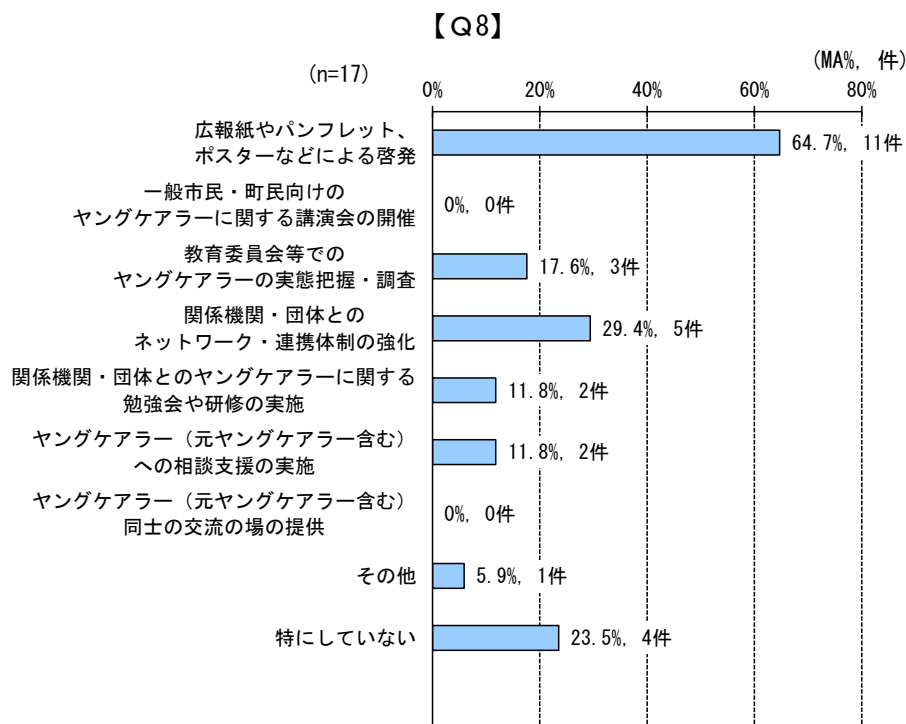
#### 【Q7.5】



「ある」の具体的回答内容	
・	できる範囲でアイパル香川に通訳を依頼する。

## 問8 要対協を設置している市町でのヤングケアラーに関する取組み

- 「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が11件と最も多く、次いで「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」が5件となっています。また、「特にしていない」は4件となっています。

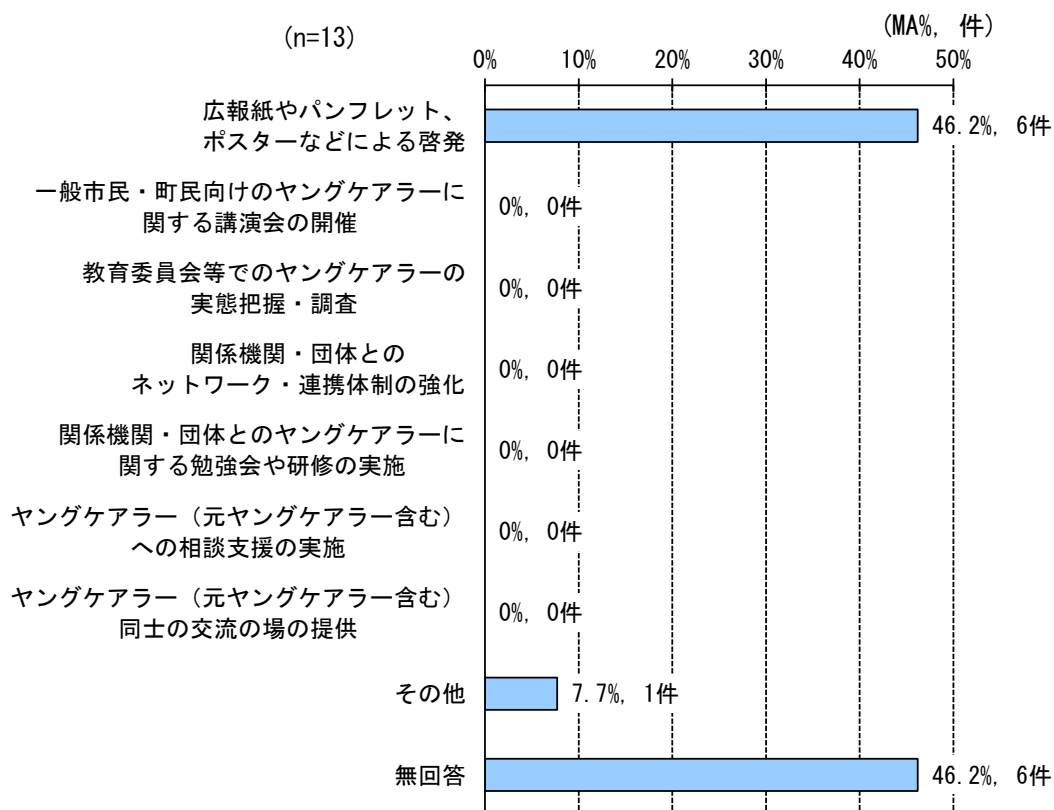


### 問8—2 それぞれの具体的な内容

カテゴリー	具体的取組の例
広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協代表者会等にて、「他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を周知。</li> <li>・小中学校・高校、庁舎内、出張所、公民館、図書館等に国のポスターの掲示やチラシ配布。</li> <li>・中学生にリーフレットの配布。</li> <li>・小中学校の教職員に対して、ヤングケアラーの普及啓発に関するリーフレットの配布を予定。</li> <li>・国から提供されたパンフレット等を関係機関へ配布。</li> </ul>
教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の中学生全員を対象にアンケート調査を実施。</li> <li>・R3年度香川県学習状況調査。</li> </ul>
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援会議への参加。</li> <li>・関係各課（社会福祉課、高齢者課、保健課、教育委員会など）と支援方法について協議。</li> <li>・普段から関係機関との連携を図っている。</li> </ul>
関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員会にて勉強会の実施。</li> <li>・実務者会において研修会の実施。</li> </ul>
ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス等の紹介を行うなど、子どもの負担を軽減するための支援につなぐ。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、ヤングケアラーを含めあらゆる子どもに関する相談対応をしている。</li> </ul>

問 8 - 3 今年度（令和 4 年度）から実施している取組

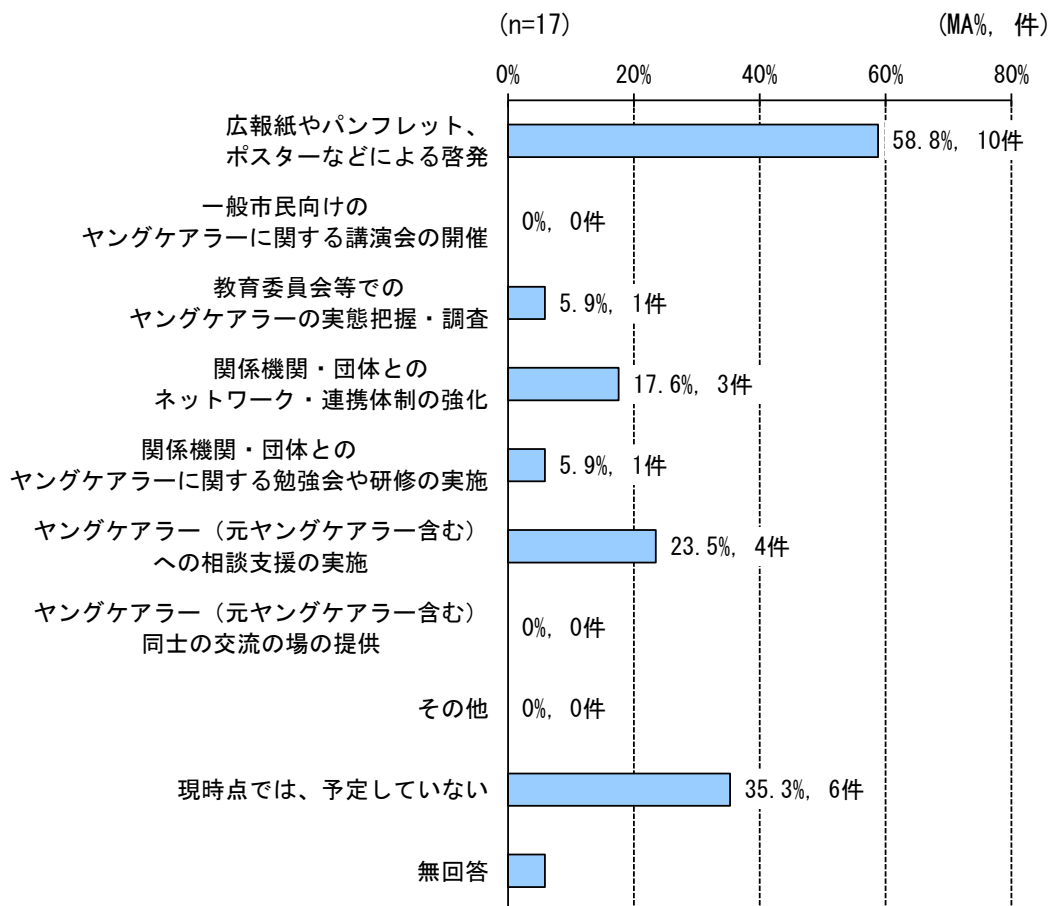
○ 「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が 6 件、「その他」が 1 件となっています。



### 問9 次年度（令和5年度）に取り組む予定のヤングケアラーへの対応

○ 「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が10件と最も多く、次いで「ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施」が4件となっています。また、「現時点では、予定していない」は6件となっています。

【Q9】



### 問9-2 それぞれの具体的な内容

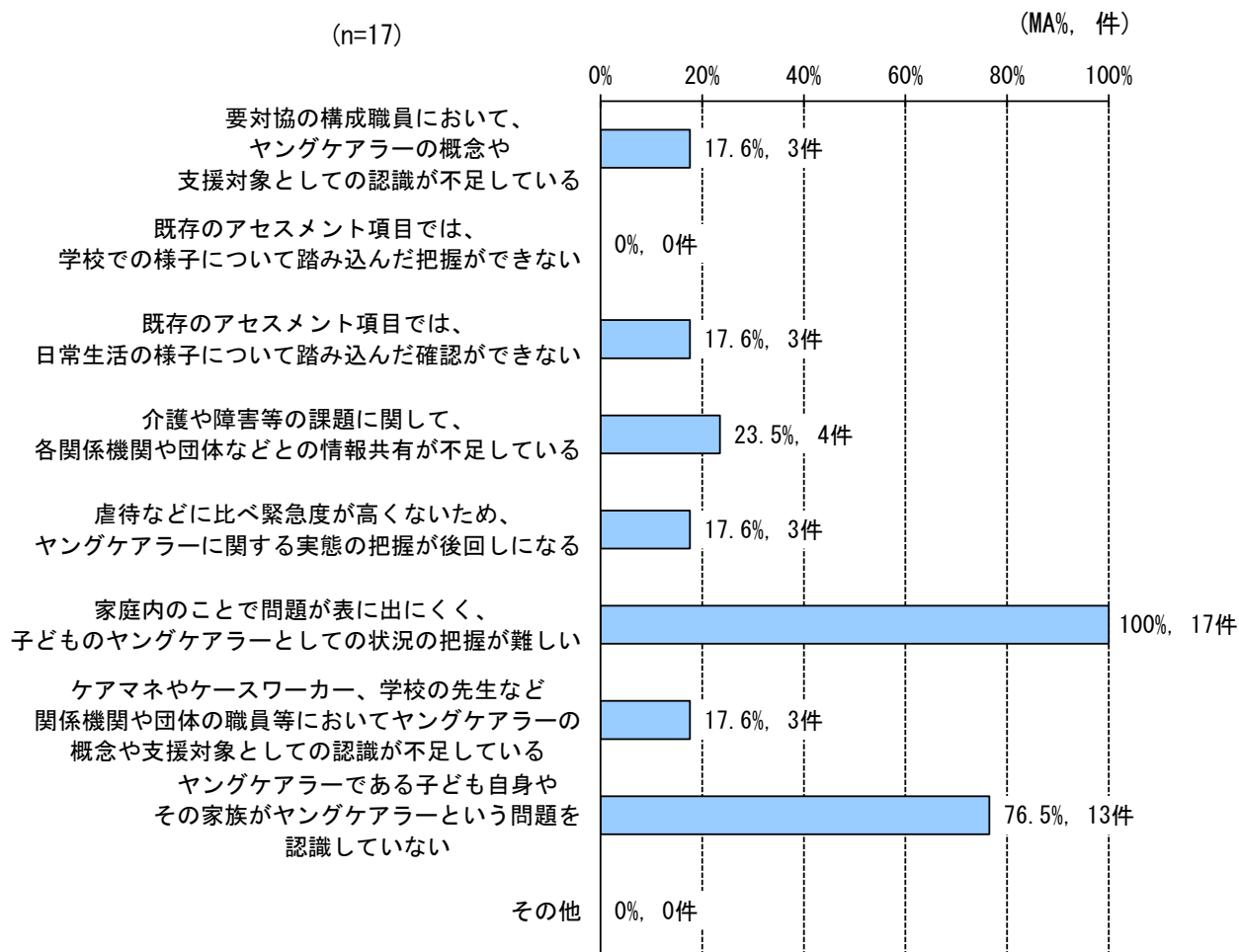
カテゴリー	具体的取組の例
広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に国作成の啓発リーフレットを配置。広報誌に啓発記事を掲載。</li> <li>・庁舎内や関係機関においてチラシ配布やポスター掲示。</li> <li>・市内の小学校、中学校、公民館にて国から配布のあったポスターを掲示する。</li> <li>・国のパンフレットやポスターによる啓発。</li> </ul>
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課（社会福祉課、高齢者課、保健課、教育委員会など）と支援方法について協議する。</li> <li>・日常的な関係機関との連携。</li> </ul>
関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の会において周知・啓発。</li> </ul>
ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス等の紹介を行うなど、子どもの負担を軽減するための支援につなぐ。</li> </ul>



問10 ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題

○ すべての要対協が、「家族内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい」と回答しています。また、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」が76.5%と多くなっています。

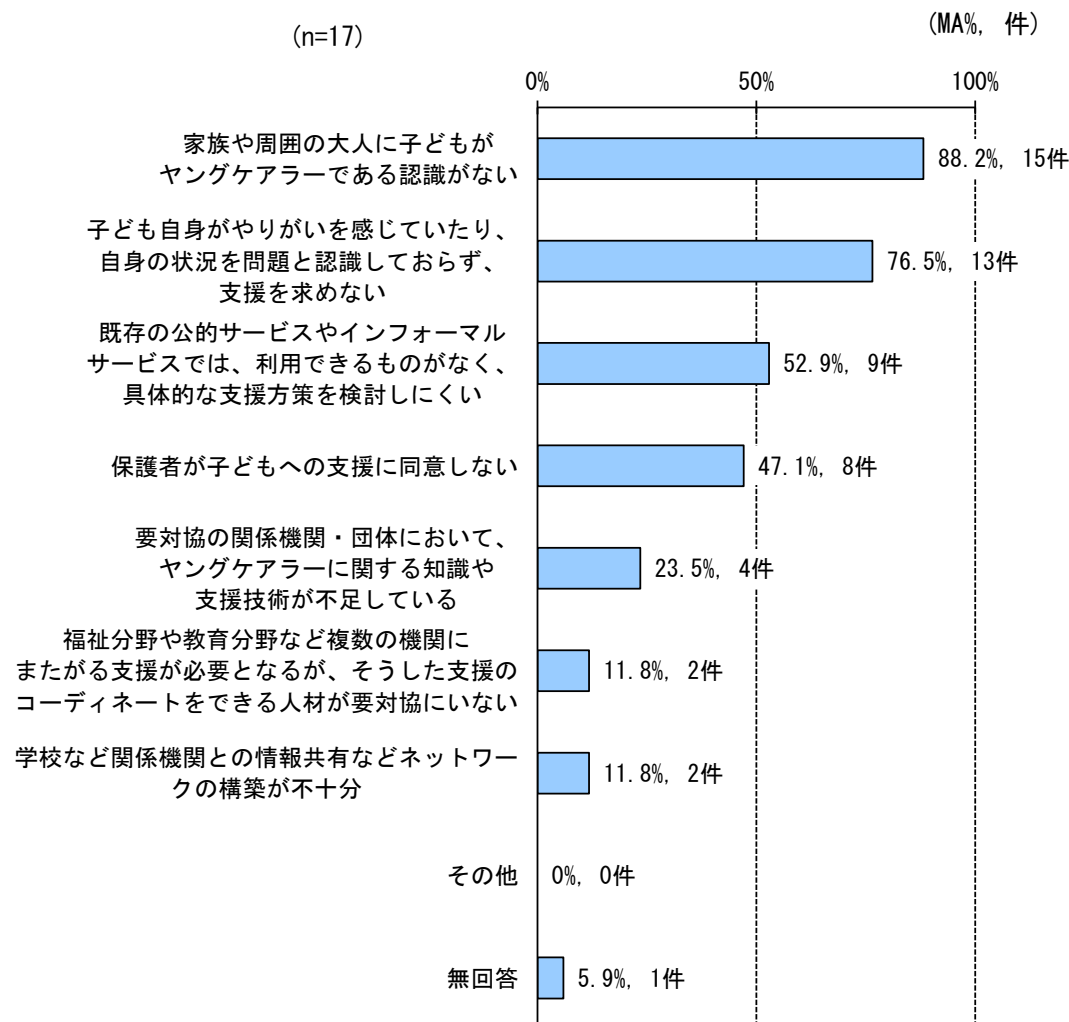
【Q10】



## 問11 ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援をする際の課題

- 「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない」、「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい」で半数を超えています。

【Q11】



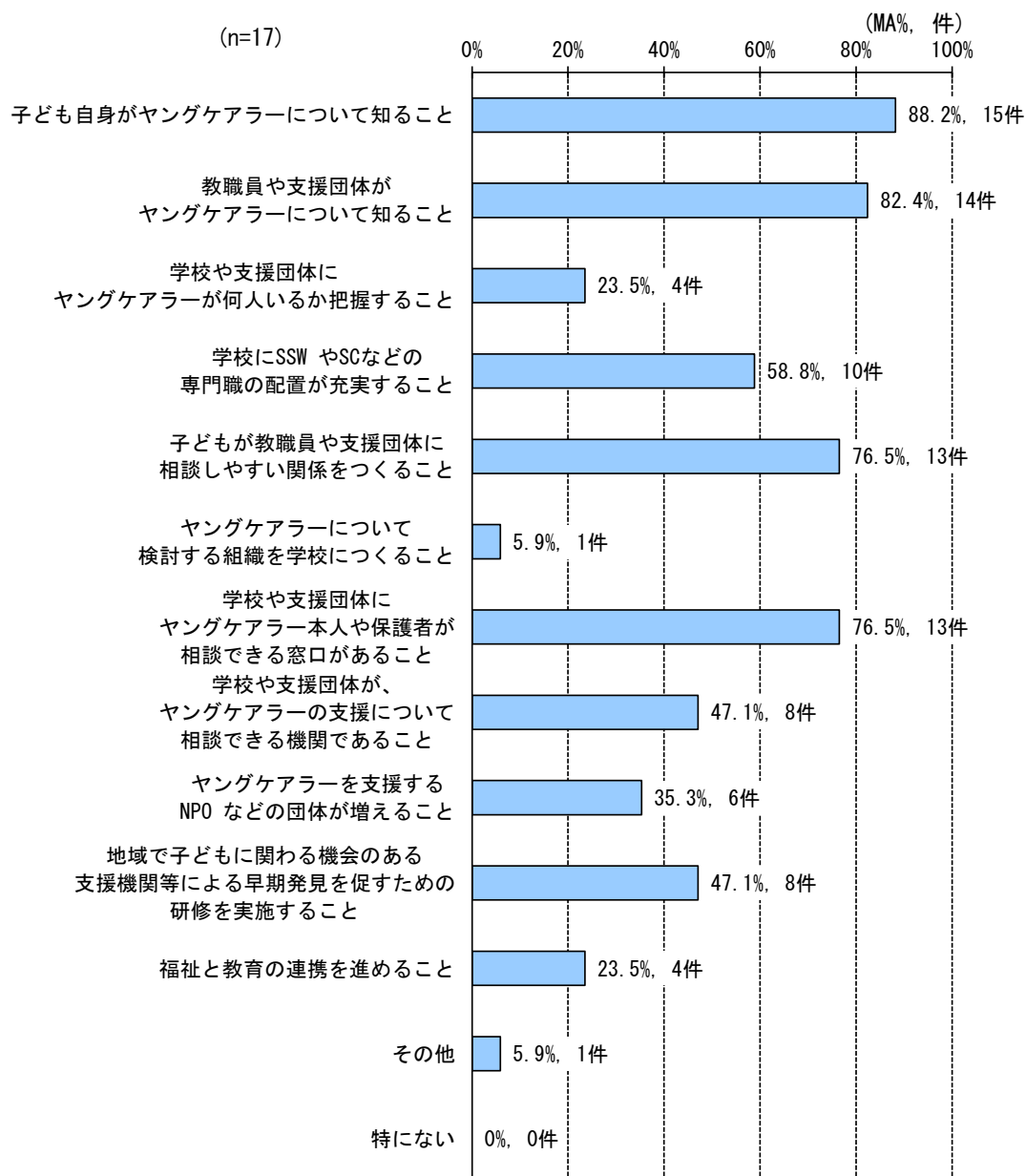
## 問11-2 ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫

「注意点」の回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにとって望ましい状況を本人と一緒に考える。本人の理解・納得を得て支援する。また本人がヤングケアラーであることを認識していない場合もあり、ケアしている事実を否定しない。</li> <li>・子どもの自尊感情と向き合うこと。</li> <li>・ヤングケアラーの程度の問題や認識。</li> <li>・家庭内のバランスへの配慮。</li> <li>・保護者にヤングケアラーという意識がないため、他の家族の世話を子がしなくてもいいように他の機関と連携し、うまくサービスにつなげられるようにする。</li> </ul>
「工夫」の回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの気持ちを尊重する。</li> <li>・子どもへのヤングケアラーという認識をもってもらえるように、ポスター・パンフレット等で伝え、SOSを出す力をだせるように支援する。</li> </ul>

## 問12 ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うこと

- ヤングケアラーに関する周知（「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」「教職員や支援団体がヤングケアラーについて知ること」）、ヤングケアラー本人や保護者が相談できる環境をつくること（「子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること」「学校や支援団体にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」）の回答が多くなっています。

【Q12】



### 「その他」の回答内容

- ・ 公的サービスやインフォーマルサービスが充実すること。

### 問13 学校やケアが必要な家族に関わっている機関等に期待すること

<学校に対して期待すること>

回答内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが相談しやすい環境を普段から整備しておいてほしい。</li><li>・見守り、声かけ、要対協への情報提供。</li><li>・適切な知識・理解と、子どもに寄り添う関わり。子どもとの信頼関係の構築。</li><li>・スクールソーシャルワーカーやカウンセラーも活用しながら、子どもの状況の把握を行うこと。また必要時には教育委員会を通じて要対協事務局への情報提供をしていただくこと。子どもの気持ちの確認。問題提起。支援に入った後の見守り等。</li><li>・子どもが気軽に相談できるような存在であること。</li><li>・出席状況など、子どもの情報が入りやすい機関であるので適切な情報提供に期待する。</li><li>・SOSを出しやすい環境づくり。</li><li>・日頃の子どもの様子や家庭状況を把握し、必要な情報共有を行うこと。 子どもが相談しやすい環境をつくること、家族からも相談しやすい体制をとること。 子どもや家族に対してヤングケアラーに関する周知・啓発。</li><li>・気になる家庭を見つけた際に、相談先として行政窓口を紹介するだけでなく、「よければ学校から市にまず相談させてもらって、市からお家の方に連絡を入れてもらえるようお願いしてみませんか。」など、具体的に相談につながるよう話をつけるところまで動いてもらえるとありがたい。</li><li>・速やかな連携。</li></ul>

<ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること>

うち、保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属先での子どもの言動など、気になることは必ず記録しておいてほしい。</li><li>・見守り、声かけ、要対協への情報提供。</li><li>・適切な知識・理解と、子どもに寄り添う関わり。子どもとの信頼関係の構築。</li><li>・登園、登所の促し。ストレスを発散している対象児への支援。</li><li>・要対協事務局との情報共有や支援につなぐ役割。</li><li>・保護者が気軽に相談できるような存在であること。</li><li>・適切な情報提供に期待する。</li><li>・きょうだいの世話をしているという情報を早めに連絡してもらう。</li><li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li><li>・気になる家庭を見つけた際に、相談先として行政窓口を紹介するだけでなく、「よければ学校から市にまず相談させてもらって、市からお家の方に連絡を入れてもらえるようお願いしてみませんか。」など、具体的に相談につながるよう話をつけるところまで動いてもらえるとありがたい。</li></ul>

うち、保健センター（母子保健担当／精神保健担当）に対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な訪問。専門的な視点で必要な支援策を提案し、適切な支援へつなぐこと。要対協への情報提供。</li><li>・適切な知識・理解と、子どもに寄り添う関わり。子どもとの信頼関係の構築。</li><li>・保護者との信頼関係。</li><li>・健診や訪問等を通じて子どもの発育状況の確認。</li><li>・精神疾患を抱えた保護者等への支援。関係機関との連携。</li><li>・適切な情報提供に期待する。</li><li>・情報共有と利用できるサービスの提供。</li><li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li><li>・同席面接など、相談者が話をしやすいようなサポート（実際してくれています）。</li></ul>

うち、ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なるお手伝いとして認識するのではなく、気になることがあれば担当課へ情報提供してほしい。</li> <li>・子どもへの聞き取り、介護要員にはしない。要対協への情報提供。</li> <li>・介護者（高齢者の子など）との関わり。</li> <li>・モニタリングなど訪問の際にヤングケアラーの視点に立った早期発見。市高齢者部局への報告。</li> <li>・介護を必要としている大人への適切なサービスのあっせん。</li> <li>・家庭内の状況を把握できる存在であること。</li> <li>・適切な情報提供に期待する。</li> <li>・ヘルパーが入っていても、その利用者だけの支援として限定されるので、子どもも含めて支援できるようにしてほしい。</li> <li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li> <li>・年齢が上がってきたら、未成年者でも家事を担って家庭に協力するべきと思っている方がいました。子どもが何かをしないと家がまわっていかない状態なのであれば、その家庭にはまだサービスの支給が必要なのだと思います。</li> </ul>

うち、障害福祉サービス事業所などに対して期待すること（精神疾患等の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なるお手伝いとして認識するのではなく、気になることがあれば担当課へ情報提供してほしい。</li> <li>・子どもへの聞き取り、介護要員にはしない。要対協への情報提供。</li> <li>・適切な知識・理解と行政との連携。</li> <li>・モニタリングなど訪問の際にヤングケアラーの視点に立った早期発見。市障がい者部局への報告。</li> <li>・介護を必要としている大人への適切なサービスのあっせん。</li> <li>・家庭内の状況を把握できる存在であること。</li> <li>・適切な情報提供に期待する。</li> <li>・サービス利用者だけの支援ではなく、子へも同じように支援してもらえるようなサービスの提供。</li> <li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li> <li>・年齢が上がってきたら、未成年者でも家事を担って家庭に協力するべきと思っている方がいました。子どもが何かをしないと家がまわっていかない状態なのであれば、その家庭にはまだサービスの支給が必要なのだと思います。</li> </ul>

うち、医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療の状況等、精神疾患等を抱える家族自身の病状等について情報共有してほしい。</li> <li>・要対協への情報提供。</li> <li>・適切な知識・理解と行政との連携。</li> <li>・精神疾患を抱えている大人への適切な医療の提供。必要時に入院等の対応。</li> <li>・医療機関の中でも精神科は情報共有のハードルが高いため、関係機関での必要な情報共有については理解があること。</li> <li>・適切な情報提供に期待する。</li> <li>・家族全体、子どものことも含めて支援を考えてほしい。</li> <li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li> </ul>

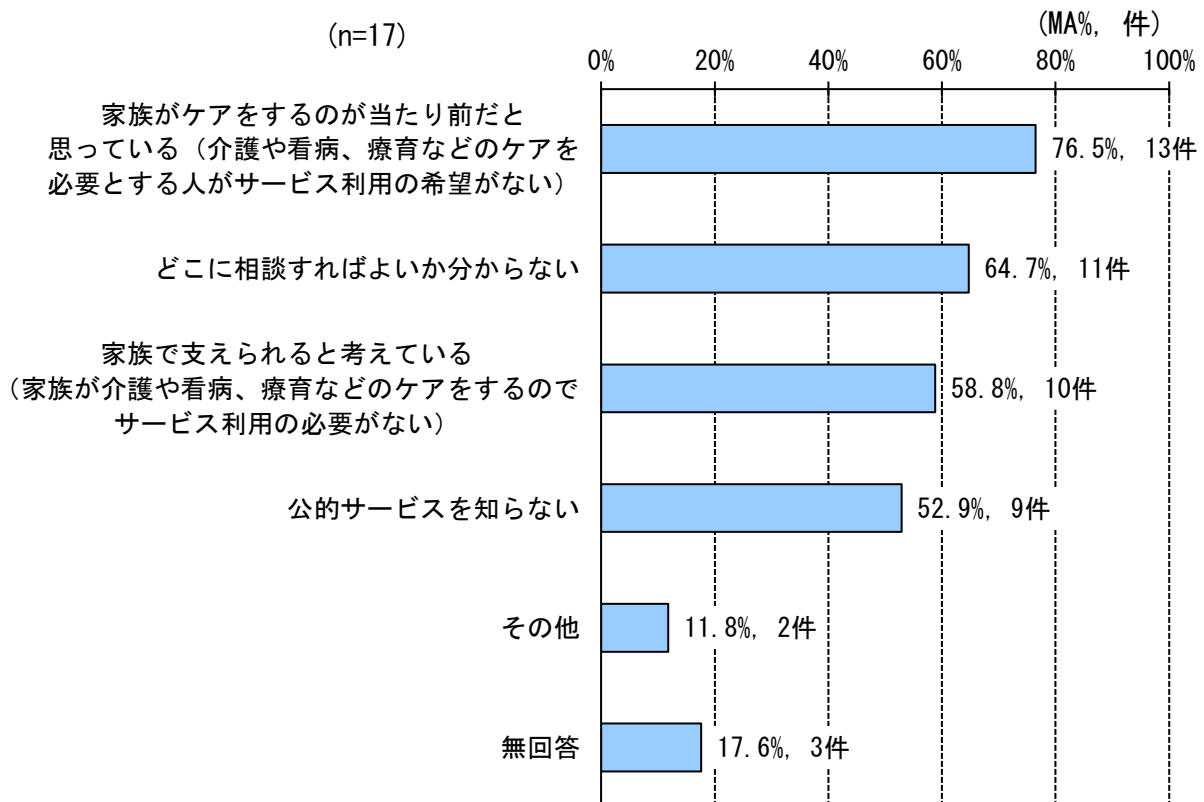
うち、生活困窮者支援機関（社会福祉協議会等）に対して期待すること（きょうだい等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの支援、要対協への情報提供。</li> <li>・適切な知識・理解と行政との連携。</li> <li>・経済状況の把握。困窮時の適切な支援。</li> <li>・適切な情報提供に期待する。</li> <li>・フードバンクなど利用できそうなもので、家族に関わってほしい。</li> <li>・サービスメニューを増やしたり、固定的なサービスではなく、柔軟に動けるようにして欲しい。</li> <li>・気になる家庭や子どもに関する情報共有。</li> </ul>

#### 問14 ケアを必要としている人が相談に繋がらない理由

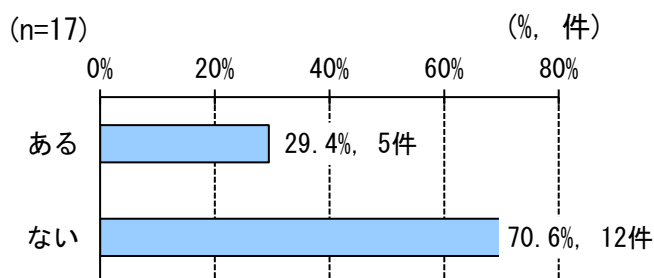
○ 「家族がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）」が 13 件、「どこに相談すればよいか分からない」が 11 件となっています。

【Q14】



問15 令和3年度において、ケアを必要としている人が公的サービス利用に至らなかった事例

【Q15】



問16 支援機関への相談に繋がったにも関わらず、公的サービス利用に至らないケースの理由

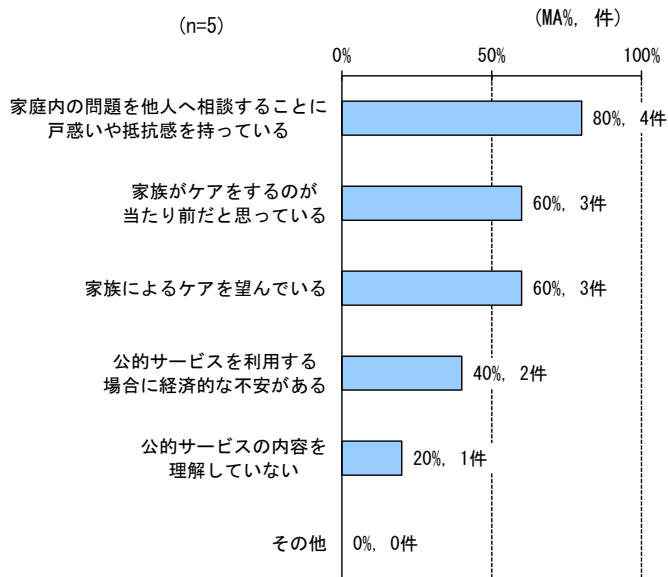
(問15 で「ある」と回答した要対協のみ回答)

○ ケアを必要としている側の理由、ケアをしている側の理由ともに、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が多くなっています。

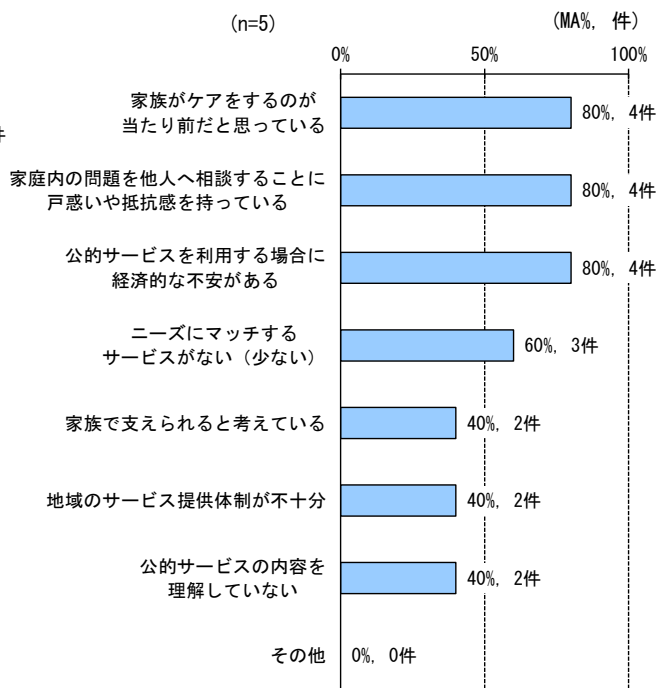
【ケアを必要としている側  
(介護等の必要な家族本人) の理由】

【ケアをしている側 (上記の「介護等の必要な家族  
本人」をケアする家族) の理由】

【Q16.1】



【Q16.2】

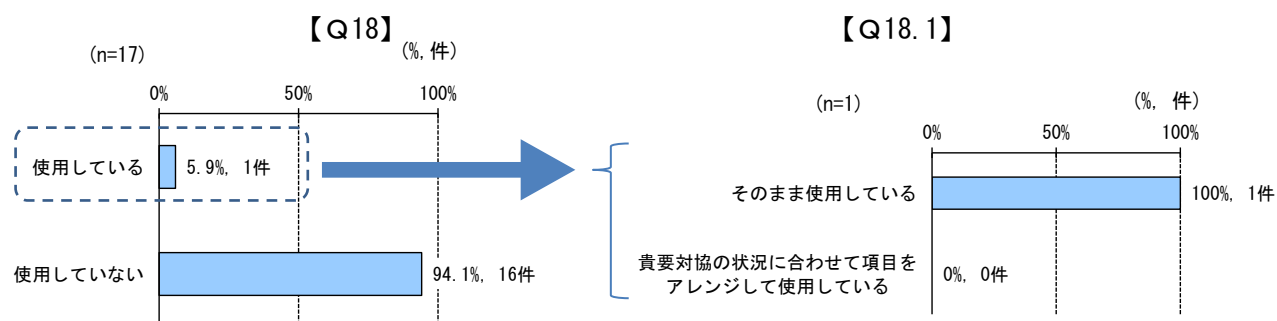


## 問17 ヤングケアラー支援のための民間の連携先

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・介護保険事業所</li> <li>・障害福祉サービス事業所</li> <li>・民間のヤングケアラー支援団体</li> <li>・社会福祉協議会、民生委員</li> <li>・あれば、当事者の会などを組織する団体。</li> <li>・家事支援等の代行業者。</li> <li>・医療機関</li> <li>・NPO法人</li> <li>・子ども食堂</li> </ul>

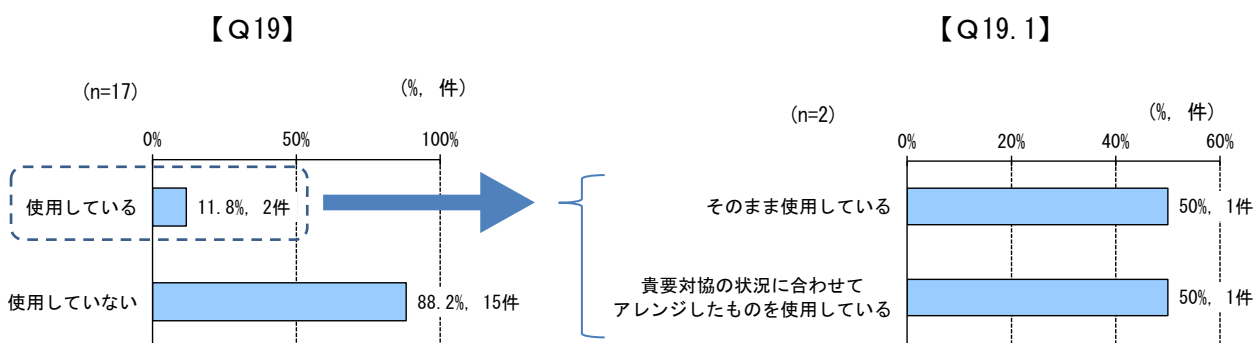
## 問18 「ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」使用の有無

○ 「使用している」は1件のみとなっています。「使用している」と回答した1件では、「そのまま使用している」と回答しています。



## 問19 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」使用の有無

○ 「使用している」が2件、「使用していない」が15件となっています。「使用している」2件のうち、1件では「そのまま使用している」、1件では「要対協の状況に合わせてアレンジしたものも使用している」となっています。





## 問20 具体的な事例の内容と当該事例に対する要対協の支援内容

回答内容
<p>(事例1) 父・祖母・小学生2児の4人世帯。父は夜勤のある仕事をしており、主な家事は祖母が担っていたが、その祖母は転居をきっかけに認知症状が悪化し、児に対して暴言を吐くようになった。父が夜勤の時は父と連絡を取りながら、児が祖母の見守りをしたり話をしたりしていた。高齢者部局と連携し祖母の支援状況を確認。要対協事務局はまず学校と連携し、児らの様子を確認するとともに学校に見守りを依頼。その後祖母は入院し、施設入所となった。その後の児の生活に乱れもなかったことから終結とした。</p> <p>(事例2) 父が親権を持つが、週末のみ一緒に過ごす児（中学生/女子）で、平日は祖母（要介護認定あり）と生活し買い物や家事、血糖測定など身の回りの援助を行っている。祖母ケアマネより情報提供があり、現在児の学校生活や体調に支障は出ていないものの今後の受験も視野に入れ、児の負担軽減を図るためにヘルパー支援を提案するも祖母・児とも必要性ないと返答し、ケース会議を開催して方向性を検討した。学校では介護や家事を担っていることは把握しておらず、部活もしているが様子に変わりないと認識しており、学校では児に寄り添い話を聞きながら関わっていくこととなる。ケアマネ、要対協ともに父と接触を図り、ヤングケアラーについて説明するも、どのように理解したかは不明であり、状況はあまり変わらず継続している。</p> <p>(事例3) 母、本児（小学生）、弟（小学生）の3人世帯。母は心身ともに不調なことが多く、子どもたちの世話や弟の介助が十分にできていないが、ヘルパーや訪問看護など外部の人間が家に入ってくことに拒否的であるため、家はゴミ屋敷になり、本児が食事の準備をしたり、弟を入浴させたりしていることが、弟の話から分かる。通常の支援を受け入れてくれないため、各関係機関が集まって、この家庭に対する支援策を協議し、子どもたちに毎日会える学校が主となり、宿題は学校でする、洗濯や学習用品の管理などは校内で行うなど、できるだけ子どもたちにかかる負担が軽減できるよう支援を行った。</p> <p>(事例4) 母、本児、弟の3人世帯。弟の欠席が増えており、教室に入れない。暴れることもあり、大人2人がかりで止めに入る。母は本児に対して、弟の登校渋りを暴力で押さえつけるように指示している。本児が教育相談で相談したことで発覚。学校から連絡を受けて、ネグレクトで受理。情報共有の場をもち、基本的には所属での見守りをしていた。学校から母にスクールカウンセラーを紹介し、学校と母との関係づくり、家庭状況の確認に努めた。</p>

## 問21 その他、ヤングケアラーについての意見や考え等

回答内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・家族同士で支えあっている家庭に対しての問題提起が難しいと感じる。</li><li>・ヤングケアラー児童のなかでも、相当な負担を強いられている児童と、負担がある程度低い児童がいることが考えられる。その見極めと支援方法の確立が難しいと感じる。</li></ul>

(3) 児童相談所向け調査（調査票C）

問1 児童福祉司指導・継続指導中の児童数（令和3年度）

	児童数	うち、ヤングケアラーと 考えられる児童数
児童相談所 （2機関の合計）	965人	28人

ケア対象者の内訳（2機関の合計）（単位：人）

	要支援・ 要介護	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	依存症	幼い	その他・ 不明
父								
母				8	1			1
きょうだい		1					17	
祖父								
祖母								
その他								

ケアの内容（2機関の合計）（単位：人）

	食事の 世話	家事	身の回 りの世 話	トイレ や入浴 の介助	見守り	感情面 のケア	きょう だいの ケア	通院の 付き添 い	通訳	金銭管 理	その 他・不 明
父											
母	1	6	2	1		3	1		1		1
きょうだい	3	7	10	4	8		9				
祖父											
祖母											
その他											

問2 「ヤングケアラー」の認識

・国の報告書の内容を承知している程度認識している 2件

### 問3 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上で課題に感じること

選択肢	回答数
1. 児童相談所職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	
2. 既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない	1
3. 既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない	1
4. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している	2
5. 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	
6. 家族内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい	2
7. ケアマネやCW、学校の先生など関係機関や団体の職員等において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	2
9. その他（具体的に）	1

#### 「その他」の回答内容

- ・気になる家庭を発見した際に個人情報保護を気にせず連絡相談できる窓口の設置

### 問4-1 支援をする際の課題

選択肢	回答数
1. 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない	2
2. 家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない	2
3. 保護者が子どもへの支援に同意しない	1
4. 関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識や支援技術が不足している	1
5. 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分	1
6. 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートをできる人材がない	2
7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい	1
8. その他（具体的に）	

#### 問4-2 ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫

注意点	
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヤングケアラー」というカテゴリーで画一的な捉え方とならないよう、一つ一つの家庭の個別性に着目した情報の収集とアセスメントに心がけている。</li> <li>・支援機関等が気になる家庭を発見しても個人情報の問題があり、クライアントの同意を得ずに相談や情報提供をすることが躊躇される。</li> <li>・ヤングケアラーの児童を発見しても、児童本人や保護者が相談や支援を拒む場合、まずはその気持ちを尊重し、見守りつつ支援のタイミングをはかる。</li> </ul>

工夫	
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーと思われる相談が寄せられた場合は、学校等や市町と連携しながら、対象の児童が置かれている状況を適切に把握した上で、個々の児童の状況に応じた支援の方策を検討している。</li> <li>・支援が必要なヤングケアラーの情報共有、支援のための連携については要対協等を活用する。</li> </ul>

#### 問5 ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うこと

選択肢	回答数
1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること	2
2. 教職員や支援団体がヤングケアラーについて知ること	2
3. 学校や支援団体にヤングケアラーが何人いるか把握すること	1
4. 学校にSSWやSCなどの専門職の配置が充実すること	2
5. 子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること	1
6. ヤングケアラーについて検討する組織を学校につくること	1
7. 学校や支援団体にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	2
8. 学校や支援団体が、ヤングケアラーの支援について相談できる機関であること	1
9. ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること	2
10. 地域で子どもに関わる機会のある支援機関等による早期発見を促すための研修の実施	1
11. 福祉と教育の連携を進めること	1
12. その他	
13. 特にない	

「福祉と教育の連携を進めること」の回答内容
教育委員会等との協議の議題とする。

## 問6 学校やケアが必要な家族に関わっている機関等に期待すること

機関	内容
学校に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対しては、児童の側からの発信による方法では、早期に問題の発見につながりにくいいため、教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報共有のシステムの構築が必要と感ずます。</li> <li>・ヤングケアラーに関する啓発を保護者、児童に行うこと。児童が学校で困りごとを気軽に相談できるようにすること。困りごとを適切な相談機関につなぐこと。</li> </ul>
保育所・幼稚園などに対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の利用の状況から、対象の家庭の課題について、市町の子育て支援担当課と情報連携を密にとっておくことが必要と思われずます。</li> <li>・ヤングケアラーに関する啓発を保護者に行うこと。保護者の困りごとを気軽に相談できるようにすること。困りごとを適切な相談機関につなぐこと。</li> </ul>
保健センター（母子保健担当／精神保健担当）に対して （きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患を有する対象者への支援を検討する段階で、家庭そのものへの支援という視点で、市町の育児支援担当部署と連携を持つことが必要と思われずます。</li> <li>・精神疾患の家族への支援（サービス利用、医療へのつなぎ等）、介入。</li> </ul>
ケアマネなどに対して （高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の介護サービスを検討する段階で、市町等の子育て支援担当課と連携を持ち、対象の家庭に対して包括的な支援を提供できる仕組みが必要と思われずます。</li> <li>・発見したヤングケアラーについて適切な相談機関につなぐこと。ヤングケアラーの負担解消のためのサービスの検討及び導入。</li> </ul>
障害福祉サービス事業所などに対して （精神疾患等の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の子育て支援担当部署等と連携を持ち、家庭に対する包括的な支援が行えるような仕組みが必要と考えずます。</li> <li>・発見したヤングケアラーについて適切な相談機関につなぐこと。</li> </ul>
医療機関などに対して （精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院及び退院時のアセスメントの際に、医療が必要な対象者への支援と併せて、その家族への支援も包括的に行えるよう、他機関との連携が必要と思われずます。</li> <li>・発見したヤングケアラーについて適切な相談機関につなぐこと。</li> </ul>
生活困窮者支援機関（社会福祉協議会等）に対して （きょうだい等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援担当部署との連携を図り、対象者が属する家庭に対して包括的な支援が行えるよう、他機関との連絡調整を期待したいです。</li> <li>・ヤングケアラーの早期発見に関する地域のネットワークづくり、制度のはざまにある要支援者への支援（生活困窮、ごみ屋敷、外国籍家族、その他）</li> </ul>

## 問7 ケアを必要としている人が相談に繋がらない理由

選択肢	回答数
1. 家族がケアをするのが当たり前だと思っずている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）	2
2. 家族で支えられると考ずている（家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）	1
3. 公的サービスを知らない	2
4. どこに相談すればよいか分からない	2
5. その他（具体的に）	

問8 令和3年度において、ケアを必要としている人が公的サービスの利用に至らなかった事例

選択肢	回答数
1. ある	1
2. ない	1

問9 支援機関への相談に繋がったにも関わらず、公的サービス利用に至らない理由  
(問8で「ある」と回答した児童相談所のみ回答)

	選択肢	回答数
本人側 (介護等の必要な家族)	1. 家族によるケアを望んでいる	
	2. 家族がケアをするのが当たり前だと思っている	
	3. 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている	1
	4. 公的サービスの内容を理解していない	
	5. 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある	1
	6. その他	
家族側 (上記の「介護等の必要な家族本人」をケアする側)	7. 家族で支えられると考えている	
	8. 家族がケアをするのが当たり前だと思っている	
	9. 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている	1
	10. 公的サービスの内容を理解していない	1
	11. 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある	1
	12. 地域のサービス提供体制が不十分	
	13. ニーズにマッチするサービスがない (少ない)	1
	14. その他	

問10 ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところ

(問8で「ない」と回答した児童相談所のみ回答)

・ 社会福祉協議会、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員など
---

問11 「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」使用の有無

・ そのまま使用している 2件
-----------------

問12 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」使用の有無

・ そのまま使用している 2件
-----------------

### 問13 具体的な事例の内容と当該事例に対する児童相談所の支援内容

ケース1	母、養父、本児、妹、弟、妹、異父妹の7人家族であり、本児はアルバイト就労をしていたが、養父から高校に進学しなかった本児に対し差別的な扱いがあり、きょうだいの世話、家事に加え精神疾患のある母のケアも担わされていた。児童相談所への通告により本児を一時保護し、両親に対し指導を行った結果、きょうだいの世話や家事、母のケアを本児が担う状況については解消され現在在宅での生活に戻っている。
ケース2	母、本児、長弟、次弟、妹の5人世帯。母は父と離婚し、母子家庭となり経済問題から就労を始める。本児は母が仕事で不在にする間、障害のある長弟や他のきょうだいの世話をさせられていることから、朝は遅刻して登校したり、自身がやりたいことを後回しにせざるをえないでいた。母と面接し、母方祖父母と父の協力を得られるようになったほか、長男は障害福祉サービスと医療につなげた。

### 問14 その他、ヤングケアラーについての意見や考え等

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児、介護、障害福祉、生活支援それぞれの福祉分野が連携を持ち、包括的な支援を行わなければ対応が難しい問題だと思います。</li><li>・ ヤングケアラー支援の中核的な相談支援機関が必要。基本的に横断的な課題を抱えている世帯が多いため、ワンストップで多様な相談を受け止められる機能が必要。また、各相談、支援機関でもヤングケアラーについて相談対応ができるような啓発も必要。また、多様な家族ニーズに対応できるサービスの整備も必要。</li></ul>
---

#### (4) 共通設問等の分析

##### ① ヤングケアラーについての認識

- 調査票B及び調査票Cでは、「言葉だけは認識している」「言葉も認識していない」の回答はみられませんでした。
- 「国の報告書の内容を承知している程度認識している」は、調査票Aでは機関により差がありますが、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）では約5割となっています。また、要対協でも約5割、児童相談所では、10割となっています。

単位：%

	母数 (n)	ヤングケアラーについての認識			
		国の報告書の内容を承知している程度認識している	報道されている程度は認識している	言葉だけは認識している	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）
全体	944	13.6	72.5	9.7	4.2
地域包括支援センター	49	12.2	79.6	8.2	-
居宅介護支援事業所	197	7.1	83.2	8.1	1.5
相談支援事業所	65	10.8	66.2	15.4	7.7
各市町保健師	84	13.1	83.3	2.4	1.2
調査票A 社会福祉協議会職員	18	11.1	77.8	11.1	-
医療ソーシャルワーカー	29	20.7	75.9	3.4	-
生活保護ケースワーカー	49	-	61.2	26.5	12.2
母子・父子自立支援員	12	16.7	83.3	-	-
SC（スクールカウンセラー）	53	49.1	50.9	-	-
SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	50.0	50.0	-	-
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	7.9	71.8	13.3	7.0
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	26.7	56.7	6.7	10.0
調査票B（要対協）	17	47.1	52.9	-	-
調査票C（児童相談所）	2	100.0	-	-	-



② 把握方法

○ 要対協では、「アセスメントシートやチェックシートなどのツールを用いている」が 66.7%と、調査票Aの機関に比べ多くなっています。

単位：%

	母数 (n)	判断の方法			
		ツチ   エ セ ス メ ン ト シ ー ト の や	視 点 を 持 つ て 検 討 ・ 対 応 し て い る	特 定 の ツ ー ル は な い が 、 「 ヤ ン グ ケ ア ラ ー 」 の	「 報 告 機 関 や 関 係 団 体 か ら の 「 ヤ ン グ ケ ア ラ ー 」 と し て 対 応 し て い る
全体	181	6.1	76.2	22.7	11.6
地域包括支援センター	6	16.7	33.3	16.7	33.3
居宅介護支援事業所	17	5.9	64.7	11.8	17.6
相談支援事業所	17	5.9	58.8	29.4	23.5
各市町保健師	22	-	86.4	36.4	-
社会福祉協議会職員	6	16.7	83.3	16.7	-
医療ソーシャルワーカー	8	25.0	75.0	37.5	-
生活保護ケースワーカー	8	-	37.5	50.0	12.5
母子・父子自立支援員	4	-	100.0	-	-
SC（スクールカウンセラー）	36	-	94.4	13.9	5.6
SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	8.8	91.2	23.5	2.9
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	7.7	69.2	15.4	15.4
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	10.0	40.0	20.0	60.0
調査票B（要対協）	6	66.7	33.3	-	16.7

③ 相談件数等（令和3年度）

調査票A

機関名	相談件数 (延べ)
地域包括支援センター	1
居宅介護支援事業所	5
相談支援事業所	12
各市町保健師	3
社会福祉協議会職員	11
医療ソーシャルワーカー	3
生活保護ケースワーカー	2
母子・父子自立支援員	1
SC（スクールカウンセラー）	95
SSW（スクールソーシャルワーカー）	62
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	8
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	100
計	303

調査票BおよびC

	登録児童数 (延べ)	うち、ヤングケアラーと 考えられる児童数 (延べ)
要対協	2,711 件	52 件

	児童福祉司指導・ 継続指導中の児童数 (延べ)	うち、ヤングケアラーと 考えられる児童数 (延べ)
児童相談所	965 人	28 人

※この調査は、支援機関における対応等を把握するために実施したものであり、ヤングケアラーの実数把握を目的としたものではない。そのため、ヤングケアラーの人数は回答者間で重複している可能性がある。

※「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）では、相談件数 85 件の回答が 1 件あったため、述べ相談件数が 100 件となっている。

④ ケアを必要としている人が相談につながらない理由

- SSW（スクールソーシャルワーカー）では、「家族で支えられると考えている（家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）」が 66.7%で他の機関に比べ多くなっています。
- 多くの機関で複数の理由を選択しており、ケアを必要としている人が相談につながりやすくなるためには、サービスの内容や相談窓口の周知、子どもがケアをするべきでないという意識啓発等を同時に進めていくことが重要であると考えられます。

単位：%

	母数 (n)	繋がらない（繋がりにくい）理由						無回答
		サービス利用の希望がない	家庭がケアをするのが当たり前のケアを必要とする人が	ケアが家族で支えられ、療育などの必要がない	家族で支えられ、療育などの必要がない	公的サービスを知らない	どこに相談すればよいか分からない	
全体	944	55.8	37.6	57.2	66.8	8.9	1.6	
調査票 A								
地域包括支援センター	49	55.1	42.9	63.3	69.4	12.2	2.0	
居宅介護支援事業所	197	54.8	42.6	60.9	73.1	8.6	0.5	
相談支援事業所	65	55.4	40.0	63.1	69.2	16.9	3.1	
各市町保健師	84	72.6	50.0	54.8	59.5	4.8	1.2	
社会福祉協議会職員	18	61.1	38.9	72.2	72.2	22.2	-	
医療ソーシャルワーカー	29	62.1	48.3	55.2	82.8	10.3	6.9	
生活保護ケースワーカー	49	46.9	30.6	55.1	59.2	2.0	-	
母子・父子自立支援員	12	41.7	33.3	50.0	66.7	8.3	8.3	
SC（スクールカウンセラー）	53	64.2	37.7	58.5	64.2	15.1	5.7	
SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	81.0	66.7	59.5	59.5	14.3	2.4	
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	49.7	25.6	53.2	65.2	4.4	0.9	
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	43.3	43.3	53.3	63.3	30.0	-	
調査票B（要対協）	17	76.5	58.8	52.9	64.7	11.8	17.6	
調査票C（児童相談所）	2	100.0	50.0	100.0	100.0	-	-	

⑤ サービス利用に至らなかった事例の有無

- 社会福祉協議会職員、医療ソーシャルワーカー、SSW（スクールソーシャルワーカー）、児童相談所では「ある」が50.0%以上となっています。
- 母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）では、「ある」は10%以下と少なくなっています。

単位：%

	母数 (n)	サービス利用に至ら なかった事例	
		あ る	な い
全体	944	22.9	77.1
地域包括支援センター	49	44.9	55.1
居宅介護支援事業所	197	26.4	73.6
相談支援事業所	65	32.3	67.7
各市町保健師	84	32.1	67.9
調査票 A			
社会福祉協議会職員	18	61.1	38.9
医療ソーシャルワーカー	29	55.2	44.8
生活保護ケースワーカー	49	20.4	79.6
母子・父子自立支援員	12	8.3	91.7
SC（スクールカウンセラー）	53	20.8	79.2
SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	50.0	50.0
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	5.7	94.3
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	20.0	80.0
調査票B（要対協）	17	29.4	70.6
調査票C（児童相談所）	2	50.0	50.0

⑥ サービス利用に至らない理由

- 居宅介護支援事業所を除くすべての機関で、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が50%を超えています。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）、要対協では、「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」が60%以上となっています。

単位：%

	母数 (n)	理由（ケアを必要としている側）								
		ケ ア 族 を に 望 ん で い る	当 家 族 が 前 か だ を 思 つ て い が る	抵 抗 感 を 持 つ て い る	家 庭 内 の 問 題 を 他 人 へ や ら な い	理 解 し て い な い 内 容 を	公 的 サ ー ビス の 場 所 に あ る	経 済 的 な 不 安 が あ る	公 的 サ ー ビス に あ る	そ の 他
全体	216	33.8	24.5	56.5	38.4	47.2	18.5	1.4		
地域包括支援センター	22	36.4	27.3	59.1	50.0	77.3	4.5	4.5		
居宅介護支援事業所	52	38.5	21.2	36.5	32.7	55.8	19.2	-		
相談支援事業所	21	38.1	23.8	61.9	23.8	42.9	47.6	-		
各市町保健師	27	33.3	18.5	66.7	29.6	40.7	14.8	-		
調査票 A										
社会福祉協議会職員	11	36.4	27.3	63.6	36.4	36.4	18.2	-		
医療ソーシャルワーカー	16	31.3	12.5	62.5	18.8	62.5	31.3	6.3		
生活保護ケースワーカー	10	10.0	10.0	70.0	50.0	30.0	10.0	10.0		
母子・父子自立支援員	1	-	-	100.0	100.0	-	-	-		
SC（スクールカウンセラー）	11	9.1	27.3	63.6	63.6	36.4	9.1	-		
SSW（スクールソーシャルワーカー）	21	47.6	61.9	61.9	57.1	38.1	9.5	-		
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	18	27.8	16.7	55.6	38.9	27.8	5.6	-		
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	6	33.3	16.7	66.7	50.0	33.3	50.0	-		
調査票B（要対協）	5	60.0	60.0	80.0	20.0	40.0	-	-		
調査票C（児童相談所）	1	-	-	100.0	-	100.0	-	-		

⑦ サービス利用に至らない理由

- SC（スクールカウンセラー）、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）以外の機関では、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が50%を超えています。
- 「公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある」は、地域包括支援センター、要対協、児童相談所で70%を超え、他の機関に比べ多くなっています。

単位：%

	母数 (n)	理由（ケアしている側）								
		家族で支えられ ると考えている	家族がケアする のが当たり前だと思 っている	戸惑いや抵抗感を持 っている	家庭内の問題を 他人へ相談すること に	公的サービスの 内容を理解してい ない	経済的な不安が ある	公的サービスを利用 する場合に	地域のサービス提供 体制が不十分	ニーズにマッチする サービスがない (少ない)
全体	216	28.2	31.5	60.6	44.4	44.9	23.6	37.5	12.5	1.9
地域包括支援センター	22	40.9	22.7	68.2	50.0	77.3	31.8	54.5	-	-
居宅介護支援事業所	52	26.9	25.0	55.8	46.2	53.8	23.1	42.3	15.4	1.9
相談支援事業所	21	38.1	28.6	71.4	47.6	42.9	23.8	33.3	33.3	4.8
各市町保健師	27	33.3	40.7	59.3	25.9	44.4	22.2	37.0	7.4	-
社会福祉協議会職員	11	18.2	27.3	63.6	27.3	27.3	18.2	45.5	18.2	-
医療ソーシャルワーカー	16	25.0	-	62.5	25.0	56.3	6.3	18.8	6.3	6.3
生活保護ケースワーカー	10	10.0	20.0	70.0	60.0	30.0	10.0	30.0	-	-
母子・父子自立支援員	1	-	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-
SC（スクールカウンセラー）	11	9.1	63.6	45.5	72.7	27.3	36.4	36.4	18.2	-
SSW（スクールソーシャルワーカー）	21	28.6	76.2	66.7	66.7	23.8	23.8	38.1	14.3	-
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	18	27.8	16.7	55.6	38.9	33.3	16.7	16.7	5.6	-
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	6	33.3	33.3	33.3	16.7	33.3	66.7	50.0	16.7	16.7
調査票B（要対協）	5	40.0	80.0	80.0	40.0	80.0	40.0	60.0	-	-
調査票C（児童相談所）	1	-	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-

## 4. 考察

### (1) 調査結果から見える特徴

香川県におけるヤングケアラーの認知度は、機関種別による差はあるものの、全体としては「報道されている程度」以上に認識しているという回答が8割以上でした。

ヤングケアラーではないかと思われる子どもに気付いたきっかけとしては、子ども本人からの相談は少なく、支援機関が通常業務の中で気付いた事例が多いことから、支援者や周囲の大人からの気付きと相談窓口の明確化が必要と考えられます。また、機関内で対応可能な支援以外にも、他機関と連携して必要に応じ適切な支援につなげることが重要です。

実際のつなぎ先（要対協以外の機関）としての回答では、SSW（スクールソーシャルワーカー）から行政に向けたつなぎが最も多いものの、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、生活保護ケースワーカーなどからの他機関へのつなぎも見られます。また、実際に情報を受けた機関では、要対協、小中学校が多いほか、地域包括支援センターや医療ソーシャルワーカーが情報を受けたケースも見られます。

ヤングケアラーの把握にあたっての課題として、ケアなどを行っている子ども本人が自分の状況を当たり前だと思っている旨の回答が多く見られました。また、子ども本人が相談先を知らない、同級生などに知られたくない、相談したことを親に知られたくないなどの理由から相談しないといった回答も見られました。

ヤングケアラー支援について既に取り組んでいることの内容として、「行政との連携強化。入院患者のスクリーニング項目にヤングケアラーに関する項目を追加した。院内スタッフが気になるケースは組織内情報共有のためのシートを提出する。」という主旨の医療ソーシャルワーカーによる回答がありました（調査票A問25①）。また、ヤングケアラーについての自由意見の中で、「関わっていないから分からない、ではなく自分から情報収集を行い、他の介護支援専門員から相談があれば、アドバイスできるような体制を構築していく必要がある。」といった意見もありました（調査票A問27）。

さらに、要対協が関係機関に期待することとして、学校や保育園・幼稚園に対して「気になる家庭を見つけた際に、相談先として行政窓口を紹介するだけでなく、『よければ学校から市にまず相談させてもらって、市からお家の方に連絡を入れてもらえるようお願いしてみませんか。』など、具体的に相談につながるよう話をつけるところまで動いてもらえるとありがたい。」、ケアマネジャーに対して「（子どもを）単なるお手伝いとして認識するのではなく、気になることがあれば担当課へ情報提供してほしい。」などがあります（調査票B問13）。

また、児童相談所が関係機関に期待することとして、学校に対して「学校に対しては、児童の側からの発信による方法では、早期に問題の発見につながりにくいため、教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報共有のシステムの構築が必要と感じる。」、生活困窮者支援機関（社会福祉協議会等）に対して「子育て支援担当部署との連携を図り、対象者が属する家庭に対して包括的な支援が行えるよう、他機関との連絡調整を期待したい。」などの回答があります（調査票C問6）。

このような取組みや意見などは、県内でのヤングケアラー支援に関する連携体制や研修のあり方についての検討の際、参考とすべき有用な情報であると考えられます。

## (2) 調査結果から抽出された課題及び施策の検討にあたってのポイント

本調査結果から以下の課題が抽出されました。今後、抽出された課題の解決に向けて、施策を検討していく必要があります。

### ① 子ども本人は自分がヤングケアラーだと気付きにくく、支援機関の認識は様々

ヤングケアラーではないかと思われる子どもがいる（いた）場合、その子どもを知ったきっかけでは、「その子ども本人からの相談」は 27.6%（調査票A問6）であり、令和3年度の相談件数では、子ども本人からの相談が1件以上あったと回答したのは 26.6%（調査票A問8）と少なくなっています。子ども本人からの発信は少ない状況が見て取れます。

ケアを必要としている人が相談に繋がらない（繋がりにくい）理由を尋ねたところ、ヤングケアラーとの関わりのある回答者では、「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」の回答が約7割となっています（調査票A問18）。また、要対協及び児童相談所でも「家族がケアをするのが当たり前だと思っている」が多くなっています（調査票B問14、調査票C問7）。さらに、ヤングケアラーの把握にあたっての課題では、「家庭内の実情を把握できない（表面化されない）」という旨の回答が215件、「当たり前だと思っている、本人・家族が無自覚」という旨の回答が92件あります（調査票A問21）。子どもが家族をケアしている状態が、子ども本人や家族にとって当たり前になってしまったり、家庭内の実情が外部から分かりにくいために、周囲がヤングケアラーに気付きにくい現状が見て取れます。

日頃の業務の中で、子どもあるいは保護者の困りごとを当事者の視点で考えているかについて、「はい（常に心がけている）」は約7割となっています（調査票A「はじめに」）。すなわち3割は当事者の視点で考えることができていないため、子どもが相談しづらくなったり、相談したことを後悔する可能性にもつながります。また、ヤングケアラーについての認識は機関によって差が大きく、「国の報告書の内容を承知している程度認識している」が0.0～100.0%、「言葉も認識していない」が0.0～12.2%などとなっています（調査票A問2、調査票B問2、調査票C問2）。

また、「ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況」の回答内容にばらつきがあったり（調査票A問7）、事例の内容がさまざまであるなど（調査票A問15・問16①・問16②、調査票B問20、調査票C問13）、ヤングケアラーではないかと思われる子どもたちの実態は多岐にわたっています。したがって、支援者が「ヤングケアラー」という言葉で安易に一括りにしてしまった場合、その子どもや家庭に求められている支援につながらない危険性もあることから、児童相談所の回答にもあるように（調査票C問4-2）、それぞれの事案の個別性を尊重した関わりが必要です。

このように、認識の違いなどから支援内容も変わる可能性があるため、子ども本人や家族の視点で考えた適切な支援が可能となるよう、また、事例の共有などによりヤングケアラーの可能性のある子どもに気付きやすくなるよう、支援機関を対象とした研修の実施が必要であると考えられます。

### ② 子ども本人や家族がヤングケアラーの認識がある場合にも相談につながりにくい。このことが一因となり、子どもの学ぶ権利を阻害している。

ヤングケアラーの把握にあたって難しいと思われることの回答では、「当事者発信がない（できない）・知られたいと思っていない」旨の回答が83件、「（子ども本人が）相談する先・方法を知らない」旨の回答が21件、「本人からの相談がなければ実態がわからない」旨の回答が19件あります（調査票A問21）。ケアを必要とする人がサービスの利用に至らない理由では、ケアを必要としている側、ケアしている側双方において、「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が最も

多くなっているほか（調査票A問 20）、要対協でも、同じく双方において「家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている」が8割となっています（調査票B問 16）。

結果として、「精神的不安定さがある」46.1%「学校を休みがち」40.9%「遅刻早退が多い」や、学校に行っていない（調査票A問 15～16②）など、子どもの学ぶ権利が阻害されることにつながっています。

これらの課題への対策として、子どもが同じ立場の人との交流を通して自身について考えたり、他者とつながったりする機会の提供、一例としてSNSやアプリを活用したオンラインのサロン・交流の場を設けることで、現在は相談につながっていないとしても、相談につながるきっかけを得られる場合もあると考えられます。

また、子どもが相談や上記の交流の場につながる下地となる働きかけとして、本調査結果を教育委員会とも共有し、日々子どもに接する学校教職員が、子どもに対して改めて相談窓口やその利用について周知啓発等を行うことも必要だと考えられます。

なお、支援にあたっての注意点として「本人・家族の気持ちを尊重する」が84件、「本人・家族との信頼関係」が19件あります。また、支援にあたっての工夫として、「家族の情報を収集」の旨の意見が25件、「本人・家族の気持ちを尊重する」が21件あります（調査票A問 23）。支援をする際の課題についての質問では、「保護者が子どもへの支援に同意しない」という回答が47.1%となっています（調査票B問 11-1）。また、把握や支援にあたっての工夫として、「ヤングケアラーと思われる相談が寄せられた場合は、学校等や市町と連携しながら、対象の児童が置かれている状況を適切に把握した上で、個々の児童の状況に応じた支援の方策を検討している。」という回答があります（調査票C問 4-2）。本人および家族への個別の聞き取りなどをもとに、本人や家族を尊重し、自分を責めることや、その後の家族関係の悪化につながらないように注意することが重要です。したがって、ヤングケアラー支援にあたっては、子どもだけを支援するのではなく、家族全体を捉えたアセスメントを通じて、必要に応じて関係機関が連携し、家族全体を支援することが求められるという認識を持たなければならないと考えられます。

### ③ 本人（家族）や（一部の）支援機関はどこに相談してよいかわからない

ヤングケアラーではないかと思われる子どもがいた際に「外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」と回答した機関にその理由を尋ねたところ、「つなぐべき外部機関がわからなかった」は全体で14.9%ですが、医療ソーシャルワーカーで7割以上、相談支援事業所、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）では2割以上など、機関によっては多くなっています（調査票A問 12）。また、ヤングケアラーの支援にあたって難しいと思われることの回答では、「相談するところ・つなげる先がわからない」という旨の回答が26件あがっています（調査票A問 21）。なお、支援が難しかった実際の事例として、支援者が行政機関窓口に行き、『家族がいるので』と言われ、支援を断られたという回答もありました（調査票A問 20）。

要対協以外へつないだ事例では、「その家族と関わった様子から（通常業務における関わりから）」が他の対応方法の事例に比べ多くなっています（調査票A問 15～16②）。関係機関への研修及び連携体制の構築により、より多くの子どもへの支援が可能となる可能性があります。

また、ケアを必要としている人が相談につながらない（繋がりにくい）理由としては、「どこに相談すればよいかわからない」が全体で約7割であり、これまでにヤングケアラーではないかと思われる子どもと関わったことがある回答者でも約5割となっています（調査票A問 18）。児童相談所や要対協に

おいても、「どこに相談すればよいかわからない」という回答が多く見られます（調査票B問 14、調査票C問7）

また、ヤングケアラーの把握にあたって難しいと思われることの回答では、「(子ども本人が) 相談する先・方法を知らない」という旨の回答が 21 件、「本人からの相談がなければ実態がわからない」という旨の回答が 19 件あります（調査票A問21）。

家族をケアしている子ども本人やその家族が、困りごとを相談してよいことを知らない、またどこに相談すればよいかわからない現状があるだけでなく、支援機関が状況を把握した際にも、必要な支援へのつなぎ先がわからないことがあるという状況が見て取れます。

子ども本人への相談窓口の周知に加え、支援機関が子どもや家族を適切な支援につなぐことのできるよう、支援機関に向けた相談窓口の周知も必要です。また、具体的な支援に関する支援機関への研修や関係機関での情報共有・連携体制の整備が重要であると考えられます。



# 資料編

## 調査票 A

アンケート調査項目（調査票A 支援機関におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査）			
設問番号	形式	選択肢番号	項目
はじめに	SA		日頃のあなたの業務についてお聞きします。あなたは、あなたに関わる子ども（あるいは保護者）の「困りごと」を、当事者の視点で考えていますか。（あてはまるものを1つ選択）
		1	はい（常に心がけている）
		2	いいえ（あまり気にとめていない）
		3	どちらとも言えない
		4	その他（具体的に）
問1-1	SA		あなたの機関種別を教えてください。
		1	地域包括センター
		2	居宅介護支援事業所
		3	相談支援事業所
		4	各市町保健師
		5	社会福祉協議会職員
		6	医療ソーシャルワーカー
		7	生活保護ケースワーカー
		8	母子・父子自立支援員
		9	SC（スクールカウンセラー）
		10	SSW（スクールソーシャルワーカー）
		11	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）
		12	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）
問1-2	SA		あなたの勤務あるいは活動している福祉圏域を教えてください
		1	大川
		2	小豆
		3	高松
		4	中讃
		5	三豊
問2	SA		「ヤングケアラー」について、どの程度認識していますか
		1	国の報告書の内容を承知している程度認識している
		2	報道されている程度は認識している
		3	言葉だけは認識している
		4	言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）
問3	SA		あなたが関わっている（過去に関わった）家庭の中で、ヤングケアラーではないかと思われる子どもはいますか（いましたか） ※当時の年齢が、18歳未満の方を対象とします。
			いる（いた）
		1	→そのヤングケアラーではないかと思われる子どもから聞いた、今後の支援等を考える上で大切だと感じた生の声があれば教えてください。（ ）
		2	いない
		3	わからない
問4	MA		（問3で「1. いる（いた）」と答えた方に質問します）ヤングケアラーではないかと思われる子どもを、具体的にどのようにして判断していますか
		1	アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
		2	特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
		3	関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している
		4	その他（ ）
問5			あなたが関わっている（過去に関わった）、ヤングケアラーではないかと思われる子どもは何人程度いますか（いましたか）
			（ ）人程度
問6	MA		そのヤングケアラーではないかと思われる子どもを知ったきっかけは何ですか。
		1	近隣住民からの情報
		2	その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）
		3	行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）
		4	その子ども本人からの相談
		5	その他（ ）

問7	MA	そのヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況は下記のうちどれですか。
		1 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている
		2 大人の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
		3 大人の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている
		4 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている
		5 家族の通訳（日本語や手話など）をしている
		6 家計を支えるために、アルバイト等をしている
		7 アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
		8 病気の家族の看病をしている（たんの吸引や経管栄養の管理等、医療的ケアを含む）
		9 障がいや病気のある家族（きょうだい以外）の身の回りの世話をしている
		10 障がいや病気のある家族（きょうだい以外）の入浴やトイレの介助をしている
		11 精神的に不安定な親のケアをしている（不安な気持ちを聴くなどの感情面のケア）
		12 障がいや病気の家族の世話や介護のことをいつも気にかけている
		13 その他（ ）
問8		令和3年度に、あなたがヤングケアラーと思われる子ども等から受けた相談件数などを教えてください。（おおよその件数で結構です）※相談を受けていない場合は0を入力
		相談延べ件数の総数（ ）件
		1 うちヤングケアラーと思われる子ども本人からの相談件数（ ）件
		2 うちケアを必要とする家族からの相談件数（ ）件
		3 うち上記1. 及び2. 以外の家族等からの相談件数（ ）件
問9	SA	ヤングケアラーではないかと思われる子どもについて、関係機関・者から情報提供等を受けたことがありますか。
		1 ある
		2 ない
		3 わからない
問10	MA	（問9で「1. ある」と回答した方にお伺いします）情報提供等を受けた具体的な関係機関・者はどこでしたか。
		1 各市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）
		2 各市町の福祉部門（1を除く）
		3 S W ・ S C （スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）※学校の情報提供の窓口として
		4 小中学校（教員）
		5 高等学校（教員）
		6 教育委員会（指導主事・主任指導主事）
		7 その他（ ）
問11	MA	ヤングケアラーと思われる子どもについて、具体的に貴機関以外の外部（教育委員会、市町、要対協など）の支援につないだケースはありますか。
		1 要対協に情報提供・通告したケースがある
		2 要対協に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケースがある
		3 外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）
問12	MA	（問11で「3. 外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」と回答した方にお伺いします）外部の支援につなげなかった理由を教えてください。
		1 つなぐ必要がない（自身の機関等で対応可能）と思った。
		2 つなぐべき外部機関がわからなかった。
		3 その他（ ）
問13	MA	あなたは、ヤングケアラーではないかと思われる子どもについてはどのような支援を行っていますか（行いましたか）
		1 ケアが必要な対象者への介護等のサービス調整
		2 支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ
		3 関係者が支援チームをつくり支援
		4 その他（ ）
問14	MA	問3のヤングケアラーではないかと思われる子どもがいたとき、他の関係機関へ連絡をとした場合、どこへ連絡しますか。
		1 各市町の要対協の調整機関/虐待対応部門
		2 各市町の福祉部門（1を除く）
		3 各市町の保健部門
		4 各市町教育委員会
		5 小中学校
		6 高等学校
		7 S W ・ S C （スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）
		8 教育支援センター（適応指導教室）
		9 民生委員・児童委員
		10 児童相談所
		11 病院
		12 警察や刑事司法関係機関
		13 フリースクール・子ども食堂などの民間団体・施設
		14 その他（ ）
問15		あなたが関わっている（過去に関わった）、ヤングケアラーではないかと思われる子どものうち最近の1ケース（あれば子どもの生活状況の改善が確認できた事例）について、以下の問いに答えてください。
問15-1	SA	性別
		1 女性
		2 男性
		3 その他

問15-2	SA	学年
		1 小学（ ）年
		2 中学（ ）年
		3 高校（ ）年
問15-3	MA	子どもの状況として把握したこと
		1 学校を休みがちである
		2 遅刻や早退が多い
		3 教室以外で過ごしていることが多い
		4 精神的な不安定さがある
		5 身だしなみが整っていない
		6 学力が低下している
		7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
		8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
		9 親に必要なものを用意してもらえない
		10 部活を途中でやめてしまった
		11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
		12 集金が遅れる、未払い
		13 その他（ ）
問15-4	MA	子どもの家族構成
		1 母親
		2 父親
		3 祖母
		4 祖父
		5 きょうだい
		6 その他（ ）
問15-5		家庭でのケアの状況
問15-5①	SA	ケアの状況を把握しているか
		はい
		いいえ
問15-5②	MA	「はい」の場合、ケアの具体的な内容
		a) ケアを必要としている人
		1 母親
		2 父親
		3 祖母
		4 祖父
		5 きょうだい
		6 その他（ ）
		b) ケアを必要としている人の状況
		1 高齢（65歳以上）
		2 幼い
		3 要介護（介護が必要な状態）
		4 認知症
		5 身体障がい
		6 知的障がい
		7 発達障がい
		8 精神疾患（疑い含む）
		9 依存症（疑い含む）
		10 8、9以外の病気
		11 その他（ ）
		12 わからない
		c) ケアの内容
		1 家事（食事の準備や掃除、洗濯）
		2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など
		3 身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）
		4 外出の付き添い（買い物、散歩など）
		5 通院の付き添い
		6 感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）
		7 見守り
		8 通訳（日本語や手話など）
		9 金銭管理
		10 薬の管理
		11 その他（ ）
		12 分からない
問15-6	MA	ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ
		1 近隣住民からの情報
		2 その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）
		3 行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）
		4 その子ども本人からの相談
		5 その他（ ）

問15-7	FA		団体で行った支援（対協との連携も含めて）
問15-8	FA		支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化（改善状況等）
問16			（問11で「1. 要対協に情報提供・通告したケースがある」と回答した方にお伺いします）該当する最近のケース（あれば子どもの生活状況の改善が確認できた事例）について、以下の問いに答えてください。
問16①			要対協に情報提供・通告したケース
問16①-1	SA		性別
			1 女性
			2 男性
			3 その他
問16①-2	SA		学年
			1 小学（ ）年
			2 中学（ ）年
			3 高校（ ）年
問16①-3	MA		子どもの状況として把握したこと
			1 学校を休みがちである
			2 遅刻や早退が多い
			3 教室以外で過ごしていることが多い
			4 精神的な不安定さがある
			5 身だしなみが整っていない
			6 学力が低下している
			7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
			8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
			9 親に必要なものを用意してもらえない
			10 部活を途中でやめてしまった
			11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
			12 集金が遅れる、未払い
			13 その他（ ）
問16①-4	MA		子どもの家族構成
			1 母親
			2 父親
			3 祖母
			4 祖父
			5 きょうだい
			6 その他（ ）
問16①-5			家庭でのケアの状況
問16①-5①	SA		ケアの状況を把握しているか
			はい
			いいえ
問16①-5②	MA		「はい」の場合、ケアの具体的な内容
			a) ケアを必要としている人
			1 母親
			2 父親
			3 祖母
			4 祖父
			5 きょうだい
			6 その他（ ）
			b) ケアを必要としている人の状況
			1 高齢（65歳以上）
			2 幼い
			3 要介護（介護が必要な状態）
			4 認知症
			5 身体障がい
			6 知的障がい
			7 発達障がい
			8 精神疾患（疑い含む）
			9 依存症（疑い含む）
			10 8、9以外の病気
			11 その他（ ）
			12 わからない

		c)ケアの内容
		1 家事（食事の準備や掃除、洗濯）
		2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など
		3 身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）
		4 外出の付き添い（買い物、散歩など）
		5 通院の付き添い
		6 感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）
		7 見守り
		8 通訳（日本語や手話など）
		9 金銭管理
		10 薬の管理
		11 その他（ ）
		12 分からない
問16①-6	MA	ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ
		1 近隣住民からの情報
		2 その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）
		3 行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）
		4 その子ども本人からの相談
		5 その他（ ）
問16①-7	MA	要対協への通告ルート
		1 市町教育委員会経由
		2 貴機関から直接連絡
		3 その他（ ）
問16①-8	FA	団体で行った支援（要対協につないだ後の支援や要対協との連携も含めて）
問16①-9	FA	支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化（改善状況等）
問16①-②		「要対協に情報提供・通告したケース」のほかに、「要対協に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケース」がありますか。
		1 ある
		2 ない
問16②		要対協に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケース
問16②-1	SA	性別
		1 女性
		2 男性
		3 その他
問16②-2	SA	学年
		1 小学（ ）年
		2 中学（ ）年
		3 高校（ ）年
問16②-3	MA	子どもの状況として把握したこと
		1 学校を休みがちである
		2 遅刻や早退が多い
		3 教室以外で過ごしていることが多い
		4 精神的な不安定さがある
		5 身だしなみが整っていない
		6 学力が低下している
		7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
		8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
		9 親に必要なものを用意してもらえない
		10 部活を途中でやめてしまった
		11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
		12 集金が遅れる、未払い
		13 その他（ ）
問16②-4	MA	子どもの家族構成
		1 母親
		2 父親
		3 祖母
		4 祖父
		5 きょうだい
		6 その他（ ）
問16②-5		家庭でのケアの状況
問16②-5①	SA	ケアの状況を把握しているか
		はい
		いいえ

問16②-5②	MA	「はい」の場合、ケアの具体的な内容
		a)ケアを必要としている人
		1 母親
		2 父親
		3 祖母
		4 祖父
		5 きょうだい
		6 その他 ( )
		b)ケアを必要としている人の状況
		1 高齢 (65歳以上)
		2 若い
		3 要介護 (介護が必要な状態)
		4 認知症
		5 身体障がい
		6 知的障がい
		7 発達障がい
		8 精神疾患 (疑い含む)
		9 依存症 (疑い含む)
		10 8、9以外の病気
		11 その他 ( )
		12 わからない
		c)ケアの内容
		1 家事 (食事の準備や掃除、洗濯)
		2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など
		3 身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)
		4 外出の付き添い (買い物、散歩など)
		5 通院の付き添い
		6 感情面のサポート (愚痴を聞く、話し相手になるなど)
		7 見守り
		8 通訳 (日本語や手話など)
		9 金銭管理
		10 薬の管理
		11 その他 ( )
		12 分からない
問16②-6	MA	ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ
		1 近隣住民からの情報
		2 その家庭と関わった様子から (通常業務における関わりから)
		3 行政 (福祉や教育など) からの情報 (自治体間や自治体内部の情報共有含む)
		4 その子ども本人からの相談
		5 その他 ( )
問16②-7	MA	要対協への通告ルート
		1 市町教育委員会経由
		2 貴機関から直接連絡
		3 その他 ( )
問16②-8	FA	団体で行った支援 (外部につないだ後の支援やつなぎ先との連携も含めて)
問16②-9	FA	支援した結果、子どもやケアが必要な家族への変化 (改善状況等)
問17	MA	(問3で「3. 分からない」と回答した方にお伺いします) その理由をお教えてください。
		1 貴機関において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
		2 不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
		3 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
		4 ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
		5 その他 ( )
問18	MA	介護や看病、療育などのケアを必要としている人 (幼いきょうだいを含む) が、そもそも相談に繋がらない (繋がりにくい) 理由については、何であると考えますか。
		1 家庭でケアをするのが当たり前だと思っている (介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない)
		2 家族で支えられると考えている (家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない)
		3 公的サービスを知らない
		4 どこに相談すればよいか分からない
		5 その他 ( )
問19	SA	令和3年度において、貴機関が受けた相談の中で、介護や看病、療育などのケアを必要としている人が、公的サービスの利用に至らなかった事例はありますか。
		1 ある
		2 ない

問20	MA	(問19で「ある」と回答した支援機関に伺います) 介護や看病、療育などのケアについて、支援機関への相談につながったにも関わらず、公的サービスの利用に至らないケースがある場合、その理由は何であると考えますか。
		①【ケアを必要としている側(介護等の必要な家族本人)の理由】
		1 家族によるケアを望んでいる
		2 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		3 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		4 公的サービスの内容を理解していない
		5 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		6 その他( )
		②【ケアをしている側(上記の「介護等の必要な家族本人」をケアする家族)の理由】
		7 家族で支えられると考えている
		8 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		9 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		10 公的サービスの内容を理解していない
		11 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		12 地域のサービス提供体制が不十分
		13 ニーズにマッチするサービスがない(少ない)
		14 その他( )
問21	FA	ヤングケアラーの把握や支援にあたって課題として感じることはどのようなことですか。具体的にお答えください。
		①把握にあたって難しいと思われること( )
		②支援にあたって難しいと思われること( )
問22	MA	ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うことはどのようなことですか。
		1 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
		2 教職員や支援団体がヤングケアラーについて知り、理解すること
		3 学校や支援団体にヤングケアラーが何人いるか把握すること
		4 学校にSSWやSCなどの専門職の配置が充実すること
		5 子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること
		6 ヤングケアラーについて検討する組織を学校につくること
		7 学校や支援団体にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
		8 学校や支援団体がヤングケアラーの支援について相談できる機関であること
		9 ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること
		10 地域で子どもに関わる機会のある支援機関等による早期発見を促すための研修の実施
		11 福祉と教育の連携を進めること(具体的に: )
		12 その他( )
		13 特になし
問23	FA	ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫があれば具体的に教えてください。
		①注意点( )
		②工夫( )
問24	FA	ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところをご記載ください。( )
問25	FA	ヤングケアラー支援について、①既に取り組んでいること、②今後取り組みそうなことがあれば記載してください。
		①既に取り組んでいること( )
		②今後取り組みそうなこと( )
問26	MA	ヤングケアラーに必要な支援を実現するために県や市町が取り組むべき事項は何だと思えますか。
		1 県民のヤングケアラー支援に関する意識醸成(認知度の向上)
		2 支援が必要なヤングケアラーの早期発見に向けた相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保
		3 関係機関のネットワーク構築
		4 介護保険や障害福祉サービスの整備
		5 その他( )
問27	FA	その他、ヤングケアラーについてのご意見やお考え等、自由に記載してください。( )

## 調査票B

アンケート調査項目（調査票B 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査）			
SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答			
設問番号	形式	選択肢番号	項目
貴要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の活動状況やヤングケアラーと思われる子どもへの対応についておたずねします			
問1	FA		令和3年度の貴要対協におけるケース登録数は何件ですか。 ※登録種別ごとのヤングケアラーの内訳がわからない場合は、要保護・要支援児童ケース登録数全体の中でヤングケアラーと思われる子どもの総数だけでもお教えてください。☑
			要保護児童ケース登録数（ ）件 うちヤングケアラーと思われる子どもの件数（令和3年度）（ ）件
			要支援児童ケース登録数（ ）件 うちヤングケアラーと思われる子どもの件数（令和3年度）（ ）件
			特定妊婦ケース登録数（ ）件 うちヤングケアラーと思われる子どもの件数（令和3年度）（ ）件
問2	SA		貴要対協では、ヤングケアラーの概念について、どの程度認識していますか。
			1 国の報告書の内容を承知している程度認識している
			2 報道されている程度は認識している
			3 言葉だけは認識している
			4 言葉も認識していない(今回の調査で初めて知った)
問3	SA		(問2で「1. 国の報告書※の内容を承知している程度認識している。」「2. 報道されている程度は認識している。」と回答された要対協にお伺いします) 貴要対協では、ヤングケアラーと思われる子ども(問1で回答されたヤングケアラーと思われる子ども)の実態を把握していますか。
			1 把握している
			2 ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない
			3 該当する子どもがいない
問4	MA		(問3で「1. 国の報告書※の内容を承知している程度認識している。」と回答された要対協にお伺いします) 貴要対協では、ヤングケアラーと思われる子どもの実態をどのように把握していますか。また、いつ確認をすることが多いですか。
			1 アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている →確認を行う時期（ ）
			2 特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している →確認を行う時期（ ）
			3 関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、ヤングケアラーとして対応している
			4 その他（ ）
問5	MA		(問3で「2. ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した要対協にお伺いします) その理由をお教えてください。
			1 要対協の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
			2 既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい
			3 虐待などに比べ緊急度が低いいため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる
			4 学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい
			5 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
			6 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
			7 ケアマネやケースワーカー、学校の先生などにヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
			8 ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない
			9 その他（ ）
全ての要対協にお伺いいたします			
問6			貴要対協において、要保護（要支援）登録児童への対応方針の検討や進捗管理はどのように実施されていますか。
問6-1	MA		要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場
			1 実務者会議で検討
			2 個別ケース検討会議で検討
			3 その他（具体的に）（ ）
問6-2	MA		要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場
			1 実務者会議で検討
			2 個別ケース検討会議で検討
			3 その他（具体的に）（ ）
問7			貴要対協では、要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、下記のようなことについてどのように対応されていますか（対応することを決めていますか）。
問7-1	SA		ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関） ※ここでは進行管理の責任主体のことを指します
			1 他の要保護（要支援）児童と同じ（ ）課・室
			2 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている（具体的に）（ ）
			3 その他（具体的に）（ ）
			4 特に決まっていない
問7-2	SA		ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関） ※ここでは必要な支援を主に行う機関のことを指します
			1 他の要保護（要支援）児童と同じ（ ）課・室
			2 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている（具体的に）（ ）
			3 その他（具体的に）（ ）
			4 特に決まっていない



問7-3	SA		ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫されていることがありますか。
			ある 具体的に（ ）
		1	情報共有の方法（ ）
		2	特にない
		3	その他（具体的に）（ ）
問7-4	SA		ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、医療機関（※）との連携で工夫されていることがありますか。 ※ここでの医療機関とは、ケアの対象者が、医療的ケアが必要（精神疾患、依存症等）などで、ケア対象者自身が通っている医療機関のことを指し、子ども本人が通っている医療機関ではありません
			ある 具体的に（ ）
		1	情報共有の方法（ ）
		2	特にない
		3	その他（具体的に）（ ）
問7-5	SA		ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫されていることがありますか。
			ある 具体的に（ ）
		1	情報共有の方法（ ）
		2	特にない
		3	その他（具体的に）（ ）
貴要対協や自治体におけるヤングケアラーに対する取組みについておたずねします			
問8	MA		ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、貴要対協を設置している市町で、ヤングケアラーに関する取組みを行っていますか。
		1	広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
		2	一般市民・町民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
		3	教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
		4	関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
		5	関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
		6	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
		7	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
		8	その他（具体的に）（ ）
		9	特にしていない
問8-2	FA		1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的な内容をお教えてください。また、実施されている取組みのうち、特に今年度から実施されているものがあればお教えてください。
問8-3	MA		うち、令和4年度から実施している取組みがあれば、お教えてください。
		1	広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
		2	一般市民・町民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
		3	教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
		4	関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
		5	関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
		6	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
		7	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
		8	その他（具体的に）（ ）
問9	MA		貴要対協では、ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、次年度（令和5年度）に取り組む予定のものはありますか。
		1	広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
		2	一般市民・町民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
		3	教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
		4	関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
		5	関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
		6	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
		7	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
		8	その他（具体的に）（ ）
		9	現時点では、予定していない
問9-2	FA		1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的な内容をお教えてください。
貴要対協におけるヤングケアラーの早期発見や支援などについておたずねします			
問10	MA		貴要対協において、相談、通告のあった子どもや登録されている子どもがヤングケアラーである可能性を早期に確認する上で、課題に感じることはありますか。
		1	要対協の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
		2	既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない
		3	既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない
		4	介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
		5	虐待などに比べ緊急度が高くないため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる
		6	家庭内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい
		7	ケアマネやケースワーカー、学校の先生など関係機関や団体の職員等においてヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
		8	ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない
		9	その他（具体的に）（ ）

問11	MA	<p>貴要対協において、ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援をする際に、課題として考えられることはなんですか。</p> <p>1 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない</p> <p>2 家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない</p> <p>3 保護者が子どもへの支援に同意しない</p> <p>4 要対協の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識や支援技術が不足している</p> <p>5 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分</p> <p>6 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートをできる人材が要対協にいない</p> <p>7 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい</p> <p>8 その他（具体的に）（ ）</p>
問11-2	FA	<p>ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫があれば具体的に教えてください。</p> <p>1. 注意点（ ）</p> <p>2. 工夫（ ）</p>
問12	MA	<p>貴要対協において、ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うことはどのようなことですか。</p> <p>1 子ども自身がヤングケアラーについて知ること</p> <p>2 教職員や支援団体がヤングケアラーについて知ること</p> <p>3 学校や支援団体にヤングケアラーが何人いるか把握すること</p> <p>4 学校にSSWやSCなどの専門職の配置が充実すること</p> <p>5 子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること</p> <p>6 ヤングケアラーについて検討する組織を学校につくること</p> <p>7 学校や支援団体にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること</p> <p>8 学校や支援団体が、ヤングケアラーの支援について相談できる機関であること</p> <p>9 ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること</p> <p>10 地域で子どもに関わる機会のある支援機関等による早期発見を促すための研修を実施すること</p> <p>11 福祉と教育の連携を進めること（具体的に： ）</p> <p>12 その他（具体的に： ）</p> <p>13 特になし</p>
問13	FA	<p>貴要対協では、ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族に関わっている機関等に期待することは何ですか。</p> <p>&lt;学校に対して期待すること&gt;</p> <p>&lt;ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること&gt;</p> <p>うち、保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援）</p> <p>うち、保健センター（母子保健担当／精神保健担当）に対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）</p> <p>うち、ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）</p> <p>うち、障害福祉サービス事業所などに対して期待すること（精神疾患等の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）</p> <p>うち、医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）</p> <p>うち、生活困窮者支援機関（社会福祉協議会等）に対して期待すること（きょうだい等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）</p>
問14	MA	<p>介護や看病、療育などのケアを必要としている人（幼いきょうだいを含む）が、そもそも相談に繋がらない理由については、何であると考えますか。</p> <p>1 家族がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）</p> <p>2 家族で支えられると考えている（家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）</p> <p>3 公的サービスを知らない</p> <p>4 どこに相談すればよいか分からない</p> <p>5 その他（具体的に）</p>
問15	SA	<p>令和3年度において、貴要対協が受けた相談の中で、介護や看病、療育などのケアを必要としている人が、公的サービスの利用に至らなかった事例はありますか。</p> <p>1 ある</p> <p>2 ない</p>

問16	MA	(問15で「ある」と回答した要対協に伺います) 介護や看病、療育などのケアについて、支援機関への相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用に至らないケースがある場合、その理由は何だと考えますか。
		<b>【ケアを必要としている側（介護等の必要な家族本人）の理由】</b>
		1 家族によるケアを望んでいる
		2 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		3 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		4 公的サービスの内容を理解していない
		5 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		<b>【ケアをしている側（上記の「介護等の必要な家族本人」をケアする家族）の理由】</b>
		6 家族で支えられると考えている
		7 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		8 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		9 公的サービスの内容を理解していない
		10 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		11 地域のサービス提供体制が不十分
		12 ニーズにマッチするサービスがない（少ない）
		13 その他（ ）
問17	FA	ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところをご記載ください。
		『ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート』についておたずねします
問18	SA	現在、貴要対協において、「ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」を使用されていますか。
		1 使用している
		2 使用していない
問18-2	SA	(問18-2で「1使用している」と回答した方)
		a そのまま使用している
		b 貴要対協の状況に合わせて項目をアレンジして使用している⇒具体的に（ ）
		「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」についておたずねします
問19	SA	現在、貴要対協において、「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」を使用されていますか。
		1 使用している
		2 使用していない
問19-2	SA	(問19-2で「1使用している」と回答した方)
		a そのまま使用している
		b 貴要対協の状況に合わせて項目をアレンジして使用している⇒具体的に（ ）
問20	FA	具体的な事例の内容と当該事例に対する貴要対協の支援内容
問21	FA	その他、ヤングケアラーについてのご意見やお考え等、自由に記載してください。

## 調査票C

アンケート調査項目（調査票C 児童相談所におけるヤングケアラーへの対応等に関するアンケート調査）			
SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答			
設問番号	形式	選択肢番号	項目
問1	FA		児童福祉司指導・継続指導中の児童数（令和3年度） <input checked="" type="checkbox"/> 要保護児童ケース登録数（ ）件 うちヤングケアラーと思われる子どもの件数（令和3年度）（ ）
問2	SA		貴県対協では、ヤングケアラーの概念について、どの程度認識していますか。 1 国の報告書の内容を承知している程度認識している 2 報道されている程度は認識している 3 言葉だけは認識している 4 言葉も認識していない(今回の調査で初めて知った)
貴児童相談所におけるヤングケアラーの早期発見や支援などについておたずねします			
問3	MA		貴児童相談所において、相談、通告のあった子どもや既に取扱いがある子どもが「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上で、課題に感じることにはなんですか。 1 児童相談所職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している 2 既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない 3 既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない 4 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している 5 虐待などに比べ緊急度が低くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる 6 家族内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい 7 ケアマネやCW、学校の先生など関係機関や団体の職員等において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している 8 ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない 9 その他（具体的に）
問4	MA		貴児童相談所において、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して支援をする際に、課題として考えられることはなんですか。 1 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない 2 家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない 3 保護者が子どもへの支援に同意しない 4 関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識や支援技術が不足している 5 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分 6 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートのできる人材がいない 7 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい 8 その他（具体的に）
問4-2	FA		ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫があれば具体的に教えてください。 1 注意点 2 工夫
問5	MA		貴児童相談所において、ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うことはどのようなことですか。 1 子ども自身がヤングケアラーについて知ること 2 教職員や支援団体がヤングケアラーについて知ること 3 学校や支援団体にヤングケアラーが何人いるか把握すること 4 学校にSSWやSCなどの専門職の配置が充実すること 5 子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること 6 ヤングケアラーについて検討する組織を学校につくること 7 学校や支援団体にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること 8 学校や支援団体が、ヤングケアラーの支援について相談できる機関であること 9 ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること 10 地域で子どもに関わる機会のある支援機関等による早期発見を促すための研修の実施 11 福祉と教育の連携を進めること（具体的に： ） 12 その他（具体的に： ） 13 特になし
問6	FA		貴児童相談所では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族に関わっている機関等に期待することは何ですか。自由に記載ください。 〈学校に対して期待すること〉 〈ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること〉 うち、保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援） うち、保健センター（母子保健担当/精神保健担当）に対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援） うち、ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援） うち、障害福祉サービス事業所などに対して期待すること（精神疾患等の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援） うち、医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援） うち、生活困窮者支援機関（社会福祉協議会等）に対して期待すること（きょうだい等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

問7	MA	介護や看病、療育などのケアを必要としている人（幼いきょうだいを含む）が、そもそも相談に繋がらない理由については、何であると考えますか（あてはまるもの全てに○）。
		1 家族がケアをするのが当たり前だと思っている（介護や看病、療育などのケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）
		2 家族で支えられると考えている（家族が介護や看病、療育、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）
		3 公的サービスを知らない
		4 どこに相談すればよいか分からない
		5 その他（具体的に）
問8	SA	令和3年度において、貴児童相談所が受けた相談の中で、看病、療育、療育などのケアを必要としている人が、公的サービスの利用に至らなかった事例はありますか（あてはまる番号1つに○）。
		1 ある
		2 ない
問9	MA	介護や看病、療育などのケアについて、支援機関への相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用に至らないケースがある場合、その理由は何だと考えますか（あてはまるもの全てに○）。
		<b>【ケアを必要としている側（介護等の必要な家族本人）の理由】</b>
		1 家族によるケアを望んでいる
		2 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		3 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		4 公的サービスの内容を理解していない
		5 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		<b>【ケアをしている側（上記の「介護等の必要な家族本人」をケアする家族）の理由】</b>
		6 家族で支えられると考えている
		7 家族がケアをするのが当たり前だと思っている
		8 家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている
		9 公的サービスの内容を理解していない
		10 公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある
		11 地域のサービス提供体制が不十分
		12 ニーズにマッチするサービスがない（少ない）
		13 その他（ ）
問10	FA	ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところをご記載ください。
		『「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート』についておたずねします
問11	SA	現在、貴児童相談所において、「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」を使用されていますか。
		1 使用している
		2 使用していない
問11-2	SA	（問11で「1使用している」と回答した方）
		a そのまま使用している
		b 貴児童相談所の状況に合わせて項目をアレンジして使用している⇒具体的に（ ）
		「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」についておたずねします
問12	SA	現在、貴児童相談所において、「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」を使用されていますか。
		1 使用している
		2 使用していない
問12-2	SA	（問12で「1使用している」と回答した方）
		a そのまま使用している
		b 貴児童相談所の状況に合わせて項目をアレンジして使用している⇒具体的に（ ）
問13	FA	具体的な事例の内容と当該事例に対する児童相談所の支援内容
問14	FA	その他、ヤングケアラーについてのご意見やお考え等、自由に記載してください